

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年9月28日
【事業年度】	自 2019年1月1日 至 2019年12月31日
【発行者の名称】	予防接種のための国際金融ファシリティ（IFFIm） (International Finance Facility for Immunisation Company)
【代表者の役職氏名】	予防接種のための国際金融ファシリティ（IFFIm）の財務 マネージャーとしての国際復興開発銀行
【事務連絡者氏名】	弁護士 月岡 崇
【住所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	03-6889-7000
【縦覧に供する場所】	該当なし

注（１）別段の記載のない限り、本書中の「南アフリカ・ランド」および「南ア・ランド」は南アフリカ共和国の法定通貨である南アフリカ・ランドを、「ユーロ」、「EUR」および「€」は欧州連合の一部加盟国が採択した欧州単一通貨を、「米ドル」、「U.S.\$」および「USD」はアメリカ合衆国の法定通貨であるアメリカ合衆国ドルを、「SEK」、「クローナ」および「スウェーデン・クローナ」はスウェーデンの法定通貨であるスウェーデン・クローナを、「英国ポンド」、「」および「GBP」は英国の法定通貨である英国ポンドを、「NOK」および「ノルウェー・クローネ」はノルウェー王国の法定通貨であるノルウェー・クローネを、「豪ドル」および「AUD」はオーストラリア連邦の法定通貨であるオーストラリアドルを、「ニュージーランド・ドル」はニュージーランドの法定通貨であるニュージーランド・ドルを、「トルコ・リラ」はトルコ共和国の法定通貨であるトルコ・リラを、「ブラジル・レアル」および「レアル」はブラジル連邦共和国の法定通貨であるブラジル・レアルを、「円」および「日本円」は日本国の法定通貨である日本円を指す。2020年9月25日現在における株式会社三菱UFJ銀行発表の（ ）南ア・ランドの日本円に対する対顧客電信売相場は、1南ア・ランド＝7.73円、（ ）ユーロの日本円に対する対顧客電信売相場は、1ユーロ＝124.68円、（ ）米ドルの日本円に対する対顧客電信売相場は、1米ドル＝106.56円、（ ）クローナの日本円に対する対顧客電信売相場は、1クローナ＝12.00円、（ ）英国ポンドの日本円に対する対顧客電信売相場は、1英国ポンド＝138.64円、（ ）ノルウェー・クローネの日本円に対する対顧客電信売相場は、1ノルウェー・クローネ＝11.41円、（ ）豪ドルの日本円に対する対顧客電信売相場は、1豪ドル＝76.42円、（ ）ニュージーランド・ドルの日本円に対する対顧客電信売相場は、1ニュージーランド・ドル＝71.10円、（ ）トルコ・リラの日本円に対する対顧客電信売相場は、1トルコ・リラ＝16.34円であった。また、2020年9月24日（サンパウロ時間）のブラジル中央銀行のウェブサイト（<http://www.bcb.gov.br/?english>）における円／レアル・レート（逆数（小数第三位を四捨五入）（1レアル当たりの円の仲値の数値）は、1ブラジル・レアル＝18.93円であった。

注（２）本書の表の計数が四捨五入されている場合、合計は必ずしも計数の総和と一致しない。

注（３）本書中の「IFFIm」または「発行者」は、予防接種のための国際金融ファシリティ（IFFIm）を指す。

第1【募集（売出）債券の状況】

債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	事業年度末 の未償還額	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名
予防接種のための国際 金 融 ファ シ リ ティ (IFFIm)2024年6月24日 満期南アフリカ・ラン ド建ディスカウント債 券	2009年6月	800,000,000 南アフリカ・ランド	0	800,000,000 南アフリカ・ランド	ルクセンブルグ 証券取引所
予防接種のための国際 金 融 ファ シ リ ティ (IFFIm)2020年6月29日 満期南アフリカ・ラン ド建ディスカウント債 券	2010年6月	430,000,000 南アフリカ・ランド	0	430,000,000 南アフリカ・ランド	ルクセンブルグ 証券取引所
予防接種のための国際 金 融 ファ シ リ ティ (IFFIm)2027年6月29日 満期南アフリカ・ラン ド建ディスカウント債 券	2012年6月	520,000,000 南アフリカ・ランド	0	520,000,000 南アフリカ・ランド	ルクセンブルグ 証券取引所

* 当事業年度中における当該各債券の所有者の権利等に重要な影響を与える事実は発生しなかった。

第2【外国為替相場の推移】

該当事項なし。

第3【発行者の概況】

用語の定義

本書中において、下記の用語は、以下の意味を有する。

「加盟日」とは、金融枠組み協定の別紙1に掲げられたそれぞれの寄付者の加盟日をいう。

「追加寄付者」とは、金融枠組み協定の第17条に従って、金融枠組み協定に基づく当初寄付者と元よりされている者同様、加盟日以降生じるすべての権能、権利、権限、責任および義務を与えられた者をいう。

「代理人契約」とは、2006年11月3日付の代理人契約（2007年12月17日付の第1回追補代理人契約および2015年8月19日付の第2回追補代理人契約による補足ならびにその後の修正または補足を含む。）をいい、IFFIm、トラスティー、当初の主支払および名義書換代理人としてのシティバンク、エヌ・エイロンドン支店ならびにかかる契約書の中で指定されているその他の代理人との間で締結されている。

「適用ある格付機関」とは、フィッチ、ムーディーズおよびS&Pをいう。

「承認プログラム」とは、Gaviが、Gaviアライアンスプログラム承認および資金調達要請に基づいて申請し、IFFImが、手続覚書および金融枠組み協定に規定されている手続（かかる手続は、随時修正される。）に従って承認するすべてのプログラムをいう。

「アレンジャー」とは、本プログラムのアレンジャーであるゴールドマン・サックス・インターナショナルをいい、アレンジャーという用語には、本プログラムに基づくディーラー契約に従って指名された追加または代替のアレンジャーを含み、当該ディーラー契約に従って指名が終了したアレンジャーを除く。

「英国会社法」とは、1985年英国会社法（2006年英国会社法による改正およびその後の改正を含む。）をいう。

「ディーラー契約」とは、IFFImおよびアレンジャー間の2006年11月3日付のディーラー契約（2007年12月17日付の第1回追補ディーラー契約、2009年8月12日付の第2回追補ディーラー契約、2018年8月31日付の第3回追補ディーラー契約および2019年8月30日付の第4回追補ディーラー契約による補足ならびにその後の修正または補足を含む。）をいう。

「譲渡契約」とは、GAVIファンド・アフィリエイト（または、2013年2月8日以降に締結される場合はGavi）およびIFFIm間の捺印証書で、これに従ってGAVIファンド・アフィリエイト（またはGavi（場合による。））が1つ以上の寄付金協定に基づくその権利、権限、利益、利権および義務（これに基づく寄付金支払に関するものを含む。）をIFFImに譲渡した（または譲渡することとなる（場合による。））ものをいう。

「更改契約」とは、2009年12月17日に、とりわけGavi、GAVIファンド・アフィリエイト、IFFImおよび世銀間で締結された更改修正および書換済み契約をいう。

「デリバティブ取引」とは、通貨、金利、ベースス・リスク、ならびにIFFImリスク管理戦略に記載される現在および将来の資産および/または負債に関するその他のエクスポージャーを回避する目的で（財務マネージャーによる助言を考慮した）IFFImが締結するデリバティブ取引をいう。

「資金供与要請」とは、実質的に金融枠組み協定の別紙4に規定されているフォームに従い作成された、承認プログラムに関してIFFImによる資金供与を要請する、GaviからIFFImに対して行われる正式に記入された資金供与要請をいう。

「適格国」とは、1人当たりの国民総所得が、随時更新されるGaviアライアンス適格国方針に規定される最低水準以下の国をいう。

「金融枠組み協定」とは、とりわけ寄付者、発行者、Gaviおよび財務マネージャー間で締結され、追加寄付者が随時加盟する、更改契約および第2回更改契約に従い修正および書換えられる2006年9月28

日付の予防接種のための国際金融ファシリティ（IFFIm）に関連する金融枠組み協定（その後の補足、変更、修正および/または代替を含む。）をいう。

「フィッチ」とは、フィッチレーティングスリミテッドまたはフィッチレーティングスリミテッドの格付機関業務のあらゆる承継者をいう。

「Gavi」または「Gaviアライアンス」とは、スイス ジュネーブCh-1202 マインズ通り2番地（Chemin des Mines 2, Ch-1202, Geneva, Switzerland）に登録住所を有するスイス法に基づき財団として組織された慈善事業体（連邦番号CH-660-1699006-1）をいう。

「Gaviアライアンス適格国方針」とは、適格国の財務上の適格基準に関するその時々におけるGaviアライアンスの一般的な方針をいう。

「Gaviアライアンスプログラム承認および資金調達要請」とは、実質的に手続覚書（随時修正される。）に規定されているフォームに従い作成された、GaviがIFFImに宛てた申請をいう。

「大券」とは、仮大券および恒久大券をいう。

「寄付金協定」とは、各寄付者に関して、当該寄付者がGAVIファンド・アフィリエイト（または、2013年2月8日以降に締結される寄付金協定については、Gavi）と締結した寄付金協定をいう。

「寄付金支払管理協定」とは、寄付者の寄付金協定に関連する支払金の支払手続、口座情報の詳細に加えて、その他の管理およびロジスティクス上の情報を定める寄付者、IFFImおよび財務マネージャー間で締結される協定をいう。

「寄付金支払額」とは、各寄付金支払日および寄付者に関して、寄付金支払日程に規定されている日に、寄付者の寄付金協定に従って支払われるべき寄付金支払の金額をいう。

「寄付金の支払条件」とは、各寄付金協定の第2.2条（支払の条件）に規定されている支払に関する条件をいう。

「寄付金支払日」とは、寄付金協定に従い、寄付者の寄付金支払に関して、各寄付金支払日程に規定されている寄付金支払の支払期限が到来する日をいう。

「寄付金支払関連日」とは、寄付金支払に関して、当該寄付金支払のための寄付金支払日の25世銀営業日前に当たる日をいう。

「寄付金支払日程」とは、寄付者に関して、各寄付金支払の額およびかかる寄付金支払の寄付金支払日を明記した寄付金協定に添付されている日程をいう。

「寄付金支払」とは、各寄付者に関して、寄付者が寄付金協定の別紙1に規定される金額について受益者（寄付金協定に定義される。）のために引き受ける支払をいう。

「寄付者」とは、当初寄付者および追加寄付者の各々、またはそのいずれかをいう。

「世銀」とは、国際復興開発銀行（世界銀行）をいう。

「世銀営業日」とは、国際復興開発銀行が一般業務のために営業している日（土曜日および日曜日を除く。）をいう。

「IFFIm」とは、予防接種のための国際金融ファシリティ（IFFIm）をいい、登録番号5857343および慈善団体としての登録番号1115413を持つ、イングランドおよびウェールズ法に基づいて設立された会社であり、英国 ロンドン市 EC1Y 8BB ラムズ・パッセージ 2（2 Lambs Passage, London EC1Y 8BB, United Kingdom）に登録住所を有する。

「IFFIm口座」とは、財務マネージャーが、財務管理契約に従ってIFFImの名義で管理している口座またはかかる財務管理契約に従って別の銀行に開設および維持されているその他の代替口座をいう。

「IFFIm利用可能総資金」とは、いずれかの関連資金調達期間に関して、当該関連資金調達期間の間に金融枠組み協定の第6条に従って財務マネージャーが決定するIFFImの資金調達要件を満たすためにIFFImが利用可能な資金の総額をいう。

「IFFImの利札」とは、IFFImの債券に関する利札をいう。

「IFFImによる資金供与」とは、IFFImが、承認プログラムに関して、Gaviに供与する資金をいう。

「IFFImの資金調達要件」とは、金融枠組み協定の第6.3条に定められている意味を有する。

「IFFIm財務文書」とは、プロスペクトス、債券信託証書、IFFImの債券（大券によって表章される各IFFImの債券を含む。）、代理人契約、ディーラー契約、あらゆる債券発行契約、デリバティブ取引に関して、IFFImがあらゆる契約相手と締結したすべての契約および各ローン協定のそれぞれをいう。

「IFFImギアリング・レシオ・リミット」とは、その時々において、IFFImの純金融債務（IFFImの債券、ローンならびにIFFImの債券およびローンをヘッジするために締結されるデリバティブ取引に関する債務を含む。）から現金および流動資産を控除した金額の最高額の上限（財務マネージャーの助言を考慮し、かつIFFImの理事会で合意される。）を、IFFImの金融資産の純現在価値に占める割合で表したものをいい、寄付者から支払われる予定の寄付金支払（IFFImに譲渡済み）の純現在価値および寄付金支払をヘッジするために締結されたデリバティブ取引の純現在価値が考慮されている。

「IFFImによる予備的資金調達確認書」とは、実質的に手続覚書に規定されているフォームに従い作成された、IFFImからの通知をいう。

「IFFImの債券」とは、本プログラムに基づき発行される債券（発行後の債券も含む。）をいう。

「IFFImプログラム・キャパシティー」とは、金融枠組み協定の第5.4条に定められている意味を有する。

「IFFIm必要資金」とは、金融枠組み協定の第6.5条に定められている意味を有する。

「IFFImリスク管理戦略」とは、財務管理契約の第6章に従い、IFFImおよび財務マネージャー間で合意するIFFImのその時々において最新のリスク管理戦略をいう。

「IMF」とは、国際通貨基金をいう。

「IMF金融債務」とは、ローン契約または特定国がIMFと締結した類似の取り決めに従い、IMFに支払うべき元利金の支払を行うための当該特定国のあらゆる義務をいう。

「借入金債務」とは、（ ）ノート、ボンド、ディベンチャー、ディベンチャースtock、転換債券もしくはその他の有価証券、（ ）借入金、または（ ）引受もしくは引受条件付信用に基づく、もしくはこれに関する負債のための、またはそれらに関する債務（元本、プレミアム、利息またはその他の金額のいずれであるかを問わない。）をいう。

「当初寄付者」とは、2006年9月28日付の金融枠組み協定の1頁目にその名前が表示される寄付者をいう。

「IRC」とは、独立審査委員会をいう。

「貸付人」とは、ローン協定に定められている意味を有する。

「ローン協定」とは、金融枠組み協定において想定されている関連貸付者とIFFIm間のローン・ファシリティ協定をいう。

「ローン・ファシリティ」とは、ローン協定に基づいて利用可能なローン・ファシリティをいう。

「ローン」とは、ローン・ファシリティに基づいて行われるローンをいう。

「大多数寄付者」とは、財務マネージャーが（いずれかの当事者より要請を受けてから、合理的に実施可能な限り速やかに）、（ ）当初寄付者については、各寄付金協定の発効日現在および（ ）追加寄付者については、追加寄付者が、金融枠組み協定の第17条に従って当事者となる日現在の米ドル相当額における各寄付者の寄付金支払の総額（支払済およびこれから支払われる寄付金を含む。）に基づいて計算する寄付金支払合計（支払済およびこれから支払われる寄付金を含む。）の4分の3に相当する寄付者の過半数をいう。

「定款」とは、イングランドおよびウェールズにおいて登録されている会社の基本定款および付属定款をいう。

「ムーディーズ」とは、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクまたはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクの格付機関業務のあらゆる承継者をいう。

「多国籍開発銀行」とは、加盟者が主権を有する政府である国際条約により設立された国際金融機関をいう。

「非特定国向けプログラムへの資金提供申請」とは、手続覚書の第2部第2条に定められている意味を有する。

「債券発行契約」とは、債券信託証書、またはIFFImがIFFImの債券を発行する当事者であるその他の契約をいう。

「IFFImの債券所持人」とは、IFFImの債券の保有者、ならびに文脈によっては無記名式のIFFImの債券および関連する受領証の保有者または記名式のIFFImの債券に名前が登録されている者（場合による。）をいい、（IFFImの債券またはIFFImの利札にかかる）「所持人」とは、IFFImの債券、無記名式のIFFImの債券もしくはIFFImの利札の保有者または記名式のIFFImの債券に名前が登録されている者（場合による。）をいう。

「債券信託証書」とは、2006年11月3日付（2007年12月17日付の第1回追補債券信託証書、2008年8月4日付の第2回追補債券信託証書、2012年8月28日付の第3回追補債券信託証書、2017年8月17日付の第4回追補債券信託証書、2018年8月31日付の第5回追補債券信託証書および2019年8月30日付の第6回追補債券信託証書による補足ならびにその後の修正または補足を含む。）の信託証書をいい、IFFImとIFFImの債券所持人の受託者としてのトラスティ（この表現は、その時々においてかかる証書の受託者であるすべての者を含むものとする。）の間で締結されている。

「Gavi アライアンスプログラム承認通知および資金調達要請」とは、実質的に手続覚書に規定されているフォームに従い作成された、GaviがIFFImに宛てた通知をいう。

「その他債務証券」とは、IFFImにより規定されたまたは規定される予定のその他の債券発行プログラムに基づいたその他の債務証券をいう。

「未償還」とは、発行されたすべてのIFFImの債券のうち、(a)プライシング・サプルメントにより補完されるプロスペクタスにおける「債券の要項」（以下「要項」という。）に従って償還されたIFFImの債券、(b)償還期日が到来しており、その償還資金（当該償還期日までのIFFImの債券のすべての経過利息および当該償還期日後に支払われるべき利息を含む。）が債券信託証書に規定するトラスティまたは主支払代理人に適式に支払われており、また、当該償還資金がIFFImの債券および/またはIFFImの利札（場合による。）の呈示および提出と引換に支払われうるIFFImの債券、(c)無効となり、またはIFFImの債券に関する請求が時効となったIFFImの債券、(d)要項の規定により買入消却されたIFFImの債券、(e)代替債券との交換のために提出された汚損または毀損した無記名式のIFFImの債券、(f)紛失、盗難または滅失したとされ、IFFImの債券に関して代替債券が発行された無記名式のIFFImの債券（未償還のIFFImの債券の数を決定するためだけのもので、その他の目的上IFFImの債券の地位に影響を与えることはない。）、ならびに(g)恒久大券に交換される部分の仮大券および1つ以上の確定様式のIFFImの債券と交換される大券のうち、いずれの場合もかかる大券の規定に従って交換された部分のIFFImの債券を除く債券をいう。ただし、(1)債権者集会に出席し議決権を行使する権利を確定すること、(2)要項の第10条、第11条および第12条、ならびに債券信託証書の別紙3の目的において、未償還のIFFImの債券の数を決定すること、ならびに(3)トラスティがIFFImの債券所持人の利益に関して、またそれを基準に、明示または黙示を問わず、行使することが要求されている裁量、権限、権能を行使することを目的とする場合、実質的に発行者によりまたは発行者のために保有され、消却されていないIFFImの債券は（同条件で保有されている限り）未償還であるとはみなされない。IFFImの債券にかかる「未償還」は上記に従い解釈される。

「恒久大券」とは、無記名式恒久大券をいう。

「プライシング・サプルメント」とは、本プログラムに基づきIFFImの債券の発行に関連して作成されたまたは作成される予定のプライシング・サプルメントをいう。

「手続覚書」とは、（とりわけ）適格国向けプログラムへの資金提供申請および非特定国向けプログラムへの資金提供申請の承認に関する運営手続およびガイドラインならびに継続プログラム監視手続を規定している金融枠組み協定の別紙に含まれる手続覚書をいい、かかる文書は、随時、金融枠組み協定の第26.2条に従い変更することができる。

「本プログラム」とは、プロスペクタスに記載されているグローバル債券発行プログラムをいう。

「プロスペクタス」とは、本プログラムに関する2019年8月30日付の簡略基本目論見書（その時々による修正または補足を含む。）をいう。

「長期遅延」とは、特定国によるあらゆるIMF金融債務の不履行をいい、かかる不履行が、IMF金融債務の対象である関連金額の当初の支払期日から6暦月またはそれ以上継続している場合である。

「減額幅」とは、いずれかの寄付金支払日における寄付金支払に関して、財務マネージャーが、減額幅算式に従って決定した関連ある各特定国に関する金額をいう。

「減額幅算式」とは、各寄付金協定の別紙3に規定される算式をいう。

「参照ポートフォリオ」とは、各寄付金協定の別紙2に規定される特定国からなるポートフォリオをいう。かかる別紙は、金融枠組み協定の第26.5条に従い随時更新される。

「関連事項」とは、金融枠組み協定の第14.1条に定められている意味を有する。

「関連資金調達期間」とは、各暦四半期をいう。ただし、最初の関連資金調達期間は、財務マネージャーおよびIFFImにより合意された期間とする。

「リスク管理バッファー」とは、IFFImおよび世銀間で締結されたデリバティブ取引に基づく世銀のエクスポージャーを管理するために随時IFFImギアリング・レシオ・リミットから控除される予定の割合をいう。

「S&P」とは、S&Pグローバル・インクの一部分であるスタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスまたはS&Pの格付機関業務の承継者をいう。

「第2回更改契約」とは、2013年2月8日に、とりわけ寄付者、Gavi、GAVIファンド・アフィリエイト、IFFImおよび世銀間で締結された更改修正および書換済み契約をいう。

「特定国」とは、各寄付金協定の別紙2に規定されている参照ポートフォリオの一部を構成するいずれかの国をいう。かかる別紙は、金融枠組み協定の第26.5条に従い、特定国からの脱退、特定国の合併、または特定国の状況におけるその他の関連ある変更を考慮して、随時更新される。ただし、あらゆる承継国もまたIMFの加盟国であるものとする。

「仮大券」とは、無記名式仮大券をいう。

「GAVIファンド・アフィリエイト」とは、英国 ロンドン市 EC2A 2RS プリムローズストリート 20、ザ・ブロードゲート・タワー 3階（The Broadgate Tower, Third Floor, 20 Primrose Street, London EC2A 2RS, United Kingdom）に登録住所を有していた、登録番号5830438および慈善団体番号1115297を持つ、イングランドおよびウェールズ法に基づいて設立された法人をいう。

「取引文書」とは、金融枠組み協定、プロスペクトス、各ローン協定、債券信託証書、IFFImの債券、各譲渡契約、代理人契約、ディーラー契約、デリバティブ取引に関してIFFImが相手方と締結した協定、あらゆる債券発行契約、各寄付金協定、各寄付金支払管理協定、財務管理契約、および財務マネージャーが指定するその他の文書、またはそのいずれかをいう。

「財務管理契約」とは、財務マネージャーおよびIFFIm間で締結された財務管理サービスの提供に関する2006年9月29日付の契約（その後の補足、変更、修正および/または代替を含む。）をいう。

「財務管理サービス」とは、財務管理契約において定められる意味を有する。

「財務マネージャー」とは、財務管理契約の規定により財務マネージャーの職務を担う世銀、または財務管理契約の規定に従って随時任命される、財務管理契約に基づき財務管理サービスを遂行する能力を有し、世銀と同等の格付を有する承継または代替の多国籍開発銀行をいう。

「トラスティー」とは、シティコープ・トラスティー・カンパニー・リミテッドをいう。

1【発行者が国である場合】

該当事項なし

2【発行者が地方公共団体である場合】

該当事項なし

3【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

(1)【設立】

1) 設立の目的および根拠、法的地位および特権等の概要、設立年月日ならびに沿革

IFFIm

IFFImは、2006年6月26日に英国会社法に基づき、International Finance Facility for Immunisation Company（予防接種のための国際金融ファシリティ（IFFIm））の名称で、株式資本を有しない無期限の非公開保証有限会社として設立された。IFFImの唯一のメンバーは、Gaviである。

IFFImの主要な活動は、（ ）本プログラムに基づく債券の発行者として行為することおよび（ ）IFFImが当事者である取引文書を締結し、各取引文書に従って義務を履行することである。

IFFImは、基本定款第3条に明記されているとおり、特定のサービスまたは施設を提供することにより、GAVIファンド・アフィリエイトならびに地域全体または地域における重要な地区に恩恵をもたらす目的で設立され、また、私的分配のために利益を得ることが規約により許可されていないその他の慈善団体および独立組織の資金の効果的利用を促進することを目的とする。いずれの場合も、公共の利益のため、発展途上国における病気からの解放ならびに人々の健康状態の改善、保護および維持を目的としてGaviにより支援されているか、または関連しており、これにより、かかる慈善団体および組織（GAVIファンド・アフィリエイトを含む。）の資金調達を支援することができる。

IFFImは、登録番号5857343で英国会社登記所に登録しており、また、登録番号1115413で慈善団体として英国チャリティ委員会に登録している。

IFFImの登録事務所所在地は、ロンドン市 EC1Y 8BB ラムズ・パッセージ 2（2 Lambs Passage, London EC1Y 8BB）であり、電話番号は、+41 22 909 6504である。

欧州議会・欧州理事会規則（EU）No.575/2013の第117条(2)(m)に従って、IFFImのエクスポートは、欧州連合における信用機関により、0%のリスク・ウェイトが付与されるものとする。投資家は、投資判断を下す前に特定の管轄区域で助言を求め、かかるリスク・ウェイトに関する見解を明確にすべきである。

序文

IFFImは、英国チャリティ委員会に登録している慈善団体として設立された多国間開発機構である。IFFImの主要目的は、世界の最貧国の一部にGaviの予防接種プログラムおよび/またはワクチン確保プログラムのための資金提供をすることであり、これはスイスに設立された非営利財団であるGaviに資金を提供することにより行われる。

フランス共和国、イタリア共和国、ノルウェー王国、南アフリカ共和国、スペイン王国、スウェーデン王国、英国、オランダ王国およびオーストラリア連邦の9カ国の政府は、当初、最長20年間にわたり、英国チャリティ委員会に慈善団体として登録しているGAVIファンド・アフィリエイトに対して計画的な寄付金支払を行うことを公約していた。GAVIファンド・アフィリエイトは、IFFImが、GAVIファンド・アフィリエイトが提示する予防接種および/またはワクチン確保の承認プログラムを評価することならびにプログラムが承認された場合にはかかるプログラムに必要な資金調達のために合理的に全力を尽くすことに合意したことを考慮して、これらの寄付金支払を受領する権利をIFFImに直ちに譲渡した。IFFImは、譲渡された寄付金支払から生ずる利益を、とりわけ、本プログラムに基づいてIFFImが発行するIFFImの債券の元利金を支払う目的に使用する。2013年2月8日に、とりわけ寄付者、IFFIm、Gavi、GAVIファンド・アフィリエイトおよび財務マネージャー間で締結された更改修正および書換済み契約（以下「第2回更改契約」という。）に従い、GAVIファンド・アフィリエイトは、更改により、各寄付金協定に基づくその義務、債務、誓約、保証および責任のすべてをGaviに譲渡した。これにより、上述の協定におけるIFFImとの関与は事実上終了した。2013年2月8日以降、将来寄付者になる者または追加寄付を行う寄付者は、随時、直接Gaviと寄付金協定を締結することになる。その後、Gaviは、当該寄付金協定に基づいて寄付金支払を受領する権利をIFFImに譲渡することになる。

IFFImの対象適格国と連携することにより、Gaviは、今後も予防接種、関連保健システム強化および/またはワクチン確保に関するプログラム（プログラムの中にはIFFImによる資金援助が適切なものもありうる。）を特定し、承認する。GaviはかかるプログラムをIFFImに提示し、それを受けて、IFFImは、十分な財政資源の有無ならびにIFFImの資金調達および流動性政策を含めて、かかるプログラムがIFFImによる資金提供に適しているかどうかを考慮した上で、その時々によって本プログラムに基づいてIFFImの債券を発行し、資金をGaviに供与する。下記に詳細に定義され述べられている金融枠組み協定およびIFFImが当事者であるその他の契約により、IFFImは、IFFImにより規定されたもしくは規定される予定のその他の債券発行プログラムに基づいたその他の債務証券の発行（以下「その他債務証券」という。）、および/またはIFFImと貸付人間で随時締結されるローン契約により利用可能なローン・ファシリティに基づく資本調達を行うことができる。金融枠組み協定は、IFFImによる借入またはその他債務証券の発行に関する一定の制限を含む。当該制限の中には、いかなる当該借入またはその他債務証券に関する条件も、IFFImの資金戦略を遵守している旨をIFFImの財務マネージャーにより承認されなければならないという条件が含まれる。

Gaviは、金融枠組み協定の条項に従って、IFFImから受領した資金を、Gaviおよび（2013年2月8日より前に承認されたプログラムについては）GAVIファンド・アフィリエイトが事前に承認済みの予防接種、関連保健システム強化またはワクチン確保プログラムを支援するために供与する。

IFFImは理事会によって運営されている。IFFImは主要な活動を2つの組織に委託している。Gaviがすべての管理補助業務を提供し、世界銀行として知られている国際復興開発銀行が、IFFImの財務マネージャーとしての立場において、すべての財務業務を提供する。

IFFImの背景

寄付者（以下に記載される。）は、2000年国連総会において合意された国連ミレニアム開発目標を達成することを公約している。2002年モンテレーで開かれた国連開発資金会議において、寄付者としての各国政府の多くは、政府開発援助（以下「ODA」という。）を拡大することおよび援助のために更なる資金を調達するためのメカニズムを検討することを公約した。当初寄付者等は、ODAの拡大および新しい金融メカニズムを施行することによって、ミレニアム開発目標の達成に貢献するという公約を2005年9月にニューヨークで開催された国連ミレニアム・レビュー・サミットにおいて再確認した。

4番目のミレニアム開発目標（以下「MDG4」という。）は、2015年までに5歳未満児の死亡率を3分の2引き下げることであった。ミレニアム開発目標は、2015年9月にニューヨークで開催された国連の持続可能な開発サミットで採択された持続可能な開発目標により引き継がれた。第3回持続可能な開発目標（以下「SDG3」という。）は、健康的な生活を確保し、すべての年齢層の人々の健康を促進することである。貧しい国々で生活する5歳未満児に提供している予防接種および関連保健システム強化プログラムは、SDG3の達成に大きく貢献することができる。Gaviは2000年以来、貧しい国々においてワクチンを普及させることにより、子供たちの命を救い、そして人々の健康を守るために活動してきた。2004年には、IFFImという新組織の設立が提案された。この提案は、政府各国から長期にわたり受領する寄付金を活用することにより、Gaviの予防接種および/またはワクチン確保プログラムを支援および強化するために資金提供をする目的で行われた。Gaviは、IFFImが国際資本市場において調達した資金の主たる受領者になることを目的としている。

寄付者は、それぞれ寄付金協定を締結し、かかる契約に従って、GAVIファンド・アフィリエイトに対して合意された予定に基づいて寄付金支払を行うことを公約した。GAVIファンド・アフィリエイトは、かかる寄付金協定に基づくすべての権利、権限、利益および権益（当該契約に基づいて公約された各寄付金支払を受領する権利を含む。）を、IFFImに譲渡した。第2回更改契約に従い、2013年2月8日、GAVIファンド・アフィリエイトは、更改により、各寄付金協定に基づくその義務、債務、誓約、保証および責任のすべてをGaviに譲渡した。これにより、上述の協定におけるIFFImとの関与は事実上終了した。2013年2月8日以降、将来寄付者になる者または追加寄付を行う寄付者は、随時、直接Gaviと寄付金協定を締結することになる。その後、Gaviは、当該寄付金協定に基づいて寄付金支払を受領する権利をIFFImに譲渡することになる。

医療コンサルティング会社であるHLSPによる世界保健機関（以下「WHO」という。）のモデルの数値を用いた2011年の第三者機関評価では、2006年から2011年までにIFFImの資金提供により約210万人の生命が救われたと推定された。

2020年において、Gaviアライアンスのプログラムを通じた支援を申請する資格のある国は57カ国であり、そのうち8カ国は早期移行段階にあり、今なお適格性および移行方針の2018年改正に従い申請する資格がある。IFFImの資金は、非特定国向けプログラム（これに関しては、下記を参照。）および国際通貨基金（以下「IMF」という。）の加盟国であるが、長期遅延（本有価証券報告書において定義される。）に陥っていないGaviアライアンス適格国の特定国向けプログラムに利用することができる。IMF加盟国ではないGaviアライアンス適格国が1カ国およびGaviによる支援から卒業した国が1カ国（キューバおよび朝鮮民主主義人民共和国）あるが、当該各国はIMF加盟国ではないためIFFImの資金から恩恵を受けることはない。Gaviアライアンス適格国のうち1カ国（スーダン共和国）は、現在長期遅延に陥っている。かかる長期遅延状態の影響に関する議論については、下記「寄付金支払の条件設定」を参照されたい。

2) 日本との関係

IFFImの設立に関して、日本との関係はない。

(2) 【資本構成】

IFFImは株式資本を有さないで設立された。IFFImの財政基盤は、取消不可で法的に拘束力を有する寄付者からの寄付金で構成されている（下記「(4) 業務の概況」に含まれる「寄付金協定」、「寄付金協定の概要」および「寄付金支払」を参照されたい。）。

(3) 【組織】

IFFImの運営

本有価証券報告書の提出日現在、IFFImには、6名の理事会構成員（慈善団体の理事会も構成する）がいる。IFFImの理事およびIFFIm外部における各理事の主要な活動は以下のとおりである。

名前	役職	その他の主要な活動
サイラス・アーダラン	理事会会長	オークノース・バンク会長、シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッド会長、アルバレッツ・アンド・マーサルの金融サービス諮問委員会会長、ロック・クリーク・グループの上級顧問、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびパークレイズ・キャピタルの前副会長、国際資本市場連合理事会前会長、英国銀行協会戦略グループ前会長
ファティマトゥ・ザフラ・ディオブ	理事	アフリバック副総裁、西アフリカ諸国中央銀行前事務総長、西アフリカ諸国中央銀行セネガル支店前局長
ジェシカ・ピュレイ	理事	英国債務管理庁の政策・市場部門の共同責任者、欧州復興開発銀行の資金調達部門の前ヘッド代行、モルガン・スタンレーおよびゴールドマン・サックスの前エグゼクティブ・ディレクター
ドリス・ヘレラ-ポール	理事	世界銀行の前資本市場部局長
ベルトラン・ド・マジエール	理事	欧州投資銀行の財務部次長、国際資本市場連合の理事会メンバー、フランス経済財務省国債庁の前チーフ・エグゼクティブ

ヘルゲ・ワイナー-トラブネ 理事
ス

クイントゥス・パートナーズの設立パートナー、パークレ
イズのファイナンシャル・インスティテューションズ・グ
ループの前マネージング・ディレクター兼共同グローバル・ヘッ
ド、アジア・パシフィック・ランドの前グルー
プ・マネージング・ディレクター兼COO、JPモルガン・セ
キュリティーズの前マネージング・ディレクター

IFFImの唯一のメンバーであるGaviは現在、IFFImの付属定款に基づいて通常決議をもって理事を任命する権限を有する。IFFImの理事は、一時的欠員を補充するために理事を任命することができ、任命されたいずれの理事も附属定款に規定されている関連手続を用いて解任されるまで在職するものとする。現職の理事のうち数名が任期を終了するため、理事は、理事会を一新するための手続を開始し、これにより新たな理事がIFFImの理事会に加わる予定である。

IFFImの付属定款は、理事が英国会社法のいずれかの条項に基づいて辞職する場合、病気または怪我により理事が就労不能な場合および理事が通知により辞意を表明した場合（ただし、かかる辞職が有効となる日の後、少なくとも3名の理事が在籍していること。）を含む（ただしこれらに限定されない）、特定の状況における理事の辞職に関する規定を含む。IFFImの付属定款には、新たな理事の任命および在職理事の退職に関する規定も含まれている。

理事が在職中または辞職後1年以内に、万が一IFFImが清算する場合には、理事が辞職する前に契約されたIFFImの負債および債務ならびにIFFImの解散に必要な費用、経費および手数料の支払に関して、また、要求された場合に理事間における拠出者の権利を調整することに関して（かかる金額は10英国ポンドを超過しない。）、IFFImの資産に拠出することをIFFImの唯一のメンバーは誓約しており、また、各理事においても誓約することを義務づけられるだろう。

各理事の事務所住所は、IFFImの登録事務所と同じである。

(4) 【業務の概況】

その他の関係者に関する記述

寄付者

フランス共和国（別個の寄付金協定に基づいてフランス開発庁および経済産業雇用省を通じて行為する）、イタリア共和国（経済財政省を通じて行為する）、ノルウェー王国（外務省を通じて行為する）、南アフリカ共和国、スペイン王国（外務省を通じて行為する）の各政府、スウェーデン王国、英国に関しては英国女王陛下の大臣（英国国際開発省を通じて行為する）、オランダ王国（開発協力大臣により代表される）およびオーストラリア連邦（外務貿易省およびオーストラリア国際開発庁により代表される）はそれぞれ、当初、GAVIファンド・アフィリエイトと寄付金協定を締結した。2013年2月8日、GAVIファンド・アフィリエイトは、更改により、各寄付金協定に基づくその義務、債務、誓約、保証および責任のすべてをGaviに譲渡した。2013年2月8日以来、()IFFImに追加寄付を行っている既存の寄付者は、Gaviと寄付金協定を締結したが、かかる寄付はその後、IFFImに対して譲渡されており、また、()ブラジル連邦共和国はGaviと寄付金協定を締結した。将来の追加寄付者は、金融枠組み協定に同意し、Gaviと寄付金協定を締結することができる。かかる寄付金協定は、一旦IFFImに譲渡されると、IFFImへの更なる資金源を提供することになる。

金融枠組み協定の各当事者が受諾できることを条件に、寄付者ではない国は、とりわけ、()合理的に行為する財務マネージャーが承認した条件に基づく寄付金協定の締結、()加盟文書への署名、ならびに()法律意見書およびIFFImが要求する文書による先行条件の提出が完了した場合に、あたかも初めから当初寄付者として指名されているかのように、金融枠組み協定に基づき、権限、権利、権能、義務および債務のすべてを付与された追加寄付者（適用ある場合に、適切な省庁または政府機関を通じて行為する）となることのできるものとする。

Gavi

Gaviは、IFFImが資金提供する予防接種、保健システム強化および/またはワクチン確保プログラムに関連した運営活動に対して責任を負う。Gaviは、2000年に、発展途上国の予防接種率の低下に対応し、かかる低下と戦うために設立された。

Gaviの使命は、貧困国において予防接種の機会を増やすことにより、子供たちの命を救い、そして人々の健康を守ることである。2000年から2020年6月30日までの期間中、Gaviは、世界73超の最貧国に対して166億米ドルを超える寄付を約束している。

2000年の発足から2019年まで、Gaviの支援は、世界の最貧国において、8億2,500万人超の子供に対する予防接種に貢献しており、推定で1,450万人超の将来的な死者を回避している。WHOによる推計によると、5億1,700万人超の子供が五種混合ワクチンの予防接種を受けており、ジフテリア・破傷風・百日咳、B型肝炎およびインフルエンザ菌b型から保護されている。1億2,500万人超の子供がロタウィルス性下痢症の予防接種を受け、1億6,000万人超の子供が不活化ポリオワクチン（IPV）の予防接種を受け、1,800万人超の子供が日本脳炎の予防接種を受け、3億4,800万人超の子供がA型髄膜炎の予防接種を受け、2億8,000万人超の子供が黄熱病の予防接種を受け、7,600万人超の子供が2回目の麻疹の予防接種を受け、4,200万人超の子供が麻疹・風疹混合ワクチンの予防接種を受けている。推定2億1,500万人超の子供が肺炎球菌疾患の予防接種を受け、約500万人の女儿がヒトパピローマウイルス（HPV）感染の予防接種を受けている。2016年から2020年までの戦略期間中のGaviの展望は、新たに3億人の子供に手を差し伸べ、その過程において更に5-600万人の死者を防ぐことである。2019年、Gaviは感染症流行対策イノベーション連合を支援するために66百万米ドルを拠出した。感染症流行対策イノベーション連合は、ノルウェー法に基づいて設立された国際非営利団体であり、伝染病を引き起こす可能性があるがワクチンが存在しない病気について新しいワクチンをライフステージで研究開発するために資金を提供している。2020年にGaviは新型コロナウイルス感染症ワクチンの研究開発を支援するため、CEPIに200百万米ドルを提供した。

Gaviが設立されて以来、Gaviは、オーストラリア、カナダ、中国、デンマーク、フランス、ドイツ、アイスランド、インド、アイルランド、イタリア、日本、サウジアラビア王国、クウェート、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、モナコ公国、大韓民国、スペイン、カタール国、オマーン国、スウェーデン、スイス、英国および米国の25の政府、欧州委員会、ビル&メリンダ・ゲイツ財団、シャイフ・ムハンマド・ビン・ザーイド・アール・ナヒヤーン殿下、アルワリード・フィランソロピース、ラ・カイシャ財団、ザ・チルドレンズ・インベストメント・ファンド財団、コミック・リリーフ、LDS慈善団体、ライオンズクラブ国際財団、国際医薬品卸連盟、OPEC国際開発基金ならびにその他の民間企業および私的財団からの直接的な誓約金により支援されている。直接の資金供給およびIFFImによる資金を通じて保証されている長期の誓約金に加えて、Gaviは、カナダ、イタリア、ノルウェー、ロシアおよび英国の政府と協力し、ビル&メリンダ・ゲイツ財団と共に、2009年6月12日、世界の最貧国のために次世代の肺炎球菌ワクチン普及の迅速化を目的とする肺炎球菌ワクチンのための先行的市場コミットメント（advanced market commitment）に15億米ドルを提供した。また、GaviはGaviマッチング・ファンドを設立した。これにより、Gaviマッチング・ファンドを通じた民間企業、その顧客、従業員およびビジネスパートナーによるGaviへの寄付のすべては、英国政府、オランダ政府またはビル&メリンダ・ゲイツ財団から提供される原資と抱き合わせ（マッチング）で支出される。2020年6月30日現在、かかる寄付者3団体は、Gaviマッチング・ファンドに対して、抱き合わせ（マッチング）の対象となる民間企業による寄付を受領することを条件に、2020年度末までに最大で総額202百万米ドルの寄付を申し出た。

最近では、ほとんどすべてのGAVIアライアンス適格国で新型コロナウイルス感染症が報告されており、Gaviは、各国が医療従事者の保護、人口動態調査と研修の実施および診断検査キットの購入ができるように、保健システムに対して迅速に資金提供した。またGaviおよびGaviのパートナーは、麻疹、黄熱病、ポリオ、髄膜炎、肺炎および下痢等の様々な予防しうる病気による将来の死亡を避けるため、現在進行中の新型コロナウイルス感染症のパンデミック中を含めて継続的な予防接種プログラムの維持に取り組んできた。Gaviはまた、ACTアクセラレーター（Access to COVID-19 Tools (ACT) Accelerator）のワクチンの柱であるCOVAXの共同代表であり、この役割には、今後完成する新型コロナウイルス感染症ワクチンのプール調達と公平な配布のための世界的なリスク共有メカニズムである「COVAXファシリティ」の調整が含まれる。

GAVIファンド・アフィリエイト

GAVIファンド・アフィリエイトは、2006年5月26日に英国会社法に基づき、株式資本を有しない無期限の非公開保証有限会社として設立された。GAVIファンド・アフィリエイトは、登録番号5830438で英国会社登記所に登録された。GAVIファンド・アフィリエイトはまた、登録番号1115297で慈善団体として英国チャリティ委員会に登録され、ロンドン市 EC2A 2RS プリムローズストリート 20、ザ・ブロードゲート・タワー 3階 (The Broadgate Tower, Third Floor, 20 Primrose Street, London EC2A 2RS) に事務所を有していた。GAVIファンド・アフィリエイトの唯一のメンバーは、Gaviであった。第2回更改契約に従い、2013年2月8日、GAVIファンド・アフィリエイトは、更改により、各寄付金協定に基づくその義務、債務、誓約、保証および責任のすべてをGaviに譲渡した。これにより、上述の協定におけるIFFImとの関与は事実上終了した。2013年10月31日、GAVIファンド・アフィリエイトの理事会は、GAVIファンド・アフィリエイトのメンバーによる任意清算を勧告した。GAVIファンド・アフィリエイトの唯一のメンバーであるGaviは、GAVIファンド・アフィリエイトの任意清算を決定し、KPMG LLPを当該清算のための清算人として任命した。GAVIファンド・アフィリエイトの清算は、2013年12月のメンバーによる最終会議において終結した。

財務マネージャー

国際復興開発銀行は、IFFImの財務マネージャーとして行為するために任命されている。財務マネージャーの職務には、特に下記の職務が含まれる。

- ・ Gavi が IFFIm に検討してもらうために提示する予防接種および/またはワクチン確保プログラムに資金提供する能力が IFFIm にあるかどうかを評価すること。
- ・ 一定の期間毎に、IFFIm が事前に承認したプログラム、ならびに発行済みの IFFIm の債券およびその他債務証券およびその他の義務に関して要求されている義務を果たすために IFFIm が必要とする資金調達を評価すること。
- ・ 口座管理サービスを提供すること。
- ・ IFFIm の資金調達、リスク管理、投資管理および流動性政策を推奨し、かかる政策が承認されたことを受けて、それに基づいて検討された IFFIm の財務取引をすべて実行すること。
- ・ 本プログラムおよびその他債務証券の発行に基づく IFFIm の債券発行に関してあらゆる観点から、IFFIm に助言すること。

主要な取引契約およびその概要

IFFIm、寄付者、Gavi および財務マネージャーは、相互の権利および義務を規定する金融枠組み協定を締結しているか、または当該協定の当事者となっている。金融枠組み協定の当事者は、当該協定において、Gavi の予防接種および/またはワクチン確保プログラムの認可については、手続覚書に記載される手続に従うことにも合意している。IFFIm および財務マネージャーは、財務管理契約を締結しており、財務マネージャーは、当該契約に基づき IFFIm に対し一定のサービスを提供することに合意している。本「(4) 業務の概況」においてこれより後に記載される概要は、特に、投資家が全文を閲覧することができるこれらの書類および本有価証券報告書の提出日より前に締結された寄付金協定の主要な条件に基づいている。

寄付金協定

各寄付者は、本有価証券報告書の提出日より前に GAVI ファンド・アフィリエイトと寄付金協定を締結している。各寄付者は、IFFIm および金融枠組み協定のその他の当事者に対し、各寄付者が当事者となっている寄付金協定が有効であり、かつ当該寄付者の義務を拘束していることを表明および保証している。

各寄付金協定に基づき、関連ある寄付者は、関連ある寄付金協定に含まれる別紙に従い GAVI ファンド・アフィリエイトに対し予定されている寄付金支払を行うことに合意した。各寄付金協定は実質的に同一であり (予定されている寄付金支払における金額および支払時期ならびに本書に要約されてい

るその他一定の限定された例外を除く。）、主要な条件は下記「寄付金協定の概要」に要約されている。各寄付金協定は、英国法に準拠している。ただし、スペイン王国により締結され、スペイン王国法に準拠している寄付金協定、イタリア共和国により締結され、イタリア共和国法に準拠している寄付金協定およびオランダ王国により締結され、オランダ王国法に準拠している寄付金協定を除く。

承認をとるためにIFFImに提出された予防接種および／もしくはワクチン確保プログラムまたは関連する研究プログラムを評価することならびにかかるプログラムが承認された場合には金融枠組み協定に従いかかるプログラムに必要な資金調達のために合理的に全力を尽くすことにIFFImが合意したことを考慮して、GAVIファンド・アフィリエイトはIFFImに対し、各寄付者により締結された各寄付金協定に基づくすべての権利、権限、利益および権益（当該協定に基づき約束された各寄付金支払を受領する権利を含む。）を直ちに譲渡し、IFFImはかかる寄付金協定に基づきGAVIファンド・アフィリエイトの一切の義務を履行することに合意した。よって、各寄付者は寄付金の支払条件に従い、支払期日にIFFImに対し直接かかる寄付金支払を行う義務を負う。第2回更改契約に従い、2013年2月8日、GAVIファンド・アフィリエイトは、更改により、各寄付金協定に基づくその義務、債務、誓約、保証および責任のすべてをGaviに譲渡した。これにより、上述の協定におけるIFFImとの関与は事実上終了した。2013年2月8日以降、将来寄付者になる者または追加寄付を行う寄付者は、随時、直接Gaviと寄付金協定を締結することになる。その後、Gaviは、当該各寄付金協定に基づくすべての権利、権限、利益、権益を直ちにIFFImに譲渡することになる。ノルウェー王国と締結された2019年5月15日付および2020年6月12日付の各寄付金協定によって、ノルウェー王国は、寄付金の支払条件にかかわらず、いずれの寄付金支払も全額で行うことを選択できる。

本有価証券報告書の提出日以後にGaviが新しい寄付者との間に締結する寄付金協定または寄付者により追加で締結される寄付金協定に関して、IFFImは、Gaviからのかかる寄付金協定に基づくすべての権利、権限、利益、権益および義務（当該協定に基づく各寄付金支払を受領する権利を含む。）の譲渡の承諾を依頼するGaviによる書面の要求を検討することに合意した。

寄付金協定の概要

本有価証券報告書の提出日現在において寄付者およびIFFImとの間で締結された寄付金協定の条件が以下に要約されている。この要約は、入手可能な各寄付金協定の特定の条項をもって全体として適正な要約となり、各寄付金協定と合わせて読まれ、解釈されるべきである。

当事者

- (1) 関連ある寄付者、および
- (2) IFFIm

寄付金支払

寄付金の支払条件に従い、関連ある寄付者は、関連ある寄付金協定の別紙に記載される金額で当該別紙に記載される年月日にIFFImに対して寄付金支払を行うことを取消不能かつ無条件で誓約する。

寄付者が支払期日までに寄付金支払を行わない場合は、IFFImは取得可能なすべての権利を追求する権利を有する。

寄付金の支払条件

各々の寄付金支払は、寄付金支払関連日現在においてIMFが発表する公開情報に基づき、参照ポートフォリオの一部を構成する1つ以上の特定国がいずれかのIMF金融債務の履行について長期遅延に陥っている場合、かかる寄付金支払は、財務マネージャーによりかかる特定国毎に決定される減額幅の総額に等しい額について自動的に減額されるという条件に従う。

寄付金支払関連日現在においてIMFが発表する公開情報に基づき、参照ポートフォリオの一部を構成する特定国がいずれかのIMF金融債務の履行について長期遅延に陥っているのでない限り（かかる特定国が以前に長期遅延に陥っていた事実にかかわらず）、かかる参照ポートフォリオの一部を構成する

特定国に関して、寄付金支払日に寄付者により支払われる寄付金支払に減額幅は適用されない。寄付金の支払条件に関するその他の情報については、下記「寄付金支払の条件設定」を参照されたい。

義務の終了

金融枠組み協定に基づき、IFFImの債権者（IFFImの債券所持人を含む。）に対する全債務が免除または提供された旨を記載した財務マネージャーからの通知を寄付者が受領した場合、寄付金協定に基づく寄付者の支払義務は終了する。

租税グロス・アップ条項

各寄付金協定には、グロス・アップ条項が含まれ、かかる条項では、関連ある寄付金協定の締結後、寄付者が属する管轄の適用法の改正に起因して寄付金支払から控除可能となる租税がある場合、当該寄付者は、寄付金支払の完納を確実にするために要求されるかかる増差税額を支払わなければならない旨規定している。

関連ある寄付金協定に関する適用法の改正により、租税に関してまたはこれを理由としてIFFImが負担する予定のまたは負担した（直接的か間接的かを問わない。）損失、負債または費用に等しい金額を（要求があってから40日以内に）寄付者が支払うという条件で補償がなされるが、一定の例外に従うものとする。

補償

各寄付金協定では、関連ある寄付者に対し、関連ある寄付金協定に基づき当該寄付者から支払われるべき金額が支払われないことにより、またはかかる金額が滞納された結果、IFFImが負担するあらゆる合理的費用、損失または負債をIFFImに補償するよう規定している。

誓約

関連ある寄付者は、関連ある寄付金協定に基づく義務を履行するために、寄付者の属する管轄において当該寄付金協定を裏付ける適法性、有効性、執行可能性または許容性を確保するために、また金融枠組み協定に基づく寄付者の表明および保証の不履行をIFFImに通知するために必要となるすべての認可を取得および維持することを誓約する。

準拠法

各寄付金協定は、英国法（それぞれイタリア共和国法、スペイン王国法およびオランダ王国法に準拠するイタリア共和国、スペイン王国およびオランダ王国により締結された寄付金協定を除く。）に準拠している。

裁判権または送達の免除を享受する各寄付者は、かかる免除の権利放棄証書を作成している。しかしながら、各寄付者は、その資産に対する処分、差押えまたは類似執行手続に関し、一種の免除を享受しており、かかる寄付者はかかる免除を放棄していないものとする。

譲渡

2013年2月8日より前に締結された各寄付金協定は、当初、関連ある寄付者およびGAVIファンド・アフィリエイトとの間で締結されていた。譲渡契約に従い、GAVIファンド・アフィリエイトは、関連ある寄付金協定に基づくすべての権利、権限、利益、権益および義務（関連ある寄付金支払に関する権利を含む。）を直ちに無条件でIFFImに譲渡した。GAVIファンド・アフィリエイトは、当該譲渡の関連ある寄付者に対し、寄付金協定に記載される様式またはそれに相当する様式で、かかる譲渡について通知し、当該関連ある寄付者は、書面によりかかる通知を承認した。IFFImに譲渡された各寄付金協定に基づく権利、権限、利益、権益および義務（寄付金協定に基づく寄付金支払に関する権利を含む。）はいかなる方法でも（無条件になされたか担保としてなされたかを問わない。）寄付者の書面による事前の同意なしに譲渡または処分することはできない。

第2回更改契約に従い、2013年2月8日、GAVIファンド・アフィリエイトは、更改により、各寄付金協定に基づくその残存する義務、債務、誓約、保証および責任のすべてをGaviに譲渡した。これにより、上述の協定におけるIFFImとの関与は事実上終了した。2013年2月8日以降、将来寄付者になる者は、随時、直接Gaviと寄付金協定を締結することになる。その後、Gaviは、譲渡契約に従い、上述の様式と同じ様式で、当該寄付金協定に基づいて寄付金支払を受領する権利をIFFImに譲渡することになる。

寄付者は、当該寄付者と同等かそれ以上の信用力を有する適切な省庁または政府機関に対し、その権利、権限、権益および義務を譲渡することができる。ただし、かかる譲渡はIFFImに通知されるものとする。

寄付金支払

本有価証券報告書の提出日より前に締結された各寄付金協定に基づく寄付者の約束は以下のとおりである。

寄付者	支払義務総額
フランス共和国	€ 1,389,960,000 ⁽¹⁾
イタリア共和国	€ 498,950,000 ⁽²⁾
ノルウェー王国	U.S.\$ 27,000,000
	NOK 4,100,000,000 ⁽³⁾
南アフリカ共和国	U.S.\$ 20,000,000
スペイン王国	€ 189,500,000
スウェーデン王国	SEK 276,150,000
英国	1,630,000,000 ⁽⁴⁾
オランダ王国	€ 80,000,000
	U.S.\$ 66,666,666 ⁽⁵⁾
オーストラリア連邦	AUD 287,500,000 ⁽⁶⁾
ブラジル連邦共和国	U.S.\$ 20,000,000 ⁽⁷⁾

(注1) フランス開発庁を通じて行為するフランス共和国は、2006年9月28日付の寄付金協定に基づき最初の約束である372,800,000ユーロを寄付した。経済産業雇用省を通じて行為するフランス共和国は、2007年12月7日付の寄付金協定に基づき867,160,000ユーロを追加で寄付した。フランス開発庁を通じて行為するフランス共和国は、2017年5月4日付の寄付金協定に基づき150,000,000ユーロを追加で寄付した。

(注2) イタリア経済財務省を通じて行為するイタリア共和国は、2006年9月28日付の寄付金協定に基づき最初の約束である473,450,000ユーロを寄付した。イタリア共和国は、2011年11月14日付の寄付金協定に基づき25,500,000ユーロを追加で寄付した。

(注3) 外務省により代表されるノルウェー王国は、2006年9月28日付の寄付金協定に基づき最初の約束である27,000,000米ドルを寄付した。ノルウェー王国は、()2010年8月31日付の寄付金協定に基づき1,500,000,000ノルウェー・クローネ、()2019年5月15日付の寄付金協定に基づき600,000,000ノルウェー・クローネ、および()2020年6月12日付の寄付金協定に基づき2,000,000,000ノルウェー・クローネを追加で寄付した。

(注4) 英国国際開発省を通じて行為する英国は、2006年9月28日付の寄付金協定に基づき最初の約束である1,380,000,000ポンドを寄付した。英国は、2010年8月5日付の寄付金協定に基づき250,000,000ポンドを追加で寄付した。

(注5) 開発協力大臣および外国貿易開発協力大臣により代表されるオランダ王国は、2009年12月18日付の寄付金協定に基づき最初の約束である80,000,000ユーロを寄付した。オランダ王国は、2017年5月4日付の寄付金協定に基づき66,666,666米ドルを追加で寄付した。

(注6) オーストラリア国際開発庁により代表されるオーストラリア連邦は、2011年3月28日付の寄付金協定に基づき最初の約束である250,000,000豪ドルを寄付した。外務貿易省により代表されるオーストラリア連邦は、2016年6月3日付の寄付金協定に基づき37,500,000豪ドルを追加で寄付した。

(注7) ブラジル連邦共和国は、2018年10月10日付の寄付金協定に基づき、最初の約束である20,000,000米ドルを寄付した。

[次へ](#)

	寄付者														
	フランス	フランス	イタリア	ノルウェー	ノルウェー	ノルウェー	ノルウェー	南アフリカ	スペイン	スウェーデン	英国	オーストラリ	オランダ	オランダ	ブラジル連邦
	共和国 ¹	共和国 ²	共和国	王国	王国	王国	王国	共和国	王国	王国		ア連邦 ³	王国	王国	共和国
	(EUR)	(EUR)	(EUR)	(U.S.\$)	(NOK)	(NOK)	(NOK)	(U.S.\$)	(EUR)	(SEK)	(GBP)	(AUD)	(EUR)	(USD)	(USD)
寄付金支払日															
2006年10月31日				2,700,000					9,475,000						
2006年11月28日			3,000,000												
2006年12月20日				2,700,000											
2007年3月1日				5,400,000											
2007年3月15日								1,000,000							
2007年3月31日	20,000,000		6,000,000							18,410,000					
2007年4月15日											4,710,000				
2007年10月15日											4,710,000				
2007年10月31日									9,475,000						
2008年2月15日								1,000,000							
2008年3月1日				5,400,000											
2008年3月31日	20,600,000	20,000,000	25,850,000							18,410,000					
2008年4月15日											8,730,000				
2008年10月15日											8,730,000				
2008年10月31日									9,475,000						
2009年2月15日								1,000,000							
2009年3月1日				5,400,000											
2009年3月31日	21,300,000	21,690,000	25,800,000							18,410,000					
2009年4月15日											12,920,000				
2009年10月15日											12,920,000				
2009年10月31日									9,475,000						
2009年12月21日													10,000,000		
2010年2月15日								1,000,000							
2010年3月1日				5,400,000											
2010年3月31日	21,900,000	23,520,000	25,800,000							18,410,000					
2010年4月15日											16,960,000				
2010年10月15日											18,666,522				
2010年10月31日					100,000,000				9,475,000						
2011年2月15日								1,000,000							
2011年3月1日				50,000,000											
2011年3月31日	22,600,000	25,500,000	25,800,000							18,410,000					
2011年4月15日											22,651,521				
2011年6月30日												3,000,000			
2011年10月15日											22,651,522				
2011年10月31日									9,475,000						
2011年12月2日			1,700,000												

予防接種のための国際金融ファシリティ（ＩＦＦＩｍ）(E06115)
有価証券報告書

2012年2月15日					1,000,000		
2012年3月1日				150,000,000			
2012年3月31日	23,200,000	27,650,000	27,500,000			18,410,000	5,000,000
2012年4月15日						27,560,579	
2012年10月15日						27,560,580	
2012年10月31日					9,475,000		
2012年12月1日							14,000,000
2013年2月15日					1,000,000		
2013年3月1日				150,000,000			
2013年3月31日	23,900,000	29,980,000	27,500,000			18,410,000	5,000,000
2013年4月15日						32,482,464	
2013年10月15日						32,482,464	
2013年10月31日					9,475,000		
2013年12月1日							14,000,000
2014年2月15日					1,000,000		
2014年3月1日				150,000,000			
2014年3月31日	24,700,000	32,510,000	27,500,000			18,410,000	5,000,000
2014年4月15日						37,567,029	
2014年10月15日						37,567,029	
2014年10月31日					9,475,000		
2014年12月1日							14,000,000
2015年2月15日					1,000,000		
2015年3月1日				150,000,000			
2015年3月31日	25,400,000	35,250,000	27,500,000			18,410,000	14,500,000
2015年4月15日						42,868,840	
2015年10月15日						42,868,841	
2015年10月31日					9,475,000		
2015年12月1日							14,000,000
2016年2月15日					1,000,000		
2016年3月1日				150,000,000			
2016年3月31日	26,200,000	38,220,000	27,500,000			18,410,000	14,500,000
2016年4月15日						47,417,898	
2016年6月30日							7,500,000
2016年10月15日						47,417,899	
2016年10月31日					9,475,000		
2016年12月1日							14,000,000
2017年2月15日					1,000,000		
2017年3月1日				150,000,000			
2017年3月31日	26,900,000	41,440,000	27,500,000			18,410,000	14,500,000
2017年4月15日						51,494,130	
2017年6月30日							7,500,000
2017年10月15日						51,494,131	
2017年10月31日					9,475,000		

2017年12月1日								16,666,666	
2018年2月15日					1,000,000				
2018年3月1日				150,000,000					
2018年3月31日	27,800,000	44,940,000	27,500,000				18,410,000	14,500,000	
2018年4月15日							55,878,406		
2018年6月30日								7,500,000	
2018年10月15日							55,878,406		
2018年10月31日					9,475,000				
2018年11月26日									1,000,000
2018年12月1日								16,666,666	
2019年2月15日					1,000,000				
2019年3月1日				150,000,000					
2019年3月31日	28,600,000	48,730,000	27,500,000				18,410,000	14,500,000	
2019年4月15日							60,415,000		
2019年6月30日								7,500,000	
2019年10月15日							60,415,000		
2019年10月31日					9,475,000				
2019年11月26日									1,000,000
2019年12月1日								16,666,666	
2020年2月15日					1,000,000				
2020年3月1日				150,000,000					
2020年3月31日	29,400,000	52,840,000	27,500,000				18,410,000	14,500,000	
2020年4月15日							65,131,014		
2020年6月30日								7,500,000	
2020年10月15日							65,131,015		
2020年10月31日					9,475,000				
2020年11月26日									1,000,000
2020年12月1日								16,666,668	
2021年2月15日					1,000,000				
2021年3月1日				120,000,000					
2021年3月31日	30,300,000	57,290,000	27,500,000		200,000,000		18,410,000	14,500,000	
2021年4月15日							70,185,942		
2021年10月15日							70,185,942		
2021年10月31日					9,475,000				
2021年11月26日									1,000,000
2022年2月15日					1,000,000				
2022年3月1日				120,000,000					
2022年3月31日	30,000,000	62,120,000	27,500,000		200,000,000			14,500,000	
2022年4月15日							63,523,406		
2022年10月15日							63,523,406		
2022年10月31日					9,475,000				
2022年11月26日									1,000,000
2023年2月15日					1,000,000				

予防接種のための国際金融ファシリティ（ I F F I m ）(E06115)
有価証券報告書

2023年3月1日				120,000,000			
2023年3月31日	30,000,000	67,360,000	27,500,000		200,000,000		14,500,000
2023年4月15日						55,509,782	
2023年10月15日						55,509,783	
2023年10月31日						9,475,000	
2023年11月26日							1,000,000
2024年2月15日					1,000,000		
2024年3月1日				120,000,000			
2024年3月31日	30,000,000	73,040,000	27,500,000		200,000,000		14,500,000
2024年4月15日						48,498,695	
2024年10月15日						48,498,696	
2024年10月31日						9,475,000	
2024年11月26日							1,000,000
2025年2月15日					1,000,000		
2025年3月1日				120,000,000			
2025年3月31日	30,000,000	79,200,000	27,500,000		200,000,000		14,500,000
2025年4月15日						40,435,362	
2025年10月15日						40,435,363	
2025年10月31日						9,475,000	
2025年11月26日							1,000,000
2026年2月15日					1,000,000		
2026年3月31日	30,000,000	85,880,000			200,000,000		14,500,000
2026年4月15日						32,478,406	
2026年10月15日						32,478,406	
2026年11月26日							1,000,000
2027年3月31日					200,000,000		14,500,000
2027年4月15日						6,773,550	
2027年10月15日						6,773,551	
2027年11月26日							1,000,000
2028年3月31日					200,000,000		14,500,000
2028年4月15日						5,554,348	
2028年10月15日						5,554,348	
2028年11月26日							1,000,000
2029年3月31日					200,000,000		14,500,000
2029年4月15日						4,400,362	
2029年10月15日						4,400,362	
2029年11月26日							1,000,000
2030年3月31日					200,000,000		14,500,000
2030年11月26日							1,000,000
2031年11月26日							1,000,000
2032年11月26日							1,000,000
2033年11月26日							1,000,000
2034年11月26日							1,000,000

2035年11月26日	1,000,000														
2036年11月26日	1,000,000														
2037年11月26日	1,000,000														
合計	522,800,000	867,160,000	498,950,000	27,000,000	1,500,000,000	600,000,000	2,000,000,000	20,000,000	189,500,000	276,150,000	1,630,000,000	287,500,000	80,000,000	66,666,666	20,000,000

- （注1）フランス開発庁を通じて行為するフランス共和国
- （注2）経済産業雇用省を通じて行為するフランス共和国
- （注3）オーストラリア国際開発庁および外務貿易省を通じて行為するオーストラリア連邦

[次へ](#)

IFFImは、業務上単一通貨を選択しており、かかる通貨は米ドルである。IFFImは、特に各寄付金協定の価値における為替および金利の変動による将来の影響ならびに本有価証券報告書の提出日より前に本プログラムに基づいて発行されたIFFImの債券に関する為替および金利リスクを管理するための適切なヘッジ契約の締結を含む、リスク管理政策を引き続き維持している。IFFImのリスク管理政策は、財務マネージャーの提言により、毎年更新される。

IFFImの信用格付は、その設立時には、S&PからはAAA、ムーディーズからはAaa、フィッチからはAAAとそれぞれ格付された。しかしその後、IFFImの信用格付は、IFFImの特定の寄付者の信用格付が引き下げられたことを受けて、引き下げられた。IFFImの信用格付は現在、S&PからはAA（見通しは安定的）、ムーディーズからはAa1（見通しは安定的）、フィッチからはAA-（見通しはネガティブ）とそれぞれ格付されている。

こうした引き下げの結果、世銀は、IFFImと世銀との間のヘッジ契約に基づいて担保を差し入れるようIFFImに要求する権利を有する。世銀はかかる権利を行使していないが、世銀とIFFImは、IFFImと世銀との間で締結されたデリバティブ取引に基づく世銀のエクスポージャーを管理するために随時IFFImギアリング・レシオ・リミットから控除される割合（以下「リスク管理バッファ」という。）を適用することに合意している。財務マネージャーは、その単独の裁量により、このリスク管理バッファを調整することができる。

財務マネージャーは現在、単独でIFFImのヘッジ取引のカウンターパーティーを務めている。IFFImおよび財務マネージャーの間で締結された財務管理契約に基づき、IFFImを代理してIFFImと財務マネージャー以外のヘッジ取引のカウンターパーティーとの間のヘッジ契約の交渉を行うことにつき、財務マネージャーはIFFImに対して提言することができ、IFFImは財務マネージャーに対して要求することができる。かかるカウンターパーティーは、財務マネージャーが承認する金融機関でなければならない。IFFImはまた、世銀が自己の勘定で類似の取り決めに締結する場合と同等の取引に関して、財務マネージャーの提言に基づき流動性および投資政策を確立した。この流動性政策に基づき、IFFImは翌12ヶ月間における約定債務返済額を満たすのに必要な額の健全な最低水準の流動性を維持する予定である。投資政策に基づき、IFFImの流動性は、ポートフォリオに資金を提供する債務の金利と一致する高水準の固定利付金融商品に投資される（ただし、IFFImの理事会が当該流動性および債務間における金利デュレーションのミスマッチを許可する場合は除く。）。

寄付金支払の条件設定

IFFImは、IMFのメンバーでもあるGavi適格国をすべて含む参照ポートフォリオ（下記に記載される。）を確立した。それぞれ0.5%のカントリー・ウエートが与えられている南スーダンおよびスーダン、3%のカントリー・ウエートが与えられているベトナムならびに5%のカントリー・ウエートが与えられているバングラデシュ、コンゴ民主共和国、エチオピア、インド、インドネシア、ナイジェリアおよびパキスタンを除くすべての国は、1%のカントリー・ウエートが与えられている。これらの国は、かかる国で資金を得たプログラムの予想される価値の上昇を反映して、参照ポートフォリオにおいてより大きなカントリー・ウエートを占めている。参照ポートフォリオに含まれる各国のカントリー・ウエートは以下に記載するとおり寄付者から支払われる寄付金支払金額の減額を決定するのに随時使用される。

寄付金協定の条項に基づき、各寄付者から支払われる寄付金支払は、参照ポートフォリオのいずれかの特定国が、かかる寄付金支払の支払期日の25日営業日前である日以前に、いずれかのIMF金融債務の履行について長期遅延に陥っているとIMFが言明する場合に、減額される。かかる状況において、寄付者が支払うべき寄付金支払額は財務マネージャーが下記算式に従い決定する減額幅に従い減額される。

$$A = B \times C$$

ここで、

Aは特定国に関する減額幅

Bは関連ある日に支払期限が到来する寄付金支払額（適用ある減額幅は一切考慮しない。）

Cは以下に記載する参照ポートフォリオの特定国に適用されるカントリー・ウエート

とする。

特定国	カントリー・ ウエート	ウエート 合計
南スーダン、スーダン	0.5%	1%
アフガニスタン、アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、 ベナン、ブータン、ボリビア、ブルキナファソ、ブルンジ、カ ンボジア、カメルーン、中央アフリカ、チャド、コモロ、コン ゴ共和国、コートジボワール、ジブチ、エリトリア、ガンビ ア、ジョージア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、 ハイチ、ホンジュラス、ケニア、キリバス、キルギス、ラオ ス、レソト、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モー リタニア、モルドバ、モンゴル、モザンビーク、ミャンマー、 ネパール、ニカラグア、ニジェール、パプアニューギニア、ル ワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ、ソ ロモン諸島、ソマリア、スリランカ、タジキスタン、タンザニ ア、東ティモール、トーゴ、ウガンダ、ウクライナ、ウズベキ スタン、イエメン、ザンビア、ジンバブエ	1%	61%
ベトナム	3%	3%
バングラデシュ、コンゴ民主共和国、エチオピア、インド、イ ンドネシア、ナイジェリア、パキスタン	5%	35%
合計		100%

参照ポートフォリオは、本プログラムの有効期間中固定される。ただし、特定国からの分離または特定国の合併が発生した場合で、承継国もまたIMFのメンバーである場合に、参照ポートフォリオおよびカントリー・ウエートはそれに応じて調整される。

長期遅延に陥っていた特定国がその後長期遅延を解消した場合、その日から25世銀営業日後の日より後に支払期日が到来する寄付金支払については、当該特定国に関する減額幅に従う減額はなされない。

1つ以上の特定国が長期遅延に陥り、寄付金支払が減額される場合、IFFImがIFFImの債券の元利金の支払に使用可能な資金は減少する。1つ以上の特定国が長期遅延に陥ることがIFFImの債券上の義務を履行する能力へ与える影響を軽減するために、IFFImは、IFFImギアリング・レシオ・リミットを維持する。IFFImに代わる財務マネージャーは、このリミットの遵守を監視し、かかるリミットに違反するであろうと財務マネージャーが判断する資金調達のプログラムをIFFImが承認しないようにする義務を負う。

投資家は、本有価証券報告書の提出日現在、次に挙げる特定国が長期遅延に陥っていることに留意すべきである。かかる特定国はスーダンである。寄付金支払関連日にかかる国のいくつかまたはすべてが未だ長期遅延に陥っている場合、かかる寄付金支払は上記方法により減額される。

格付

IFFImの信用格付は、その設立時には、S&PからはAAA、ムーディーズからはAaa、フィッチからはAAAとそれぞれ格付された。しかしその後、IFFImの信用格付は、IFFImの特定の寄付者の信用格付が引き下げられたことを受けて、引き下げられた。IFFImの信用格付は現在、S&PからはAA（見通しは安定的）、ムーディーズからはAa1（見通しは安定的）、フィッチからはAA-（見通しはネガティブ）とそれぞれ格付されている。

信用格付は、債券の購入、売却または保有を奨めるものではなく、また格付付与機関により随時変更または取り下げになる可能性がある。

IFFImの主要な活動

資金調達

本有価証券報告書の提出日現在、IFFImは、以下の本プログラムに基づいたIFFImの債券を発行しており、また、オーストラリアおよびニュージーランド中期債券プログラムに基づいて、以下に「ANZ 1」と記載されたIFFImの債券を発行している。

シリーズ	日付	IFFImの債券
1	2006年11月14日	1,000,000,000米ドル2011年11月14日満期5.00%利付債券
2	2008年3月18日	1,700,000,000南アフリカ・ランド2010年3月18日満期9.90%利付債券
3	2009年2月19日	45,000,000豪ドル2012年2月21日満期2.60%利付債券
4	2009年2月19日	3,170,000,000南アフリカ・ランド2012年2月21日満期6.26%利付債券
5	2009年2月19日	179,000,000ニュージーランド・ドル2012年2月21日満期2.65%利付債券
6	2009年5月15日	16,227,290英国ポンド2014年6月13日満期ゼロクーポン債券（満期116.2%支払）
7	2009年5月15日	250,000,000英国ポンド2014年5月15日満期3.375%利付債券
8	2009年5月27日	105,000,000米ドル2012年5月25日満期1.00%利付債券
9	2009年5月27日	50,000,000豪ドル2012年5月25日満期3.51%利付債券
10	2009年6月24日	70,592,000豪ドル2013年6月24日満期4.36%利付債券
11	2009年6月24日	239,000,000南アフリカ・ランド2013年6月24日満期6.85%利付債券
12	2009年6月24日	800,000,000南アフリカ・ランド2024年6月24日満期0.50%利付ディスカウント債券
13	2010年3月23日	2,500,000,000南アフリカ・ランド2013年3月27日満期7.15%利付債券
14	2010年6月28日	17,200,000豪ドル2014年6月27日満期4.77%利付債券
15	2010年6月28日	103,300,000ブラジル・レアル2014年6月27日満期8.30%利付債券
16	2010年6月28日	430,000,000南アフリカ・ランド2020年6月29日満期0.50%利付ディスカウント債券
17	2010年10月15日	35,000,000豪ドル2015年10月15日満期5.50%利付債券
18	2011年3月30日	371,100,000ブラジル・レアル2014年3月24日満期7.81%利付債券
19	2011年9月28日	105,000,000ブラジル・レアル2014年9月26日満期6.00%利付債券
20	2011年9月29日	650,000,000南アフリカ・ランド2016年9月29日満期6.10%利付債券
21	2011年9月29日	12,000,000豪ドル2015年9月30日満期3.40%利付債券
22	2012年6月28日	11,500,000豪ドル2016年12月28日満期3.15%利付債券
23	2012年6月28日	520,000,000南アフリカ・ランド2027年6月29日満期0.50%利付ディスカウント債券
24	2012年6月28日	471,000,000南アフリカ・ランド2015年6月29日満期4.21%利付債券
25	2012年7月30日	38,000,000豪ドル2017年7月24日満期3.10%利付債券
26	2013年3月27日	801,000,000南アフリカ・ランド2018年3月19日満期5.31%利付債券
27	2013年3月27日	90,000,000トルコ・リラ2018年3月19日満期5.34%利付債券
28	2013年7月3日	700,000,000米ドル2016年7月5日満期変動利付債券
29	2016年11月2日	500,000,000米ドル2019年11月1日満期変動利付債券
30	2017年11月16日	300,000,000米ドル2020年11月16日満期変動利付債券
31	2019年7月18日	600,000,000ノルウェー・クローネ2025年3月15日満期ゼロクーポン債券
32	2020年7月7日	2,000,000,000ノルウェー・クローネ2030年4月5日満期ゼロクーポン債券
ANZ 1	2010年12月8日	400,000,000豪ドル2015年12月8日満期5.75%利付債券

2014年11月、IFFIm Sukuk Company Limited (以下「IFFImSC」という。)は、その初となるスクーク (Sukuk) を発行し、500百万米ドルの資金を調達した (以下「2014年スクーク」という。)。2014年スクークは2017年12月4日に満期を迎えた。同債の発行価格は100%であり、年4回、3ヶ月物米ドルLIBORに15ベーシス・ポイント上乗せしたクーポンが付された。IFFImSCは、ケイマン諸島の会社法 (2013年改正) に基づき2014年11月3日に設立され、会社登録番号293422を有するケイマン諸島の特例有限責任会社である。IFFImSCは、2014年スクークのみを目的とした会社として設立され、IFFImの業務を支援するためにイスラム債券 (sukuk certificates) を発行した。2017年12月の2014年スクークの満期後、2018年4月30日にIFFImSCは解散した。IFFImSCのすべての発行済株式は、株式信託宣言に基づく株式の受託者であるMaplesFS Limitedにより保有されていた。

IFFIm Sukuk Company II Limited (以下「IFFImSC II」という。)は、2015年9月にスクーク (Sukuk) を発行し、200百万米ドルの資金を調達した (以下「2015年スクーク」という。)。2015年スクークは、2018年9月29日に満期を迎えた。同債の発行価格は100%であり、年4回、3ヶ月物米ドルLIBORに14ベーシス・ポイント上乗せしたクーポンが付された。IFFImSC IIは、ケイマン諸島の会社法 (2013年改正) に基づき2015年8月25日に設立され、会社登録番号303397を有するケイマン諸島の特例有限責任会社である。IFFImSC IIは、2015年スクークを発行することのみを目的とした会社として設立されており、IFFImの業務を支援するためにイスラム債券 (sukuk certificates) を発行する。2015年スクークが2018年9月に満期を迎えたため、IFFImSC IIは2019年2月に清算された。IFFImSC IIのすべての発行済株式は、株式信託宣言に基づく株式の受託者であるMaplesFS Limitedにより保有されていた。

IFFIm Sukuk Company III Limited (以下「IFFImSC III」という。)は、2019年4月にスクーク (Sukuk) を発行し、50百万米ドルの資金を調達した (以下「2019年スクーク」という。)。2022年4月9日に満期を迎える同債の発行価格は100%であり、年4回、3ヶ月物米ドルLIBORに4ベーシス・ポイント上乗せしたクーポンが付される。IFFImSC IIIは、ケイマン諸島の会社法 (2018年改正) に基づき2019年3月5日に設立され、会社登録番号348825を有するケイマン諸島の特例有限責任会社である。IFFImSC IIIは、2019年スクークを発行することのみを目的とした会社として設立されており、IFFImの業務を支援するためにイスラム債券 (sukuk certificates) を発行する。IFFImSC IIIのすべての発行済株式は、株式信託宣言に基づく株式の受託者であるMaplesFS Limitedにより保有されている。

GAVI ファンド・アフィリエイト、Gaviおよび承認プログラムへの資金供与

2006年暦年中、GAVI ファンド・アフィリエイトに対し総額で約861百万米ドルの資金供与を承認するIFFImによる予備的資金調達確認書が発行され、そのうち約525百万米ドルが実際に資金供与された。

2007年暦年中、GAVI ファンド・アフィリエイトに対し総額で約186百万米ドルの資金供与を承認するIFFImによる予備的資金調達確認書が発行され、約428百万米ドルが実際に資金供与された。

2008年暦年中、GAVI ファンド・アフィリエイトに対し総額で約325百万米ドルの資金供与を承認するIFFImによる予備的資金調達確認書が発行され、約273百万米ドルが実際に資金供与された。

2009年暦年中、GAVI ファンド・アフィリエイトに対し総額で約620百万米ドルの資金供与を承認するIFFImによる予備的資金調達確認書が発行され、約330百万米ドルが実際に資金供与された。

2010年暦年中、GAVI ファンド・アフィリエイトに対し総額で約400百万米ドルの資金供与を承認するIFFImによる予備的資金調達確認書が発行され、約320百万米ドルが実際に資金供与された。

2011年暦年中、GAVI ファンド・アフィリエイトに対し総額で約200百万米ドルの資金供与を承認するIFFImによる予備的資金調達確認書が発行され、約300百万米ドルが実際に資金供与された。

2012年暦年中、GAVI ファンド・アフィリエイトに対し総額で約390百万米ドルの資金供与を承認するIFFImによる予備的資金調達確認書が発行され、約100百万米ドルが実際に資金供与された。

2013年暦年中、GAVI ファンド・アフィリエイトまたはGaviのいずれに対してもIFFImによる予備的資金調達確認書は発行されなかったが、約200百万米ドルが実際に資金供与された。

2014年暦年中、Gaviに対してIFFImによる予備的資金調達確認書は発行されず、資金供与も行われなかった。

2015年暦年中、Gaviに対してIFFImによる予備的資金調達確認書は発行されず、資金供与も行われなかった。

2016年暦年中、Gaviに対し総額で約50百万米ドルの資金供与を承認するIFFImによる予備的資金調達確認書が発行され、約100百万米ドルが実際に資金供与された。

2017年暦年中、Gaviに対し総額で約50百万米ドルの資金供与を承認するIFFImによる予備的資金調達確認書が発行されたが、資金供与は行われなかった。

2018年暦年中、Gaviに対してIFFImによる予備的資金調達確認書は発行されなかったが、約50百万米ドルが実際に資金供与された。

2019年暦年中、Gaviに対し総額で約166百万米ドルの資金供与を承認するIFFImによる予備的資金調達確認書がGaviに対して発行され、約316百万米ドルが実際に資金供与された。

2020年1月1日から2020年7月13日までの期間中、Gaviに対し総額で約200百万米ドルの資金供与を承認するIFFImによる予備的資金調達確認書がGaviに対して発行され、約200百万米ドルが実際に資金供与された。

本有価証券報告書の提出日現在、資金供与の総額を承認するGAVIファンド・アフィリエイトおよびGaviに対して発行されているIFFImによる予備的資金調達確認書の総額は、約3,398百万米ドルであり、そのうち約3,141百万米ドルが実際に資金供与された。IFFImに承認された予防接種およびワクチン確保プログラムが以下に要約されている。

特定国向けプログラム

適格国の政府は、Gaviに申請書を提出することにより、ワクチン確保、予防接種および保健システム強化の支援を申請する。Gaviは、当該申請書を審査および承認した後に、IFFImの制度による資金調達を要請する。IFFImの資金は、以下のGaviアライアンスの特定国向けプログラムを支援している。

新規および十分に利用されていないワクチン支援（以下「NVS」という。）プログラム

Gaviは、発展途上国にワクチンおよびそれに関連するワクチン技術の導入を支援している。Gaviの支援は、各国のワクチン接種を促進し、ワクチン供給の安全性を改善することを目的としている。IFFImにより資金供与されているNVSのプログラムは、主に以下の疾病に関連していた。

ジフテリア

これは身体的または呼吸による密接な接触を通じて人から人へと伝播するバクテリア感染であり、死に至ることもある。ジフテリア患者のうち5%から10%は、適切に治療された場合であっても死亡する。治療しないまま放置すると、この病気により更に多くの人命が奪われる。

インフルエンザ菌B型（以下「Hib」という。）

これは約300万の深刻な疾患の原因と考えられている細菌感染であり、主に髄膜炎および肺炎を通じて、毎年推定20万人の子供が死亡する。犠牲者の大半が5歳未満の子供である。

B型肝炎

これは肝臓を攻撃し、急性および慢性疾患の双方を引き起こす可能性のあるウイルス感染である。世界中で推定2億9,200万人がこのウイルスに慢性的に感染している。毎年、88万4,000人超が急性または慢性のB型肝炎により死亡している。幼少期に慢性的に感染した大人のうち約25%は、後に慢性感染症が原因となって引き起こされる肝臓ガンや肝硬変（肝臓の瘢痕化）により死亡する。

ヒトパピローマウイルス（以下「HPV」という。）

これは子宮頸がんの主要原因であり、世界中で2番目に多い女性のがんである。子宮頸がんで2018年に死亡した推定31万1,000人の女性のうち85%超が、子宮頸がんの検査や治療を受けることのできない場合が多い発展途上国の出身者であった。Gaviの支援国において、子宮頸がんは、女性のがんによる死亡の主要原因である。予防や管理を変更しなければ、子宮頸がんの死者は、2035年までに毎年41万6,000人に増加すると推定されており、これは発展途上国のほぼすべてである。HPVのワクチンにより子宮頸がんの90%の原因となる株を予防することができ、検査と治療を併用すれば、子宮頸がんの重荷を急速に軽減することが可能である。しかし、女性がこのようなサービスを利用することができないことの多い発展途上国では、予防にはHPVに接触する前のワクチンが重要である。

麻疹

これは非常に感染力が高いウイルスであり、その症状には、高熱、重度の皮膚発疹および咳がある。2017年の麻疹による死亡は全世界で11万人となったが、そのうち殆どが5歳未満の子供であった。非常に感染し易いため、感染率が減少した地域においてでさえも、麻疹は子供の健康にとって未だに重大な脅威となっている。免疫システムを弱めることにより、麻疹は、肺炎、失明、下痢および脳炎等のその他の健康問題を引き起こす可能性もある。

A型髄膜炎

この病気は、西のガンビアから東のエリトリアまでアフリカの25カ国に広がる髄膜炎ベルト地帯で生活する4億5,000万人の生命を脅かす伝染病を引き起こすものである。この病気により、脳の周辺膜や脊髄に痛みを伴う炎症が起き、24時間から48時間以内に死亡する可能性がある。生存者は、深刻な学習障害、難聴または四肢切断に直面する場合が多い。最も危険にさらされているのは、子供および若年成人である。

百日咳

百日咳は呼吸器の病気であり、口、鼻および喉に棲みつくバクテリアによって引き起こされる。百日咳にかかる子供の多くには、4週間から8週間続く咳の発作が見られる。この病気は、幼児において最も危険である。全世界において、百日咳により年間で推定16万700人が死亡している。

肺炎球菌疾患

これはバクテリアによる感染であり、肺炎の主な原因である。毎年、肺炎球菌疾患により約50万人の5歳未満の子供の生命が失われており、ワクチンにより回避可能な幼児の死亡原因の第1位となっている。こうした死亡を防ぐのに最も有効な方法は、効果的、安全かつ手頃な価格のワクチンを確実に利用可能にすることである。肺炎に加え、肺炎球菌疾患は髄膜炎の原因でもあり、生存者に永久的な障害を残す場合がある。

ロタウイルス

このウイルスは、5歳未満の子供にみられる重度で致命的な下痢の主要原因である。毎年下痢症が原因で死亡する5歳未満の子供は50万人超である。全世界のほぼすべての子供が、3歳の誕生日を迎えるまでにロタウイルスに感染する。ロタウイルスはすべての国の子供に感染する一方、ロタウイルスによる死亡のうち95%超は、ロタウイルス関連の重度の下痢に対する処置を限定的にしか受けることができないか、または全く受けることができないアフリカやアジアの低所得国で発生する。

風疹

これは「ドイツ風疹」としても知られている。非常に感染し易い一方で、子供においては、比較的軽い病気を引き起こす。毎年10万人超の子供が、先天性風疹症候群（以下「CRS」という。）として知られる先天性異常（盲目、難聴および心臓欠陥）を持って生まれ、そのうち80%がGaviの適格国で生活している。ワクチンは1970年代から利用可能であり、多くの国においてもはや脅威を与えるものではないが、特にアフリカや南アジアの地域では、未だに十分に使用されていないところもある。麻疹・風疹イニシアチブ（Measles & Rubella Initiative）と連携することにより、Gaviは、2回目ワクチンおよびワクチン対策のフォローアップの支援を含め、麻疹と併せて風疹のワクチンの導入を支援している。

破傷風

開口障害としても知られる破傷風はバクテリア感染である。破傷風は、通常、熟練した助産師を伴わないことが多い不衛生な環境の中で危険な出産を行うことにより、新生児とその母親に影響を及ぼす。WHOの推定では、2017年の破傷風による新生児の死者は3万848人であった。

黄熱病

これはアフリカおよび米国で大流行したウイルス疾患である。感染により、軽度の症状から重度の疾患および死に至るまでの広範な疾病を引き起こす。60年以上にわたり効果的なワクチンは利用可能であったが、過去20年にわたり感染者数は増加し、黄熱病は再び深刻な公衆衛生問題になっている。

安全な予防接種支援（以下「INS」という。）プログラム

Gavi アライアンスは、使い捨て注射器、再構成注射器および感染性廃棄物容器の提供に貢献している。これらの注射器および感染性廃棄物容器により、発展途上国におけるワクチン投与が容易になる。

予防接種サービス支援（以下「ISS」という。）プログラム

Gavi アライアンスは、発展途上国が自国の予防接種のシステムを強化することに対して柔軟な報酬を支払っている。この支払は、厳しいパフォーマンス要件を満たすことを条件としており、Gavi アライアンスは、目標を設定し、実績を監視するために各政府や政府機関調整委員会と協力している。

保健システム強化（以下「HSS」という。）プログラム

HSSプログラムの目的は、予防接種およびその他の保健サービスを提供するための各国の制度のキャパシティを拡大することを通じて、予防接種率の増加の目標を達成し、かつこれを維持することである。各国は、HSSの資金を保健システムの「ボトルネック（弊害）」や障壁を除去するために利用することを奨励されている。

ワクチン導入補助金

新しいワクチンの導入は国の保健システムに追加費用が発生する可能性を示唆することをGaviは認識しているため、追加支援を提供することによりこの資金ギャップを埋めている。この支援は前払いによる現金補助金という形をとっており、実施国が訓練、社会的流動化、プログラム運営の監視およびモニタリング等の費用を支払うために利用される。

投資事例

IFFImは随時、疾患予防および疾患管理に対する限定的な戦略的投資に資金を供給する。この投資は、国連児童基金（以下「UNICEF」という。）やWHO等のGaviのパートナーを通じて行われる。各投資

は、子供および妊産婦の健康を改善するという国連ミレニアム開発目標に向けた進展を制約する疾病を対象としている。IFFImは、これまでに以下の投資事例に資金を供給している。

黄熱病備蓄

Gaviは、病気の流行が認識された後可能な限り早急にワクチンを確実に配備できるように、黄熱病ワクチン備蓄の創出および維持を支援している。また、備蓄は、定期的なプログラムに確実に供給することにも役立つ。IFFImの資金は、病気の流行対応および予防対策の両方に使用された。

ポリオ撲滅

Gaviは、野生およびワクチンに由来するポリオウイルスの感染を遮断するために実施された撲滅強化活動を支援した。この活動には、ポリオの監視および研究活動の維持、社会的流動化の改善ならびに技術的支援の強化が含まれた。

麻疹死亡率削減

Gaviは、麻疹による死亡率の水準を削減する取り組みを支援した。毎年、麻疹により全世界で約35万人の子供が死亡し、その多くは5歳未満の子供である。麻疹死亡率削減対策は、この子供の重大疾患に取り組むことを目的とした様々な世界規模の保健と各開発機関との連携である。麻疹のワクチン対策は、蚊帳、駆虫薬およびビタミンサプリメント等の、その他の救命介入を提供するための手段となっている。

妊産婦と新生児破傷風

Gaviは、妊産婦と新生児破傷風を撲滅するための対策を支援した。妊産婦と新生児破傷風は、世界の最貧国における最も貧困な人々を苦しめ続けている。この対策は、こうした人々に対する清潔分娩の推進および予防接種のサービスを改善する既存の取り組みを強化するために実施された。

五価ワクチン支払保証

2007年、Gaviは、製造業者からの供給増加を促進し、新しい製造業者による市場への参入を奨励する目的で、3年間にわたって五価ワクチンの購入を保証するための資金の前払いを行った。五価ワクチンのシングル・ショットは、5つの感染症、すなわち、ジフテリア、破傷風、百日咳、HibおよびB型肝炎に対する免疫を与える。投与が容易な液状の五価ワクチンは、HibおよびB型肝炎ワクチンの接種増加に重要な役割を果たしている。IFFImによる資金供与のアベイラビリティは、Gaviの五価ワクチンの供給能力を確保し安定させる。その結果、新しい製造業者が市場（新興市場を含む。）に参入するよう奨励されたことにより、供給の安全性が高まり、ワクチンの価格が引き下げられた。

黄熱病ワクチン継続

2009年3月、Gavi、IFFImおよびGFAの理事会は、上述のGaviによる当初の黄熱病投資事例の延長および拡大に対する資金提供を承認した。追加の資金提供により、黄熱病ワクチンの適用範囲が増加、拡大され、また予想以上にワクチン価格を相殺する効果があった。

髄膜炎撲滅

Gaviは、世界の髄膜炎菌性髄膜炎の重荷のうち約95%を抱えていると推測される25のアフリカ諸国における髄膜炎菌性髄膜炎A型の流行を撲滅する取り組みを支援した。髄膜炎菌性髄膜炎は、細菌性疾患であり、主に子供に影響を与え、死に至るまたは永久的な障害を残す可能性がある。

CEPI協定

2019年7月、Gaviは感染症流行対策イノベーション連合（以下「CEPI」という。）を支援した。CEPIは、世界で最も危険な伝染性の病気のいくつかに対する新しいワクチンの開発を調整しており、将来的には、これらの伝染病により著しい被害をうけた低所得国が当該ワクチンを手頃な価格で利用できるようにする予定である。

CEPI-新型コロナウイルス感染症プログラム

2020年7月、Gaviは新型コロナウイルス感染症ワクチンの研究開発を支援すべく、CEPIに追加支援を行った。

IFFImは、設立以降2020年7月13日まで、Gaviの投資事例を援助するために以下の金額を承認した。

投資事例	米ドル（百万）
黄熱病備蓄	101
ポリオ撲滅	191
麻疹死亡率削減	139
妊産婦と新生児破傷風	62
五価ワクチン支払保証 [*]	181
髄膜炎撲滅	68
CEPI協定	66
CEPI-新型コロナウイルス感染症プログラム	200
投資事例の承認合計	838

* 五価ワクチン支払保証に係る資金は、Gavi適格国において五価ワクチンの購入を支援するために使用されているため、特定国向けプログラムに基づき会計処理される。

詳細については、<http://www.gavi.org>を参照されたい。

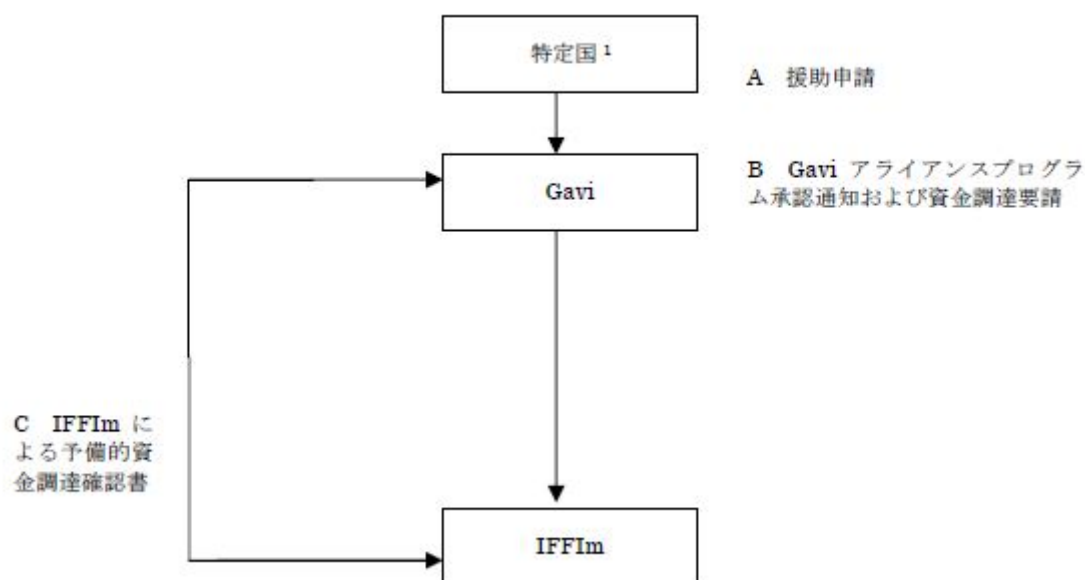
ヘッジ

IFFImのリスク管理戦略に従い、寄付者誓約金および借入金は、変動為替相場に基づき米ドルにヘッジされている。

IFFImの活動 - 第1部 プログラム承認手続

IFFImは、その時々によって、参照ポートフォリオに含まれている71の特定国のいずれかに恩恵をもたらすべく、予防接種および/またはワクチン確保プログラムへの資金提供を承認するようGaviから要請を受ける。IFFImは、とりわけ、かかる資金提供が、IFFImの慈善目的に合致しており、かつ、定款に違反しないかどうか、また、かかる資金提供が特定の財務要因に合致するかどうかを考慮した上で、かかるプログラムを承認することができる。プログラムは以下のように組成される。

プログラム承認手続



（注1） Gaviは、非特定国向けプログラムを提案することもできる。

A 援助申請

適格国は、予防接種、関連保健システム強化およびワクチン確保プログラムのための資金援助申請を行う。かかる申請は、Gaviアライアンスの標準的な申請書を用いて行われ、Gaviが納得する特定の関係書類が添付される。

特定国とは関係していないが、Gaviが検討した特定のプログラムもまた存在する。例えば、緊急用のワクチン備蓄を創出するためのプログラム、または複数国を脅かす病気の大流行防止対策の研究を行い、現時点でワクチンが存在しない伝染病を引き起こす可能性のある病気について新しいワクチンを開発する感染症流行対策イノベーション連合を支援するためのプログラムなどが挙げられる。

B Gaviアライアンスプログラム承認通知および資金調達要請

適格国から受領したすべての申請は、まず、完全性とGaviの必須要件の遵守についてGaviが審査し、当該申請が適格国により行われたものであることが確認される。その後、各適格国からの申請は、当該申請における情報の一貫性、提供されたデータの妥当性、および書面による事前評価レポートを作成するために必要なその他の関連要因を調査するための事前評価を受ける。その後、各申請は、公衆衛生、疫学、開発、金融および経済等の幅広い分野における独立した技術専門家で構成される独立審査委員会(Independent Review Committee)（以下「IRC」という。）により審査される。IRCは、個々の申請について条件付または無条件で承認すべきか否かを、Gaviに勧告することができる。Gaviはこれを受けて、IRCの勧告および報告書に照らして各申請を検討すると共に、承認および資金調達要請を行うか否かについて検討する。

通常、適格国からの申請に起因するプログラムの支援（保健システムサービスの強化を含む。）に焦点を当てているが、Gaviは、特定国向け支援の課程を通じては満たすことのできない予防接種の目

的と必要性に応じるために、非特定国向けプログラムへの資金提供申請に基づいて資金提供することもある。非特定国向けプログラムは、IFFImによる資金提供からも利益を得ることができる。例としては、緊急用のワクチン備蓄およびその他の共同購入メカニズムの利用による、複数国におけるワクチン確保および購買能力の拡大、複数国において予防接種サービスの規模を迅速に拡大可能にするための技術的支援の提供ならびに安全でコスト効率の良いワクチンの使用拡大がある。

Gaviは、非特定国向けプログラムへの資金提供申請を懇請または委託することができる。過去において、かかる申請は、国際機関、国家および地域組織、非政府組織、研究機関、財団および公的機関またはかかる事業体の共同事業体が準備してGaviに提出していた。

非特定国向けプログラムへの資金提供申請は、通常、Gaviからなる専門家グループまたはIRCによって評価される。Gaviは、かかる申請を承認するかについて、評価グループまたはIRCによって提示された報告書およびプロジェクトがGaviの戦略的な目標と一致しているか否かの検討により決定する。

Gaviは、支出、収入およびキャッシュ・フローに関する長期的な財務予測を定期的に更新し、特に、新規プログラムの予算が資金調達の承認を得るために評価される際に更新する。かかる予測の一環として、GaviはIFFImによる資金供与を受けるために必要とされる資金調達の水準を確認する。かかる判断を下す際に、Gaviは、IFFImによる資金供与とGaviが利用できるその他のすべての資金調達源を比較してどちらが財政的に効率的であるかを検討する。

プログラムがその規則の規定およびスイスの非営利財団としての立場に合致していることを確認した後、Gaviは、関連プログラムに資金供給するために必要となる適切な予算のすべてまたは一部に関して、IFFImによる資金調達要請を行う（これは、手続覚書に添付されているスタンダード・フォーム文書であるGaviアライアンスプログラム承認通知および資金調達要請のフォームで行われる。）。

C IFFImによる予備的資金調達確認書

IFFImは、とりわけ、慈善団体としての立場および定款の条項に照らして、提示された各Gaviアライアンスプログラム承認および資金調達要請を検討する。IFFImはまた、財務マネージャーと相談して、IFFImの借入れについて様々な要因を検討する。かかる要因には、金融枠組み協定に規定されているように、いずれかの事業年度において、IFFImが資金調達承認に合意する可能性のあるプログラムの最大累積金額、IFFImの資金調達戦略、流動性政策、リスク管理政策およびIFFImギアリング・レシオ・リミットが含まれる。

IFFImがGaviアライアンスプログラム承認および資金調達要請の承認を決定した場合、IFFImは、IFFImによる予備的資金調達確認書（手続覚書に添付されているスタンダード・フォーム文書である。）を発行し、そのようにして承認されたプログラムは承認プログラムとなり、かかるプログラムとして認識されるようになる。

IFFImは、金融枠組み協定に基づきいずれかの暦年における承認プログラムとなる可能性があるプログラムの金額に関し一定の制限に従う。とりわけ、IFFImギアリング・レシオ・リミット、IFFImの資金調達戦略、流動性およびリスク管理政策の適用に従い、いずれの暦年においても承認プログラムとなるように承認されることを許可されたプログラムの最大累積価額（2006年から2015年（2015年を含む）の関連事業年（または2006年から2007年度の場合は、期間）についてIFFImプログラム・キャパシティーをいう。）は、以下のとおりであった。

暦年/期間	新たな承認プログラムの最大額 (米ドル)	承認プログラムの累積最大額 (米ドル)
2006-2007	1,050百万	1,050百万
2008	500百万	1,550百万
2009	450百万	2,000百万
2010	425百万	2,425百万
2011	400百万	2,825百万
2012	350百万	3,175百万
2013	325百万	3,500百万

2014	300百万	3,800百万
2015	200百万	4,000百万

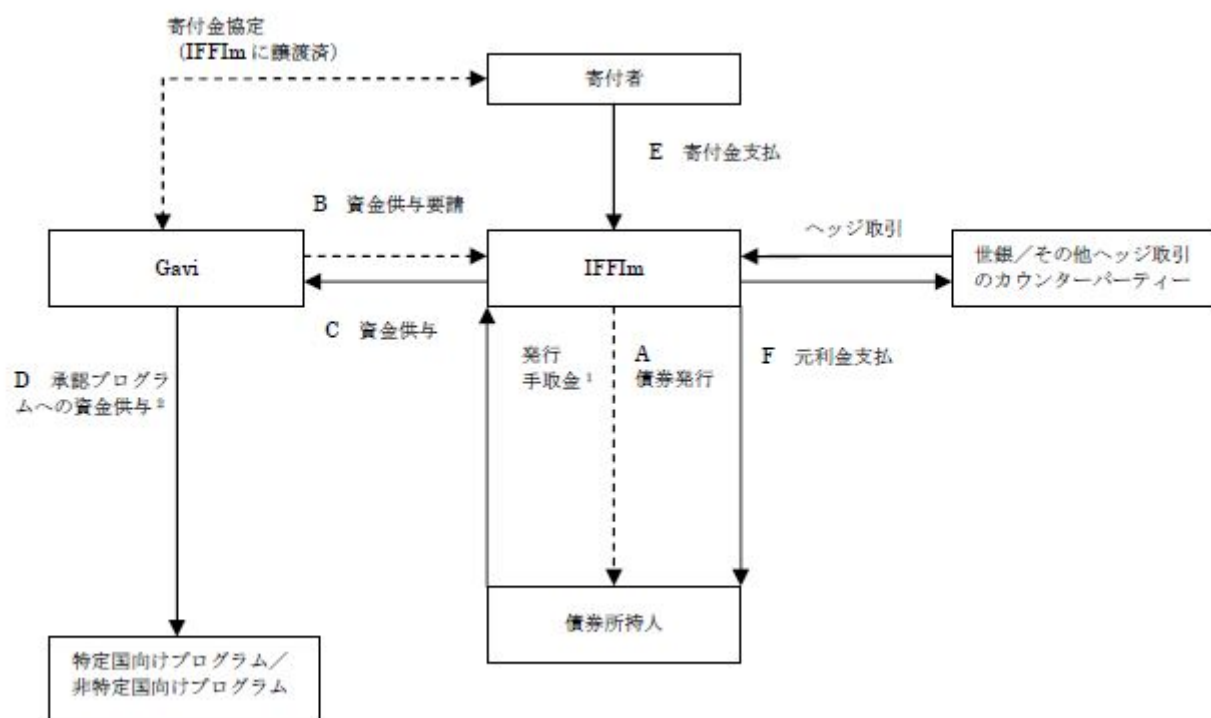
いずれかの暦年（2006年から2007年の場合には、期間）において承認された承認プログラムの累積価額が、最大額を下回った場合、その差額は、翌暦年のキャパシティーに追加されるものとされていた。

その間、IFFImは、提案された追加プログラムに係るプログラムの追加キャパシティーを財務マネージャーおよび寄付者に通知できるが、これは一般的に提案されたプログラムに対して適用される承認手続に従うものとする。

投資家はまた、フィッチレーティングスリミテッド、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクおよびS&Pグローバル・インクの一部門であるスタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスのうち少なくとも2社がIFFImに対し「AA」または同等の信用格付（もしくはIFFImが財務マネージャーと協議した上で寄付者に提案する可能性のあるその他の信用格付であり、各寄付者から書面による同意を得ているもの）を付与しない限り、IFFImは、金融枠組み協定に基づいて、プログラムに対して資金提供の承認を許可されていない、ということに留意すべきである。

以下の図は、とりわけ、IFFIm、寄付者およびその他主要当事者間におけるキャッシュ・フローについて説明している。

IFFImの活動 - 第2 プログラムへの資金調達



(注1) 発行手取金は、財務マネージャーが保管および管理しているIFFIm口座へ流れる。

(注2) 資金は、Gaviから当該承認プログラムに対して供与される。

A 本プログラムに基づくIFFImの債券の発行

各関連資金調達期間の初日に先だって、財務マネージャーは、IFFImを代理して、到来する関連資金調達期間におけるIFFImの支払義務の総額を評価する。これは、かかる期間におけるIFFImの資金調達要件である。IFFImの資金調達要件には、とりわけ、承認プログラムに基づくIFFImの資金供与義務、本プログラムに基づく発行済みのIFFImの債券の元利金の支払義務、IFFImが締結したデリバティブ取引に関連する支払うべき金額の支払義務、ならびに手数料および関連費用の支払義務が含まれる。

財務マネージャーはまた、かかる関連資金調達期間の初日に先だって、IFFImが利用できるあらゆる資金の総額を評価する。かかる資金には、とりわけ、IFFImの銀行口座に保管されている資金、IFFImの流動資産投資（もしあれば）に関し支払うべき金額および関連資金調達期間に寄付金協定に基づいて寄付者がIFFImに支払うべき金額が含まれており、これらをすべてあわせたものがIFFIm利用可能総資金である。

各関連資金調達期間にIFFImにとって必要となる資金調達額は、したがって、IFFImの資金調達要件がIFFIm利用可能総資金を超過する金額であり、これが、IFFIm必要資金である。

関連資金調達期間におけるIFFIm必要資金を評価するために、財務マネージャーはまた、IFFIm必要資金に見合う資金を調達することによって、IFFImが、IFFImギアリング・レシオ・リミットに違反することになるかどうか、またはIFFImの資金調達およびその他の戦略に合致しない方法で行うことになるかどうかを計算する。かかる違反や行為がある場合には、かかる承認プログラムへの資金調達の結果、IFFImがIFFImギアリング・レシオ・リミットに違反せず、また、その他の戦略に合致するようになるまで、財務マネージャーは、Gaviによるいずれの資金供与要請も延期する。

上述した評価に続いて、財務マネージャーは、かかる関連資金調達期間中に、本プログラムに基づきIFFImの債券を発行するか、その他債務証券を発行するか、またはIFFIm必要資金もしくは、上述されたように延期されているいずれの資金供与要請をも計上するのに必要な金額分が減額されたIFFIm必要資金を満たすために必要となるローンに基づき資金を借り入れる。各債券発行による発行手取金は、Gaviからの資金供与要請に従って支払が行われるまでは、世銀が財務管理契約に従って維持して

いるIFFIm口座に保管される（かかる発行手取金は、とりわけ、IFFImの債券、あらゆるその他債務証券およびあらゆるローンに基づく元利金支払義務を果たすため、デリバティブ取引に関し支払うべき金額支払を行うため、ならびに費用および関連手数料を支払うために、暫定的にIFFImが使用できることを条件としている。）。

2006年の設立時において、2006年から2015年（2015年を含む）の期間にわたり、IFFImは最大40億米ドル（IFFImの債券、その他債務証券またはローンの借り換え控除後）を調達することができると予測されていた。IFFImは、2006年から2020年7月（2020年7月を含む）の期間にわたり63億6,000万米ドルを調達した。年間の資金調達高、債券の選択および募集方法は、特定国の承認プログラムに対して行われる資金提供の必要性に応じて変化する。

IFFImおよび財務マネージャーは、IFFImにとって総じて最善の価値および持続的ベースによる寄付金支払を求めると共に、予防接種および/またはワクチン確保プログラムを必要とする国々に対して、信頼および予測できる資金提供を保証する意向を表している。この目的を達成するために、IFFImは、金融仲介機関を通じて、機関投資家および/または個人投資家にIFFImの債券を発行し、幅広く大規模で流動性のあるIFFImの債券の発行から、特定の投資家グループに的を絞った小規模なIFFImの債券の発行まで、様々な取引を実行する。

B/C 資金供与要請およびGaviへの資金供与

Gaviは、承認プログラム（上記参照）に関して資金供与の要請を行う際に随時、要請がなされる金額および関連する承認プログラム等の詳細を含む資金供与要請をIFFImに提出する。

いずれの関連資金調達期間においても、IFFIm口座およびその他IFFImの財政資源に保管されている資金が、かかる関連資金調達期間においてIFFImの資金調達要件に十分見合うということ、財務マネージャーが確信している場合、財務マネージャー（IFFImを代理して）は、金融枠組み協定の規定に従って、(i)いずれかの前関連資金調達期間に提出されたが、前回は完全に認められなかったいずれかの資金供与要請およびその後(ii)前関連資金調達期間の最終営業日以前に、GaviがIFFImに提出したいいずれかの資金供与要請を満たすのに必要な金額をIFFIm口座からGaviに迅速に振り込む。

D 承認プログラムへの資金供与

Gaviは、関連資金を受領後、合理的に実施可能な限り速やかに、当該承認プログラムに対して必要な資金供与を金融枠組み協定の条項に基づいて行う。

E/F IFFImの債券の元利金の支払

IFFImは、IFFImに譲渡された寄付金協定に基づいて寄付者から受領した寄付金支払からの利益を、とりわけ、本プログラムに基づいてIFFImが発行し、未償還であるIFFImの債券の元利金の支払に適用する。

プログラムのモニタリング

承認プログラムに対するGaviの財務補助は、Gaviによる厳しいパフォーマンス・モニタリングに従って行われる。かかるモニタリングは、前年に達成した進展を辿り、翌年のために設定した目標を公表し、そして現存の財政源が持続可能であるかどうかを確認することを目的としている。IFFImに承認プログラムをモニタリングする義務はない。

IFFImの活動 - 第3部 雑則

制約

金融枠組み協定は、IFFImに関する特定の約を含んでおり、かかる約定はIFFImの活動を制限することによって投資家は留意すべきである。IFFImは、とりわけ以下に関して合意している。登録慈善団体としての立場を維持するために合理的に全力を尽くすこと、英国における事業所および運営を維持

すること、金融枠組み協定、手続覚書および関連書類で規定されている以外のその他のいかなる業務にも従事しないこと、かかる契約に基づいて許可されている以外の借入債務を負わないこと、いずれの小会社をも有さないこと、いかなる不動産をも所有または取得しないことならびに譲渡契約に基づいてIFFImに譲渡されている権利、権限、利益または権益を、いかなる方法においても（無条件になされたか担保としてなされたかを問わない。）、移転、譲渡もしくは処分しないこと、または関連ある寄付金協定に従って許容される限りにおいて、いかなる抵当権、負債またはその他の担保もしくはそれらに関する遡及権を設定しないこと。

関連事項および運営停止

金融枠組み協定は、大多数寄付者が、IFFImに対して、特定の状況（各状況は、関連事項という。）において、一時的または永久的に、Gaviに対する資金供与停止を義務づけることができる規定を含んでいる。これらの特定の状況には（これらに限定されないが）、IFFImが、イングランドおよびウェールズ法に基づいた登録慈善団体としての存続を停止する場合、IFFImが破綻した場合および手続覚書に規定されている、予防接種を普及させるためのGaviの戦略的目標が、著しく悪い状況で、達成されていない場合を含む。

大多数寄付者の要請により運営が一時的に停止している間は、大多数寄付者が、IFFImおよび財務マネージャーに対して、適用ある関連事項の改善策が見つかるまでかかる承認プログラムに対する資金供与を停止すべき旨通知した場合は、いずれの承認プログラムに関しても、IFFImからGaviに対して一切資金供与は行われぬ。しかしながら、運営が一時的に停止されている期間はいつでも、IFFImは、IFFImの債券、その他債務証券およびあらゆるローンに関する元利金支払に必要な支払、デリバティブ取引に関し支払うべき金額の支払ならびに費用および手数料の支払を継続して行う。両当事者は、最大60日までの期間、一時的な運営停止の原因となった関連事項を改善するために合理的に全力を尽くすことが認められている。

かかる期間を経過しても、関連事項が、大多数寄付者の満足行くレベルにまで改善されない場合、大多数寄付者は、IFFImの運営を永久に停止することを決定することができる。かかる場合、IFFImは（金融枠組み協定で許可されている範囲で）、IFFImの銀行口座から資金供与を行うことに関して運営を永久的に停止し、また、IFFImの資産を適正に現金化、管理および維持することならびにIFFImの義務を清算することに付随する活動を除くすべての活動を速やかに停止するものとする。その結果、Gaviアライアンスのプログラムが承認プログラムになるためにその後新たに承認されることは一切無く、IFFImは、承認プログラムに関して行うGaviに対する資金供与を停止する。

一時的または永久的な運営停止によって、寄付者が寄付金協定に基づいて予定された支払を行う義務は、いかなる方法においても変化、軽減、延期または変更されることはなく、かかる支払は、財務マネージャーが、すべての発行済みのIFFImの債券およびIFFImが抱えているその他の債務が完済された旨を寄付者に対して通知するまで継続しなければならないものとする。永久停止の通知に従い、IFFImは、満期を迎えるまたは償還されるIFFImの債券またはその他債務証券およびローンの借り換えをする必要がある場合を除いて、新たにIFFImの債券またはその他債務証券を発行したり、新たにローンを借り入れることはできないものとする。

一旦IFFImと財務マネージャーが、IFFImのすべての債権者（IFFImの債券所持人を含む。）が完全に免責されたことを確認すると、IFFIm口座の預金に残っているあらゆる資金は、相談をした後に、IFFImの定款の条項および適用法の条項に従って、IFFImの慈善目的に向けて適用されるものとする。

いずれの寄付者も、金融枠組み協定のその他の当事者に対して、以下の(a)～(c)を通知することができる。

- (a) 寄付金支払が、寄付者の管轄において控除または源泉徴収されることなく行われることを保証するため、もしくは、税金に関して補償義務を果たすために、寄付金協定の条項に従って追加の支払を(i)行わなければならないとなった、もしくは(ii)行うようになる可能性があること、または、
- (b) GaviまたはIFFImの活動に関連して、適用ある管轄に基づいて予期しない納税義務が(i)生じた、もしくは(ii)生じる可能性があること、または、

- (c) 国家もしくは国際会計もしくは寄付金協定に基づくかかる寄付者の公約に関する規制上の取扱いにおいて重大な変更が(i)生じた、もしくは(ii)生じる可能性があること。

かかる通知のいずれかが行われた場合には、金融枠組み協定の当事者は、取引文書に記載されている取引の見直しおよびかかる見直しに伴い必要となる取引文書に対するいかなる修正についても合意するという考えの下、誠意を持って交渉に入るものとする。ただし、(A)適用ある格付機関が、書面により、IFFImの発行済みのIFFImの債券、その他債務証券および/またはローンの格付が、かかる修正により著しく影響を受けることはないを確認するまで、または(B)財務マネージャーの合理的な意見において、かかる見直しによって(i)寄付者からの要求があった時点における発行済みのIFFImの債券、その他債務証券および未返済のローンに関して予定されている支払および債務返済の要件を満たすためのIFFImの能力もしくはその他の義務、費用、負債ならびに金融枠組み協定において特定されている種類のその他の要件を満たすためのIFFImの能力を害する場合、もしくは(ii)IFFImの財務効率性を全般的に著しく害する場合、かかる見直しは効力を生じないものとする。

しかしながら、当事者が取引文書の修正について合意できない場合には、関連事項が一切生じていないとしても、大多数寄付者は、IFFImの運営を永久的に停止することを決定することができる。

かかる通知が、上記(a)(i)、(b)(i)または(c)(i)で参照されている通知である場合には、関連事項が一切生じていないとしても、以下を前提として、大多数寄付者は、かかる交渉に入る前に、一時的にIFFImの運営を停止することができる。かかる運営停止は、大多数寄付者がその他の各当事者に対して、かかる通知を行った日に始まり、(i)運営の永久停止が生じた日、または(ii)見直しおよび参照された修正が効力を発した日（いずれも当日を含む。）のいずれかに終了するということを前提としている。

IFFImおよびその財政構造に関連するリスク要因

IFFImの債券がIFFIm単独の債務であるリスク

IFFImの債券は、IFFImが単独で有する直接的および無条件ならびに非劣後および無担保の債務であり、寄付者を含む何者にも保証されることがなく、また寄付者を含む何者も責任を負うことがない。Gaviは、IFFImの債券に基づくいかなる支払義務（偶発か否かを問わない。）も負うことがない。

さらに、IFFIm以外の何者も、IFFImの債券に基づくIFFImによる支払の不履行に関し、IFFImの債券所持人に対するいかなる債務も受けることはない。

IFFImの支払能力に関するリスク

IFFImの債券の元利金を支払う能力は、主に、IFFImの寄付金協定に基づく寄付金支払の受領状況に左右される。IFFImは、IFFImの債券に基づく義務を履行する目的で利用可能であるその他の重要な資金源を持たない。

一切の寄付金支払は、寄付金の支払条件に従い行われることに留意すべきである。よって、参照ポートフォリオの一部を構成するいずれかの特定国（単独か複数かを問わない。）が長期遅延に陥っている場合、支払われるべき各寄付金支払は、当該特定国の減額幅だけ減額される。

かかる減額の結果、寄付者から支払われる寄付金支払により、IFFImがIFFImの債券に必要な支払を行うための十分な資金を得られない場合、当該IFFImの債券の所持人は、本来支払われる予定であった金額より減額された利息および/または元本を受領する可能性がある。最近の新型コロナウイルス感染症の流行とその影響による景気後退により、今後数ヶ月間で長期遅延に陥る特定国が参照ポートフォリオ中で更に増える可能性がある。

IFFImの債券に基づき支払われる元利金に関し、IFFImに対する償還請求権が制限されるリスク

IFFImの債券、IFFImの利札およびレシートに基づくIFFImによる支払義務は、IFFImの全資産の実現純収入および債券信託証書に基づくIFFImの債券、IFFImの利札およびレシートの所持人の権利に限定される。かかる金額が、IFFImの債券、IFFImの利札およびレシートならびに債券信託証書およびIFFImの債券と同等のその他の借入金債務に基づくIFFImの全債務を完済するのに充分でない場合、これがいかなる理由によるものであっても、IFFImは、かかる不足分を支払う義務を負わない。IFFImの債券に関するかかる不足分はすべて、IFFImの債券、IFFImの利札およびレシートの所持人が比例配分で平等に負担するものとする。

IFFImは、その他債務証券を発行する可能性があり、またIFFImの債券に基づくIFFImの支払義務と同等のその他の債務が発生する可能性がある。

IFFImの債券がIFFIm単独の法人債務であるリスク

IFFImの債券、IFFIm財務文書または取引文書に基づくIFFImの義務、誓約または契約に関する償還請求権は、IFFImの理事または構成員に対して行われることはなく、IFFImの債券、IFFIm財務文書およびその他取引文書に基づくIFFImの義務は、IFFImの法人債務であると理解され、また、IFFImの理事または構成員が、IFFImのかかる義務、誓約または契約に基づきまたはこれらを理由として個人的負債を負うことはない。

IFFImの資産が限定されているリスク

IFFImの主要な資産は、(i)寄付金協定に基づく権利（譲渡契約に従い、寄付金協定に基づく寄付金支払を受領する権利を含む。）、(ii)IFFImが当事者であるその他取引文書に基づく権利、(iii)IFFIm口座に随時預金される資金およびIFFImのために財務マネージャーが行うあらゆる投資ならびに(iv)デリバティブ取引に基づく権利で構成されている。

IFFImの債券が期限前償還される場合、その時に発行済みであるIFFImの債券に関するすべての元利金の支払をかか資産から実現される手取金で充足できないこともありうる。

ただし、金融枠組み協定の条項により承認プログラムの価値総額は制限されており、IFFImの信用格付が2つ以上の適用ある格付機関によりAAもしくはそれに相当する格付（もしくはIFFImが財務マネージャーと協議した上で寄付者に提案する可能性のあるその他の信用格付であり、各寄付者から書面による同意を得ているもの）より引き下げられる場合、または財務マネージャーの判断でIFFImがIFFImギアリング・レシオ・リミットに違反するとされる場合に追加のプログラムが承認されることはない。

IFFImが寄付者の履行に対し、いかなる責任も負わないリスク

IFFIm、財務マネージャーおよびトラスティーは、寄付者が締結する関連ある寄付金協定に基づく当該寄付者の義務の履行および遵守、寄付金協定に基づき寄付者が支払うもしくは支払うことになる金額の復元可能性、または寄付金協定、金融枠組み協定もしくはその他のあらゆる取引文書に基づくもしくは関する寄付者のその他の行為、不履行もしくは不作為に関し、いかなる表明および保証も行わず、また行っておらず（またはGAVIファンド・アフィリエイトもしくはGaviから受領しておらず）、責任、債務または義務を有していない。IFFIm、財務マネージャーおよびトラスティーは常に、寄付者の財政状況、信用価値、問題、立場または性質に関し、責任、義務および債務を負うことはない。

IFFImの債券に関する金融サービスが寄付者の履行に左右されるリスク

IFFImの債券の条件に関する金融サービスおよび履行は、主に、各寄付者が当事者である各寄付金協定に基づく義務およびかかる協定に基づきなされる支払に関する誓約を履行する状況に左右される。

このリスクに関連して、投資家は、各寄付者がIFFImおよび金融枠組み協定のその他の当事者に対し、各寄付者が当事者である寄付金協定が当該寄付者の有効かつ拘束力のある義務を構成している旨表明および保証を行っていることに留意すべきである。

IFFImは寄付者による支払遅延を時折経験することもあるが、これは重大なものではなく、また、IFFImの信用格付やIFFImの財務状況に悪影響を及ぼしてはいない。今後、支払に遅延が生じ、これが重大な場合には、IFFImの信用格付やIFFImの債券の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

また、投資家は、IFFImに譲渡された寄付金協定に基づくまたはかかる協定に関するIFFImの権利に含まれるいかなる所有権またはその他の法的利益もIFFImの債券所持人の利益にならないことにも留意すべきである。IFFImの債券所持人は、寄付金協定を履行する権利または寄付者に対し直接償還請求をする権利を有さない。

寄付金協定に基づき寄付者によりなされる一定の支払のために、かかる支払の前に追加のまたは年次の議会または政府による承認が必要となりうるリスク

各寄付者が寄付金協定に基づき寄付金支払を行う義務は、有効で拘束力および強制力のある義務を構成している。各寄付者は、議会および政府の認可を含め、寄付金協定に関する寄付金支払およびその他の支払義務に関し必要となる認可を取得する。ただし、下記を例外とする。

(1)寄付者は、寄付金協定のグロス・アップ条項、租税補償条項または一般的な補償条項に基づき生じた支払義務を果たす前に追加の議会または政府による認可を要求することができる。このような認可は、かかる支払の金額および内容が明らかになるまで取得できない。イタリア共和国（これについては後に説明される。）を除き、かかる認可が取得できないとしてもかかる支払義務が有効で拘束力および強制力を有することには影響しない。

イタリア共和国については、イタリア議会がIFFImのプロジェクトに参加することを認めており、2005年12月23日付の法266号（以下「2006年度予算法」という。）に従い当初の寄付金協定に基づく寄付金支払の合計金額を支払うための504百万ユーロを経済財務省に割り当て、また、2010年12月13日付の法220号（以下「2011年度予算法」という。）に従いIFFImを含む開発政策への協力支援のために534百万ユーロを割り当てた。寄付金協定に基づきイタリアの経済財務省が担う支払義務のうち、2006年度予算法および2011年度予算法で規定された金額を超える分については、イタリア共和国を代表する

経済財務省の法的に有効で拘束力および強制力のある義務を構成するために、議員法規または省庁の規定に基づくかかる超過金額に関する事前の採択を要する。

(2)スペイン王国については、スペイン閣僚会議が、年次ベースで寄付金支払を承認しなければならない。

(3)英国については、(英国の寄付金協定に基づく寄付者としての)英国国際開発省は、年度予算配分(とりわけかかる配分から関連ある年に英国の寄付金支払が行われる。)に関して毎年可決する歳出予算法に依拠している。

(4)イタリア共和国については、各寄付金支払が効力を有する前に支払に関する特別命令を採択する必要がある。

(5)オーストラリア連邦については、連邦議会が、各寄付金支払に関する歳出を行わなければならない。

上記(1)から(5)で言及された認可取得のメカニズムは、いずれも関連ある寄付者が予定どおり寄付金支払を行う旨の誓約が有効で拘束力および強制力を有することに何ら影響を与えることはない。

英国チャリティ委員会による介入のリスク

IFFImは、英国チャリティ委員会により規制されている。英国チャリティ委員会は、2006年チャリティ法(随時なされる改正を含む。)に基づき慈善団体の調査および審査を開始する権限を有しており、かかる調査および審査の結果が出るまで、英国チャリティ委員会には、とりわけ以下の行為が認められている。

- ・慈善団体のトラスティー、役員、代理人または従業員を、その役職または雇用および(該当する場合には)慈善団体の構成員から解任するまたは停職にすること。
- ・慈善団体の管理計画を確立すること。
- ・公式の保管者に慈善団体の財産を付与すること。
- ・追加の慈善団体のトラスティーを任命すること。
- ・慈善団体の債務者に対し、英国チャリティ委員会の認可なしに慈善団体に対して支払を一切行わないよう命令すること。
- ・慈善団体の財産を有する者に対し、英国チャリティ委員会の許可なしにかかる財産を放棄しないよう命令すること。
- ・英国チャリティ委員会の認可なしに、慈善団体が取引を締結したり、支払を行ったりすることを禁止すること。
- ・慈善団体の財産および業務に関し、受領者および管理者として行為する暫定管理者を指名すること。
- ・慈善団体のトラスティー、役員もしくは従業員または慈善団体それ自体に対し、英国チャリティ委員会が慈善団体の利益のために適切であると考える行動をとるよう命令すること。
- ・治安判事により捜査押収の許可を得ている場合に、書類または情報を入手および押収するために敷地内に入ること。

英国チャリティ委員会はまた(調査または捜査が実施されていない場合において)、慈善団体が保有するまたはそのために信託されている財産を保有または管理する者が慈善団体の目的上適切に利用しようとしないう場合で、慈善団体の目的上当該財産が確実に適切に利用されるようにするために命令を下すことが必要または好ましいと認められる場合、一定の条件に従って、関係ある者に対し当該財産を命令する方法で利用させる事ができる。

英国チャリティ委員会のかかる行為は、IFFImの債券に関するIFFImの支払能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

IFFImの資金調達戦略は、財務マネージャーのIFFImに対するヘッジ・エクスポージャーの大きさにより影響を受ける可能性があり、IFFImのヘッジ戦略の有効性は、ヘッジ取引のカウンターパーティーの業績および有効性に左右されるリスク

IFFImは、業務上単一通貨を選択しており、かかる通貨は米ドルである。IFFImは、財務マネージャーの助言に従い、特に各寄付金協定の価値における為替および金利の変動による将来の影響、本プログラムに基づいて発行されたIFFImの債券に関する為替および金利リスクを限定するための適切なヘッジ取引を締結しており、今後も締結する予定である。

通貨、金利およびその他のリスクを効果的にヘッジするIFFImの能力ならびにIFFImの債券、取引文書およびその他の借入金債務に基づく義務を履行するIFFImの能力は、そのヘッジ取引のカウンターパーティーのその時々業績および信用価値により左右される。

IFFImと世銀との間のヘッジ契約に基づき、いずれかの当事者が特定の信用格付機関によりAAAまたはそれに相当する格付を付されている限り、いずれの当事者も相手方に対し担保を差し入れる必要はない。世銀は現在AAAの格付を有しているので、世銀とIFFImとの間のヘッジ取引に基づく義務を裏付けるための担保をIFFImに対して差し入れる必要はない。IFFImの信用格付は、その設立時には、S&PからはAAA、ムーディーズからはAaa、フィッチからはAAAとそれぞれ格付された。しかしその後、IFFImの信用格付は、IFFImの特定の寄付者の信用格付が引き下げられたことを受けて、引き下げられた。IFFImの信用格付は現在、S&PからはAA（見通しは安定的）、ムーディーズからはAa1（見通しは安定的）、フィッチからはAA-（見通しはネガティブ）とそれぞれ格付されている。

こうした引き下げの結果、世銀は、IFFImと世銀との間のヘッジ契約に基づいて担保を差し入れるようIFFImに要求する権利を有する。世銀はかかる権利を行使していないが、世銀とIFFImは、IFFImと世銀との間で締結されたデリバティブ取引に基づく世銀のエクスポージャーを管理するために随時IFFImギアリング・レシオ・リミットから控除される割合（リスク管理バッファ）を適用することに合意している。財務マネージャーは、その単独の裁量により、このリスク管理バッファを調整することができる。

よって、未決済の取引に関する通貨および金利の動向により、IFFImは世銀に対しリスクを負う可能性がある。

さらに、財務管理契約に基づき、IFFImは、財務マネージャーが市場のカウンターパーティーとの間に相殺取引を締結することにより、IFFImとの取引から生じるエクスポージャーをヘッジする意図を有すると認識している。財務マネージャーがその信用格付基準を満たすカウンターパーティーとかかる相殺取引を締結できない場合、または金融リスクを効果的にヘッジすることができない場合には、財務マネージャーはIFFImとの間にヘッジ取引を締結する必要はない。

IFFImの財務業務を財務マネージャーに依存するリスク

IFFImは従業員を有しておらず、将来も従業員を有することはない旨誓約している。IFFImの財務業務は、財務マネージャーにより行われている。IFFImおよび世銀は財務管理契約を締結しており、それに基づき、世銀がIFFImのために財務マネージャーを務め、当該契約書に記載されるサービスを提供する。財務管理契約は当初5年間効力を有していた（満期は2011年9月29日）。2011年9月28日、IFFImと世銀は2011年10月5日までの暫定期間について財務管理契約を既存の条件で延長することに合意した。IFFImと世銀は、2011年10月5日に財務管理契約を当初の契約と実質的に同じ条件で更新した。財務マネージャーとしての世銀の任期はその後2016年10月5日まで更に5年間延長され、2021年10月5日まで更に5年間再延長された。IFFImは、財務マネージャーを常時維持するために合理的に全力を尽くすことを誓約しており、これには、多国籍開発銀行が予想されるが、要請があった場合に、IFFImが、現在世銀が提供しているサービスを提供するよう多国籍開発銀行に約束させることができるという保証はない。IFFImは90日前の通知を行った上で財務マネージャーとの契約を終了させる権利を有する。2013年2月8日および2013年6月11日、IFFImと世銀は、第2回更改契約を締結し、リスク管理バッファを導入した結果、財務管理契約に一定の派生的変更を加えることに合意した。この派生的変更により財務管理契約に基づく財務マネージャーの任期が影響を受けることはなく、また、世銀の任期についても実質的に変更はない。

投資家は、財務マネージャーがIFFImに通知をした上で任務を辞退する権利を有することにも留意すべきである。ただし、かかる辞退は、IFFImにより新しい財務マネージャーが指名される日またはかかる辞退の通知が行われた日から12ヶ月が経過した日のいずれか早い方が到来するまで効力を生じない。世銀が財務マネージャーを辞退する場合で、IFFImが多国籍開発銀行またはその他の適切な後継者から財務管理サービスを提供する約束を得られなかった場合に、IFFImの財務業務がどのようなにされるかは不確実であり、IFFImがIFFImの債券およびその他の取引文書に基づく義務を履行できない可能性がある。

(5) 【経理の状況】

Deloitte LLPは監査人を継続する意思を表明しており、年次総会を開催せずに監査人として再任されたとみなされるための適切な体制が整備された。

以下の情報は、2019年12月31日に終了した年度についてのトラスティーの年次報告書および連結財務書類から重大な調整をせずに抜粋されており、会計実務報告書「慈善団体による会計および報告」（慈善団体の会計実務報告書（FRS第102号））（第2版 - 2019年10月）および2006年英国会社法の規定に従って作成されている。

以下、連結財務書類からの抜粋である。

予防接種のための国際金融ファシリティ (IFFIm)加盟国に対する監査報告書

財務書類の監査に関する報告書

1. 意見

我々の意見では、予防接種のための国際金融ファシリティ（以下「親会社である慈善会社」または「IFFIm」という。）およびその子会社（以下「グループ」という。）の財務書類は、

- 2019年12月31日現在のグループの業務の状況ならびに同日に終了した年度のグループの収入および収支を含む財源の利用について、真正かつ公正な見通しを示している。
- 財務報告基準第102号「英国およびアイルランド共和国において適用される財務報告基準」を含む英国で一般に認められた会計実務に基づき適切に作成されている。
- 2006年英国会社法に定める要件に基づき作成されている。

我々は、以下を含む財務書類を監査した。

- 連結財務活動報告書
- 連結収支計算書
- 連結および親会社貸借対照表
- 連結キャッシュ・フロー計算書
- 関連ある注1乃至注21

財務書類の作成時に適用された財務報告の枠組みは、適用ある法律および英国会計基準である財務報告基準第102号「英国およびアイルランド共和国において適用される財務報告基準」（英国で一般に認められた会計実務）である。

2. 意見の根拠

我々は、国際監査基準（英国）（以下「ISA（英国）」という。）および適用ある法律に従って監査した。かかる基準に基づく我々の責務の詳細は、下記「財務書類の監査に関する監査人の責務」に記載されている。

我々は、英国における我々の財務書類の監査に関する倫理要件（上場した公益事業体に適用ある財務報告評議会（以下「FRC」という。）の倫理基準を含む。）に従って、グループおよび親会社である慈善会社から独立しており、かかる要件に従ったその他の倫理責任を果たしている。関連年度中にグループおよび親会社である慈善会社に提供された非監査業務は、財務書類の注4に開示されている。我々は、FRCの倫理基準により禁止された非監査業務をグループまたは親会社である慈善会社に提供していないことを確認する。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の意見に対して十分かつ適切な根拠であると考えている。

3. 我々の監査手法の概要

重要な監査事項	当年度において我々が特定した重要な監査事項は以下のとおりである。
	● 政府誓約金の評価
	本監査報告書において、重要な監査事項は以下のとおり特定される。
	① 新規に特定したもの ② リスク水準の上昇 ③ リスク水準の横ばい ④ リスク水準の低下
重要性	グループの財務書類に関して我々が使用した重要性は20.0百万米ドルであったが、かかる数値は公正価値で保有される政府誓約金の見積額の1%を基準として決定された。最終的な誓約金は年度末時点で20億7,000万米ドルであったため、我々は監査の計画段階で設定した重要性を修正しなかった。
範囲	トラスティの年次報告書（原文）の9頁「Structure, Governance and Management」の項に記載されているとおり、親会社である慈善会社は、国際復興開発銀行（以下「世界銀行」という。）が提供する財務管理、リスク管理および会計のサービスに依拠している。したがって、我々は、米国に所在するDeloitteのメンバーファーム（以下「Deloitte米国」という。）に対して、我々を代理して一定の手続を行うよう指示した。この業務の一部として、Deloitte米国は、本監査報告書の下記「重要な監査事項」の一定の項目に関する手続を実施した。かかる業務は、英国監査エンゲージメントチームの指揮監督の下で行われた。
我々の手法における大幅な変更	新規政府誓約金に関する寄付金収入の認識は前年度の重要な監査事項であったが、新規誓約金の金額を収入として認識する会計処理に変更がないため、当年度の重要な監査事項となっていない。当年度の我々の手法において、その他の大幅な変更はなかった。

4. 継続企業に関する判断

以下の場合には、我々は当該事項についてISA（英国）から報告義務を課されている。 ● 財務書類の作成においてトラスティが継続企業ベースでの会計を行うことが適切ではない場合。 ● トラスティが、特定された重要な不確実性であり、グループまたは親会社である慈善会社において、財務書類の発行を許可された日から少なくとも12ヶ月の間に継続企業ベースでの会計を採用し続ける能力に著しい疑念を生じさせる可能性のあるものを財務書類上で開示しなかった場合。	本事項に関して、我々が報告すべき事項は存在しない。
---	---------------------------

5. 重要な監査事項

重要な監査事項とは、我々専門家の判断において、当期財務書類の我々の監査で最も重要であった事項であり、また、我々が特定する、最も重大と評価される重要な虚偽記載（不正によるものかは問わない）のリスクを含む。かかる事項には、全体としての監査戦略、監査における財源の分配およびエンゲージメントチームの労力の管理に最も重大な影響を与えたものが含まれる。

当該事項は、我々が行った財務書類全体の監査に関連して、財務書類に関する意見の形成の際に対応済みであり、我々がかかる事項につき別途意見を述べることはない。

5.1. 政府誓約金の評価



重要な監査事項の概要

IFFImの資産基盤は主に、寄付を行うソブリン政府からの政府誓約金（以下「誓約金」という。）で構成されている。誓約金は、ワクチン・アライアンスであり、IFFImの親会社であるGavi（以下「Gavi」という。）の様々なワクチン確保および予防接種プログラムを支援するために使用されている。

誓約金は寄付金収入として認識され、寄付国による寄付金がGaviからIFFImに譲渡された時点で未収寄付金として認識される。誓約金は、当初およびその後の測定において、収支計算書に認識された公正価値の変動によって公正価値で認識される。

誓約金の公正価値は割引キャッシュ・フロー法で見積もられる。キャッシュ・フローの公正価値では、寄付金の支払条件（以下「GPC」という。）が充足されない場合に誓約金の支払が減額される可能性を考慮している。IFFIm適格国が国際通貨基金（以下「IMF」という。）に対する債務に関して長期遅延に陥る場合、寄付者は、GPCにより支払が減額することができる。経営陣は、かかる会計方針について、財務書類の注1に記載している。

注19の重大な会計の判断および重要な見積りの要約、および注15の公正価値に関する開示に記載されたとおり、GPC公正価値調整の見積りには、特に、誓約金の存続期間中に実施国によりIMFとの間で遅延が発生する可能性とその継続期間といった重大な経営判断が必要とされる。したがって、我々はこの残高に誤りまたは改ざんのリスクが存在すると判断した。

2019年12月31日現在、政府誓約金の価値は20億7,000万米ドル（2018年度：23億米ドル）であった。2019年度のGPC公正価値調整に帰属する公正価値の変動は、42.0百万米ドル（2018年度：95.0百万米ドル）であった。

我々の監査範囲で重要な監査事項にいかに対応したか	我々の監査の範囲を明確にし、重要な監査事項に対応するために、我々は以下を行った。 ● 公正価値見積額の管理に重点を置くGPC公正価値調整の主要な統制手続の計画および実施を評価した。 ● 以下を行うことによって、GPC公正価値調整に用いる前提の合理性、とりわけ、誓約金の存続期間中に実施国によりIMFとの間で遅延が発生する可能性とその継続期間を厳密に調査し、評価した。 - 一定の不履行発生率を適用するために使用するカントリー・リスク格付の独立した評価。 - GPC公正価値調整パーセンテージの再計算。 - 現在のGPC公正価値調整パーセンテージが妥当であるかを評価するための実際のGPC公正価値調整のバック・テスト。 ● 寄付国の割引率を独立して確認することにより、使用されている寄付国の割引率の合理性を検査した。 ● 政府誓約金の公正価値の算出に使用する手順の妥当性を厳密に調査する際に我々を補助する、我々自身の評価の専門家を採用した。
---------------------------------	--

主たる所見	我々は、実施した監査業務に基づき、2019年12月31日現在において評価が妥当であるという経営陣の評価に同意する。
--------------	---

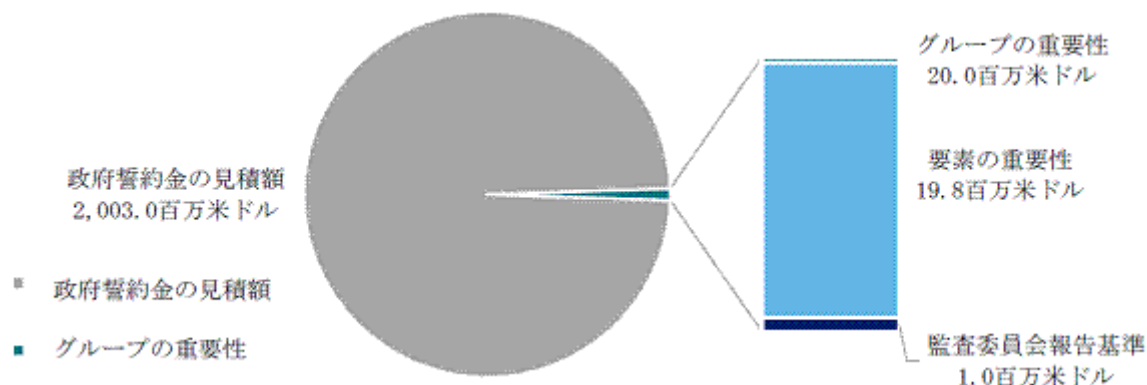
6. 重要性の適用

6.1. 重要性

我々は重要性の定義を、妥当な有識者の経済的決定が変更されるかまたは影響を受けることが確実となる、財務書類における虚偽記載の重大さと定義した。我々は、我々の監査業務の範囲を計画する際と我々の業務の成果を評価する際のいずれも重要性を使用している。

我々専門家の判断に基づいて、我々は、財務書類全体に対する重要性を以下のとおり決定した。

	グループの財務書類	親会社の財務書類
重要性	20.0百万米ドル (2018年度：23.1百万米ドル)	19.8百万米ドル (2018年度：23.1百万米ドル)
重要性を決定する基準	我々は、監査を計画する際、政府誓約金の見積額の1%（2018年度：1%）を基準として、我々の重要性を決定した。最終的な誓約金は年度末時点で20億7,000万米ドル（2018年度：23億米ドル）であったため、我々は監査の計画段階で設定した重要性を修正しなかった。	
適用されたベンチマークの論理的根拠	IFFImは、保健および予防接種プログラムのためにGaviを支援する資金を調達することがその主たる目的である。かかる資金は政府誓約金により調達され、IFFImは国際資本市場での債券発行によってかかる誓約金を即時利用可能な現金資源に転換するため、かかる資金は債券所持人の資本を表している。したがって、我々はこれが重要性の適切なベンチマークであると特定した。	



6.2. 実績の重要性

我々は、全体として、未修正および未検出の虚偽記載が財務書類全体の重要性を上回る可能性を低減するために、実績の重要性を重要性より低い水準に設定する。2019年度監査のグループの実績の重要性はグループの重要性の70% (2018年度：70%) に設定された。実績の重要性を決定するにあたり、我々は以下の要因を検討した。

- 会社全体の統制環境の評価を含む我々のリスク評価、ならびに
- 前期に特定された修正済みおよび未修正の虚偽記載が少なかったことが示されている過去に実施された我々の監査

6.3. 誤謬の報告基準

我々は、1.0百万米ドル (2018年度：1.2百万米ドル) を超える監査差異のすべて、および当該基準を下回る差異であり、定性的な根拠に基づく報告を行うべきであると我々が考えるものを我々が監査委員会に報告することについて、監査委員会と合意した。また、我々は、財務書類の表示全体を評価する際に特定する開示事項も監査委員会に報告する。

7. 我々の監査範囲の概要

7.1. 要素の特定および範囲

我々は、我々の監査の目的上、2つの要素が存在すると判断した。1つ目は、親会社の米国を拠点とする業務に関するものであった。これらは資産残高の100%および負債の99.99%を占めており、世界銀行が管理する財務関連のすべての残高を含む。2つ目は、親会社である慈善会社およびケイマン諸島で設立されたその他の1法人のガバナンスおよび本社機能に関するものであった。

グループには2法人が存在しているため、連結財務書類は、英国で一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成された。ただし、子会社である当該法人はグループにとって重要ではない。

我々の監査上で特定された2つの要素は、各要素の重要性 (ただし、財務書類全体の重要性より低い。) について全範囲の監査に服する。

7.2. その他の監査人との業務

本監査報告書の監査範囲の要約に記載されているとおり、親会社は、世界銀行が提供する財務管理、リスク管理および会計のサービスに依拠している。したがって、我々は、Deloitte米国に対して、我々を代理して一定の手続を行うよう指示した。この業務の一部として、Deloitte米国は、本監査報告書の上記「重要な監査事項」の一定の項目に関する手続を実施した。新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより渡航制限が実施された後、我々は要素に関する監査ファイルをリモートで見

直し、当該要素のチームと定期的に電話会議を行って、その結果について話し合い、質問があれば解決した。

8. その他の情報

トラスティーはその他の情報について責任を負う。その他の情報は、財務書類および当該財務書類に関する本監査報告書を除いた、トラスティーの年次報告書に記載された情報で構成される。

財務書類に関する我々の意見はその他の情報を対象としておらず、本監査報告書にその他の明示的な記載がない限り、我々はその他の情報についての保証の形態での結論を表明しない。

財務書類に対する我々の監査について、我々の責務は、その他の情報を解釈し、その解釈において、その他の情報と財務書類もしくは監査で取得した我々の認識の間に著しい不一致がないか、またはその他重要な虚偽の記載がその他の情報に記載されていないかについて検討することである。

我々が上記のような著しい不一致または明白な重要な虚偽の記載を認識した場合、我々は、財務書類またはその他の情報に重要な虚偽の記載がないか判断しなければならない。我々が行った業務に基づき、その他の情報に重要な虚偽の記載が存在すると我々が結論を出した場合は、当該事実を報告しなければならない。

本事項に関して、我々が報告すべき事項は存在しない。

9. トラスティーの責務

トラスティーの年次報告書（原文）の7頁の「Statement of Trustees' Responsibilities」に詳細が記載されているとおり、トラスティー（会社法の目的上、慈善会社の理事でもある。）は、財務書類を作成する責務および財務書類が真正かつ公正な見通しを示すようにする責務を有しており、また、トラスティーは、不正または誤謬のいずれによるものなのかを問わず重要な虚偽記載のない財務書類の作成を可能にするのに必要であるとトラスティーが判断する内部統制に対して責務を有している。

トラスティーがグループもしくは親会社の清算もしくは業務の停止を意図している、または現実的な代替案がないため清算もしくは業務の停止をせざるを得ない場合でない限り、トラスティーは、財務書類の作成において、グループおよび親会社が継続企業として存続していく能力について評価し、（場合により）継続企業に関する事項を開示し、継続企業を前提とした会計を用いることに責務を有している。

10. 財務書類の監査に関する監査人の責務

我々の目的は、財務書類全体に不正または誤謬のいずれによるかを問わず、重要な虚偽記載がないかどうかについて合理的な保証を得て、我々の意見を記載した監査報告書を発行することである。合理的な保証とは、高いレベルの保証であるが、虚偽記載がある場合、ISA（英国）に従って行われる監査が常に重要な虚偽記載を検知することについては保証しない。虚偽記載は不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは全体として、財務書類に基づいて利用者が下す経済的な意思決定に影響を与えると合理的に予測されうる場合、重大と考えられる。

監査における不法行為（不正および法令の不遵守を含む。）の検知が可能と考えられる範囲については、以下に詳細を記載する。

財務書類の監査に関する我々の責務の詳細は、FRCのウェブサイト（www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities）に掲載されている。当該記述は本監査報告書の一部を構成する。

11. 監査における不法行為（不正を含む。）の検知が可能と考えられる範囲

我々は、不正または誤謬のいずれによるかを問わず、財務書類の重要な虚偽記載のリスクを特定および評価した後、かかるリスクに対応する監査手続を計画し、実行する。かかる監査手続には、我々の意見の根拠とするのに十分かつ妥当な監査証拠の取得が含まれる。

11.1. 不法行為に関連する潜在的リスクの特定と評価

不正および法令の不遵守等の不法行為に関する重要な虚偽記載のリスクを特定および評価する際、我々は以下を考慮する。

- 経営陣および監査委員会による不法行為リスクの特定と評価に関して我々が行った照会に対する当該経営陣および監査委員会の回答。
- 以下に関し、方針および手続に関するグループの書類を取得および精査したことによって我々が特定した事項。
 - 法令の特定、評価および遵守、ならびに不遵守の事実を把握しているか。
 - 不正のリスクの検知および対応、ならびに実際の不正、不正の疑いまたは申し立てられた不正の情報を得ているか。
 - 不正または法令の不遵守のリスクを逡減するために設定された内部統制。
- 財務書類における不正がどのようにして、またどの部分で発生するか、および不正の潜在指標について、重要な要素の監査チームならびに評価、ITおよびチャリティ専門家等の関連ある内部の専門家を含む監査エンゲージメントチーム内で討議された事項。

かかる手続の結果、我々は不正に関して組織内部に存在しうる機会と原因を検討し、政府誓約金の評価における不正の最大の可能性を特定した。ISA（英国）に基づくすべての監査と同様に、我々は経営者による内部統制の無視によるリスクに対応するための具体的な手続を行うことも求められている。

また、我々はグループが業務を行う法的小および規制上の枠組み（かかる枠組みは、財務書類における重要な金額および開示の決定に直接的な影響を及ぼす法令の規定に重点を置いている。）への理解も得た。かかる文脈上で我々が重要な法令と考えるものは、英国会社法、上場規則、慈善団体の会計実務勧告書、2011年チャリティ法および税法等である。

さらに、我々はその他の法令について、財務書類に直接的な影響を及ぼすことなく、その遵守がグループの業務遂行力または重大な罰則を回避する能力の基礎となりうるものの規定を検討した。

特定されたリスクに対応する監査

上記を遂行した結果、我々は不正や法令の不遵守の潜在的なリスクに関連する重要な監査事項を認識しなかった。

上記に加え、特定されたリスクに対応する我々の手続には、以下が含まれる。

- 財務書類の開示内容を精査し、上述の関連ある法令への遵守を評価する証拠書類を検査すること。
- 実際に発生したまたは今後発生しうる訴訟および権利請求に関する経営陣、監査委員会および社外弁護士の照会。
- 不正による重要な虚偽記載のリスクを示す異例なまたは予期せぬ関係を特定するために分析的手続を実施すること。
- ガバナンス担当者の会議の議事録に目を通し、内部監査報告書を精査し、英国歳入税関庁およびチャリティ委員会との通信文を精査すること。

- 経営者の内部統制の無視による不正のリスクに対応する際に、仕訳およびその他の調整の妥当性を検査し、会計の見積時になされた判断が潜在的なバイアスを示していないか評価し、異例のまたは通常の業務外における重要な取引の業務上の根拠を評価すること。

また、我々は、関連ある特定された法令および潜在的な不正リスクについて、エンゲージメントチームの全所属員（内部の専門家および重要な要素の監査チームを含む。）に通知し、監査を通じて不正または法令の不遵守の徴表を注視した。

その他の法令上の要件に関する報告

12. 2006年英国会社法により規定されたその他の事項に関する意見

監査において引き受けた業務に基づき、我々は以下のとおり意見を述べる。

- 財務書類が作成される財務年度中に会社法の目的で作成された戦略報告書および理事報告書を含むトラスティーの報告書に記載された情報は、財務書類と一致している。
- トラスティーの報告書に含まれた戦略報告書および理事報告書は、適用ある法的要件に従って作成されている。

監査の途中で取得したグループおよび親会社ならびにそれらの環境に関する知識と理解を考慮した上で、我々は戦略報告書または理事報告書において重要な虚偽記載を認識しなかった。

13. 例外的に報告を義務づけられている事項

13.1. 受領した説明と会計記録の適切性

2006年英国会社法に基づき、我々は、以下の事項を認めた場合には、報告する義務を負う。

- 我々が監査のために要求するすべての情報および説明を受領していない。
- 親会社が適切な会計記録をつけていないか、または我々が訪問していない支店から監査に適切な申告書が届いていない。
- 親会社の財務書類が会計記録および申告書と一致していない。

本事項に関して、我々が報告すべき事項は存在しない。

13.2. トラスティーの報酬

2006年英国会社法に基づき、我々は、理事の報酬に関する一定の開示が行われていないことを認めた場合にも、報告する義務を負う。

本事項に関して、我々が報告すべき事項は存在しない。

14. その他の事項

14.1. 監査人の在任期間

監査委員会の推薦により、我々は、2018年12月31日に終了した年度およびその後の会計期間の財務書類の監査をするために2018年6月4日にトラスティー理事会で指名された。監査人の直前の更新から再任までの契約の継続期間は、2018年12月31日に終了した年度および2019年12月31日に終了した年度の2年である。

14.2. 監査報告書と監査委員会への追加報告との一致

我々の監査上の意見は、ISA（英国）に従って提供が義務づけられている監査委員会への追加報告と一致している。

15. 我々の監査報告書の使用

本監査報告書は、2006年英国会社法の第16部第3章に従い、会社の全構成員のためだけに作成されたものである。我々の監査業務は、会社の構成員に対し監査報告書において記載することが要求されている事項を記載できるように実施されているのであり、その他のいかなる目的のためでもない。法律で認められている最大限の範囲で、我々は、我々の監査業務、本監査報告書または我々が形成する意見に対し、会社およびその全構成員以外の何者にも責任を負わない。

署名 サイモン・スティーブンズ

勅許会計士(FCA) サイモン・スティーブンズ（上席法定監査人）

法定監査人であるDeloitte LLPを代表して

英国ロンドン市

2020年5月29日

連結財務活動報告書

単位：千米ドル	注	2019年12月31日に 終了した年度の 使途限定資金	2018年12月31日に 終了した年度の 使途限定資金
収益：			
寄付金収入	2	59,150	10,738
無償で提供されたサービス	2	888	924
投資	3	23,371	20,648
その他収益		130	-
収益合計		83,539	32,310
支出：			
資金調達	4	23,433	27,006
慈善活動	4	217,807	1,991
支出合計		241,240	28,997
損益控除前純（支出）利益		(157,701)	3,313
誓約金、債券およびスワップに関する 公正価値利得（純額）	5	73,536	151,049
資金の変動純額		(84,165)	154,362
資金の調整：			
期首の資金合計		1,198,430	1,044,068
期末の資金合計		1,114,265	1,198,430

添付の注記は、当財務書類の重要な一部を構成している。

収入および支出はすべて継続事業から派生しており、本報告書に含まれているもの以外の利得および損失はない。

連結収支計算書

単位：千米ドル	注	2019年12月31日に 終了した年度の 使途限定資金	2018年12月31日に 終了した年度の 使途限定資金
収入			
寄付金収入	2	59,150	10,738
業務費用			
プログラム補助金	4	215,700	-
財務マネージャーへの報酬	4	2,052	1,934
ガバナンス費用	4	2,107	1,991
業務費用合計		219,859	3,925
その他業務収益			
無償で提供されたサービス	2	888	924
その他収益		130	-
その他業務収益合計		1,018	924
純業務（費用）収益		(159,691)	7,737
金融および投資収益（費用）			
債券および債券スワップに関する金融費用：			
債券および債券スワップに関する			
公正価値損失（純額）	5	(2,194)	(3,788)
債券支払利息	4	(20,943)	(24,224)
債券および債券スワップに関する			
金融費用（純額）		(23,137)	(28,012)
その他金融収益（費用）：			
誓約金および誓約金スワップに関する			
公正価値利得（純額）	5	74,626	155,591
その他為替差益（損）	5	1,104	(754)
その他金融費用	4	(438)	(848)
その他金融収益（純額）		75,292	153,989
投資収益：			
投資収益および受取利息	3	23,371	20,648
金融および投資収益合計		75,526	146,625
当年度（欠損金）剰余金		(84,165)	154,362

添付の注記は、当財務書類の重要な一部を構成している。

貸借対照表

グループおよび親会社		2019年12月31日	2018年12月31日
単位：千米ドル	注	現在	現在
固定資産			
1年超後に期限到来する政府誓約金	6	1,745,455	1,944,351
1年超後に期限到来するデリバティブ金融商品	8	1,915	2,277
固定資産合計		1,747,370	1,946,628
流動資産			
1年以内に期限到来する政府誓約金	6	328,381	306,134
1年以内に期限到来するデリバティブ金融商品	8	190	1,411
期限前返済		-	114
関連当事者からの未払金額		111	-
信託資金	7	427,925	816,964
現金		15	1,978
流動資産合計		756,622	1,126,601
流動負債			
1年以内に期限到来する債務	9	532,953	833,006
1年以内に期限到来するデリバティブ金融商品	8	26,171	551
流動負債合計		559,124	833,557
正味流動資産		197,498	293,044
流動負債控除後資産合計		1,944,868	2,239,672
1年超後に期限到来する負債			
1年超後に期限到来する債務	10	335,398	511,351
1年超後に期限到来するデリバティブ金融商品	8	495,205	529,891
1年超後に期限到来する負債合計		830,603	1,041,242
純資産		1,114,265	1,198,430
使途限定資金		1,114,265	1,198,430

添付の注記は、当財務書類の重要な一部を構成している。

親会社の業績は、2019年12月31日に終了した年度では84百万米ドルの欠損金、2018年12月31日に終了した年度では154百万米ドルの剰余金であった。

トラスティーにより上記が承認され、かつ、公表が許可され、また、下記代表者が署名した。

サイラス・アーダラン

IFFIm理事会会長

2020年5月29日

ベルトラン・ド・マジエール

監査委員長

2020年5月29日

登録会社番号5857343

連結キャッシュ・フロー計算書

単位：千米ドル	注	2019年12月31日に 終了した年度の 使途限定資金	2018年12月31日に 終了した年度の 使途限定資金
<u>事業活動によるキャッシュ・フロー</u>			
事業活動（に使用された）から生じた現金		(5,969)	199,911
事業活動（に使用された）から生じた現金純額		(5,969)	199,911
<u>投資活動によるキャッシュ・フロー</u>			
投資収益および受取利息	3	23,371	20,648
信託資金の減	15	389,039	94,812
投資活動から生じた現金純額		412,410	115,460
<u>資金調達活動によるキャッシュ・フロー</u>			
債券発行による手取金	15	115,080	-
債券の償還	15	(500,000)	(289,374)
債券支払利息		(23,484)	(24,033)
資金調達活動に使用された現金純額		(408,404)	(313,407)
現金の変動純額		(1,963)	1,964
現金の期首残高		1,978	14
現金の期末残高		15	1,978

資金の変動純額および事業活動によるキャッシュ・フロー純額の調整

単位：千米ドル	2019年	2018年
資金の変動純額	(84,165)	154,362
投資収益および受取利息	(23,371)	(20,648)
債券支払利息	20,943	24,224
政府誓約金に関する公正価値（利得）損失	(95,320)	9,078
債券に関する公正価値損失（利得）	10,924	(5,620)
誓約金に関する当初公正価値	(59,150)	(10,738)
寄付国から受領した支払額	331,119	339,259
期限前返済および関連当事者からの未払金額の減	3	125
デリバティブ金融商品に基づく債務の減	(7,483)	(240,118)
買掛金および関連当事者への未払金額の増（減）	531	(13)
補助金の減	(100,000)	(50,000)
事業活動（に使用された）から生じた現金純額	(5,969)	199,911

添付の注記は、当財務書類の重要な一部を構成している。

連結財務書類の注記

1. 重要な会計方針

予防接種のための国際金融ファシリティ（以下「IFFIm」という。）は、非公開保証有限会社であり、英国で設立され、英国に住所を有している。GAVI アライアンス（以下「Gavi」という。）は、IFFImの唯一のメンバーであり、IFFImの資金調達およびプログラム資金供与活動の時期と規模について指図する。Gaviの使命は、低所得国において公平なワクチン使用を増加することにより、子供たちの命を救い、人々の健康を守ることである。Gaviはスイスに住所を有しており、スイスのホスト国法に基づいて国際機関と認識されている。その主たる住所は、スイス ジュネーブ グラン・サコネ 1218 シュマン・ドウ・ポミエ 40 (Chemin du Pommier 40, 1218 Grand-Saconnex, Geneva, Switzerland) である。Gaviの連結財務書類を含む年次財務報告書は、Gaviのウェブサイト (<https://www.gavi.org/news-resources/document-library/financial-reports>) で公表されている。

IFFImの重要な会計方針が、以下に要約されている。この会計方針は、前年度から一貫して適用されていた。IFFImの連結財務書類は、適用ある法律および英国で一般に認められた会計基準に従い、継続企業を前提として作成されており、また、IFFImのトラステーにより承認されている。IFFImの信用格付はAAであるため、世界銀行は特定の極度額を上回るときは担保を要求し、自身のIFFImに対するデリバティブ・エクスポージャーのリスクに備える権利を有する。しかし、世界銀行との検討および合意を経て、世界銀行は、かかる財務書類の承認日から少なくとも12ヶ月の間は、IFFImが義務付けられている金融債務を果たすことができなくなるような担保を要求しないことを確認した。さらに、Gaviの確認後、IFFImは、翌12ヶ月間以内に支払期限が到来するその他の債務の履行をIFFImが義務づけられる限度内でGaviへの寄付金支払を延期する能力を維持し続けている。継続企業を前提とした評価に際し、トラステーは新型コロナウイルス感染症のパンデミックの潜在的な影響も考慮した。それにより、上記で検討した要因に対するパンデミックの潜在的な影響の評価に加えて、トラステーは、(1)法的拘束力および寄付者からのコミットメントに基づく寄付者からの資金調達の安定性の継続、ならびに(2)IFFImが、下記注13に詳述されるとおり、かかる財務書類の承認日から少なくとも12ヶ月の間、必要最低流動性水準を確実に維持するための適切な措置も考慮した。その評価において、トラステーは、新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、IFFImが継続企業を前提として主に依存している上記の主要な要因に重大な影響を及ぼさないと判断した。したがって、IFFImが継続企業として存続していく能力について重大な懸念を示す可能性のある事象や状況に関連する重要な疑義は一切ないため、トラステーは、継続企業を前提とした会計は適切であると判断した。

会計の基礎

以下に準じて連結財務書類が準備されている。

- ・ 公正価値に含まれる政府誓約金、信託資金、デリバティブ金融商品および債券を控除する原価法に基づく発生主義会計。
- ・ 会計実務勧告書「慈善団体による会計および報告」（慈善団体の会計実務勧告書（FRS第102号））、英国およびアイルランド共和国において適用される財務報告基準第102号（FRS第102号）、2011年チャリティ法、ならびに2015年1月1日から適用される英国で一般に認められた会計実務（その後の更新を含む。）。財務書類は、2019年12月31日現在のIFFImの状況ならびに同日に終了した年度のIFFImの収入および財源の利用について、真正かつ公正な見通しを示すために作成されている。
- ・ FRS第102号により承認されている国際会計基準第39号「金融商品：認識および測定」（IAS第39号）により、政府誓約金、信託資金、デリバティブ金融商品および債券は公正価値で測定され、公正価値の変動は収支計算書において認識される。これらの資産および負債は、注15に記載する方法論に基づいて公正価値で計上される。

連結の基準

子会社は、グループが支配する事業体である。グループが、ある事業体の活動から利益を得るために、直接的または間接的に当該事業体の財務および経営方針を左右する権限を有する場合に、支配が存在する。子会社の財務書類は、支配が開始した日から支配が終了する日まで連結財務書類に含まれる。グループ内の収支、ならびにグループ内の取引から生じる損益または収益および費用は、連結財務書類を作成する際に相殺消去される。未実現損失は、減損の証拠がない場合にのみ、未実現利益と同様に相殺消去される。

IFFImは、ケイマン諸島の有限責任会社であるIFFIm Sukuk Company Limited（以下「IFFImSC」という。）およびIFFIm Sukuk Company II Limited（以下「IFFImSC II」という。）を支配していた。IFFImSCは、ケイマン諸島の会社法（2013年改正）に基づき2014年11月3日に会社登録番号293422により設立され、また、IFFImSC IIは、ケイマン諸島の会社法（2013年改正）に基づき2015年8月25日に会社登録番号303397により設立された。IFFImSCは2018年4月30日に、IFFImSC IIは2019年7月4日にそれぞれ解散した。IFFImは、ケイマン諸島の会社法（2013年改正）に基づき2019年3月5日に会社登録番号348825により設立されたケイマン諸島の有限責任会社である、IFFIm Sukuk Company III Limited（以下「IFFImSC III」という。）を支配している。IFFImSC、IFFImSC IIおよびIFFImSC IIIは、IFFImの業務を支援するためにイスラム債券（sukuk certificates）を発行することのみを目的として設立されており、その活動は、IFFImを代理して、かつIFFImの事業ニーズに従って行われている。IFFImは、かつてはIFFImSCおよびIFFImSC IIの主たる受益者であったが、現在はIFFImSC IIIの主たる受益者であり、その活動に付随する非常に高いリスクを負っており、かつ、当該事業体またはその資産に関連する残りのまたは所有権のリスクも負担している。したがって、これらの連結財務書類には、IFFImSCおよびIFFImSC IIのそれぞれの解散日までの財務書類ならびにIFFImSC IIIの財務書類が含まれている。2019年12月31日現在、IFFImSC IIIは、現金250米ドル、株式資本250米ドルおよび利益剰余金0米ドルを有しており、これらはグループの貸借対照表に含まれているが、親会社の貸借対照表には含まれていない。当該会社は、親会社の収支計算書を個別に表示しないために、2006年英国会社法の第408条に基づいた免除を受けることにしている。2019年12月31日に終了した年度の親会社の損失は84百万米ドルであった。

寄付金収入

プログラムの実施国からなる確定されたポートフォリオまたは特定の目的のための寄付金として受領された収益は、受領資格の証拠があり、確実に計算されうる場合であり、かつ受領の可能性が高い場合に、拘束純資産における収入として認識される。寄付金は、支払が受領されるかまたは支払うという無条件の約束もしくは誓約が交わされたその年の公正価値で寄付金収入として報告される。収入計算および誓約金の認識に関する詳細については、注2および注6を参照されたい。

無償で提供されたサービス

無償で提供されたサービスは、サービスが提供されたIFFImの価値に含まれる。

慈善活動

慈善費用は、IFFImが資金提供するプログラムに要する直接費用で構成される。かかる費用は、IFFImの理事会を代表していずれかのトラスティーがGaviに対する予備的資金調達確認書に署名をした時に、財務活動報告書において費用として認識される。慈善費用は、IFFImの規約および法定基準を満たすことに関連する支援費用およびガバナンス費用の他、監査費用、弁護士費用およびIFFImに戦略的な方向性を与えるための費用も含む。支援費用は重要ではないと考えられているため、資金調達に係る支出に割り当てられることはない。

資金調達に係る支出

IFFImが負担する政府誓約金を確保するために必要となる経費は、当該経費が発生した期間中に財務活動報告書を通じて計上される。IFFImには、GaviからIFFImへの誓約金の譲渡とともに、一定の資

金調達経費が割り当てられている。したがって、IFFImの資金生成費用は、投資収益を生み出すIFFImの信託資金を管理し、また、プログラムのためにIFFImがGaviに提供する資金を生成するためのIFFImの借入金を管理する財務マネージャーへの報酬および金融費用から構成される。

債券発行経費は、財務活動報告書において金融費用として表示される。

受取利息および支払利息

投資収益および受取利息は、取得した期間中に認識される。支払利息は、発生した期間中に認識される。

政府誓約金

政府誓約金は、寄付金収入として認識され、寄付国による寄付金がGaviからIFFImに譲渡された時点で未収寄付金として認識される。政府誓約金は、まず公正価値で認識され、その後、各報告日現在の公正価値で再測定される。公正市場価値の変動による利得および損失は、財務活動報告書の公正価値利得（損失）において報告される。寄付を行うソブリン政府（以下「寄付者」という。）から受領した寄付金額は、寄付金の支払条件（以下「GPC」という。）に左右され、これにより寄付者は当該金額を減額することができる。GPCの詳細については、注15を参照されたい。

信託資金

信託資金は、世界銀行がIFFImの財務マネージャーとしての資格において維持するポートフォリオへのIFFImの投資を示している。合同投資ポートフォリオにおけるIFFImの持ち分は、当初認識における公正価値で測定され、その後、FRS第102号により承認されているIAS第39号に従って、報告日の公正価値で再測定される。公正市場価値の変動による利得または損失は、財務活動報告書の公正価値利得（損失）において報告される。詳細については、注7および注15を参照されたい。

現金

現金は、預託銀行口座における現金で構成される。現金には、貸借対照表の信託資金として別途表示されているIFFImの合同投資ポートフォリオは含まれない。

デリバティブ金融商品

IFFImは、資産および負債を管理するためにデリバティブを利用する。デリバティブ金融商品は、公正価値で会計処理される。デリバティブの公正価値における変動は、当該変動期間中の拘束純資産における変動として認識され、財務活動報告書の公正価値利得（損失）において報告される。

FRS第102号により承認されているIAS第39号を適用するにあたり、IFFImはヘッジ会計を適用しないことを選択した。

債券

債券は発行時に公正価値で認識され、その後、各報告日の公正価値で再測定される。IFFImはその資産および負債のすべてを公正価値で管理するため、債券は公正価値で評価されている。債券発行経費は、債券が発行された年に償却され、財務活動報告書の資金調達に係る支出において報告される。公正市場価値の変動による利得または損失は、財務活動報告書の公正価値利得（損失）において報告される。

IFFImの債券は公正価値で測定され、公正価値の変動は収支計算書において認識されるため、債券発行経費は、支出として計上される。

補助金

補助金は、Gaviに対する予備的資金調達確認書がIFFImの理事会を代理してIFFImのトラスティーのうちの1名により署名された際の理事会承認金額で当初は認識される。その後、補助金は、決済が遅延し、かつ、貨幣の時間的価値の影響が重大な場合、償却減価で再測定される。

資金

資金、収入、利得および損失は、寄付者に課された使途限定の存在に基づいて分類される。IFFImは、寄付者からまたは世界市場における借入れを通じて資金を調達することにより資金を受領する。資金は、各適格国からなる確定されたポートフォリオまたは特定の目的のためのGaviのプログラムを援助するために使用される。したがって、資金はすべて使途限定資金として取り扱われる。寄付者が特定のGaviのプログラムに資金を提供するよう要請した場合、かかる使途限定はさらに維持される。現状、使途限定されていない資金または指定資金は存在しない。IFFImの各適格国からなる確定されたポートフォリオについては、注15を参照されたい。

外貨の再測定

連結財務書類は、IFFImの機能および報告通貨である米ドルで表示される。金融資産のすべては貨幣性資産である。したがって、外貨建取引は、取引が生じる日に有効な為替レートを用いて機能通貨に換算される。決済済みの取引から生じる為替差益および差損は、財務活動報告書のその他の収入に含まれる。期末の為替レートで換算される外貨建資産および負債に関する利益および損失は、財務活動報告書の公正価値利得（損失）に含まれる。

見積りの使用

英国の会計基準に従った連結財務書類の作成には、資産および負債の報告金額、連結財務書類の日付現在における偶発資産および負債の開示、ならびに当年度中の損益の報告金額に影響を与える見積りおよび仮定が使用される。実際の結果は、これらの見積りとは異なる可能性がある。

IFFImの未受領政府誓約金、債券およびデリバティブ金融商品の公正価値の決定には、重要な見積りおよび判断が使用される。かかる重要な見積りおよび判断の性質については、注15および注19に記載される。

2. 寄付金収入

寄付金収入

寄付者は、Gaviに対し、最長20年にわたり予定される寄付金支払を行う法的拘束力を有する義務（以下「寄付者による誓約金」という。）を締結している。GaviがIFFImに提示するプログラムを承認するために評価すること、ならびにプログラムが承認された場合にはかかるプログラムに必要な資金調達のために合理的に全力を尽くすことにIFFImが合意したことを考慮して、Gaviは、かかる寄付金支払を受領する権利をIFFImに譲渡している。

寄付者により締結された寄付金支払義務に関する詳細は、以下のとおりである。

					寄付金額 (単位： 千米ドル) ⁵
寄付者	寄付日	支払期間	寄付金額（単位：千）		
オーストラリア連邦 ³	2011年3月28日	19年	豪ドル	250,000	175,350
オーストラリア連邦 ⁴	2016年6月3日	5年	豪ドル	37,500	26,303
ブラジル連邦共和国	2018年10月10日	20年	米ドル	20,000	20,000
フランス共和国 ¹	2006年10月2日	15年	ユーロ	372,800	418,580
フランス共和国 ²	2007年12月7日	19年	ユーロ	867,160	973,647
フランス共和国 ¹	2017年5月4日	5年 ⁶	ユーロ	150,000	168,420
イタリア共和国	2006年10月2日	20年	ユーロ	473,450	531,590
イタリア共和国	2011年11月14日	14年	ユーロ	25,500	28,631
オランダ王国 ⁷	2009年12月18日	7年	ユーロ	80,000	89,824
オランダ王国	2017年5月2日	4年	米ドル	66,667	66,667
ノルウェー王国 ⁷	2006年10月2日	5年	米ドル	27,000	27,000
ノルウェー王国	2010年8月31日	10年	ノルウェー・ クローネ	1,500,000	170,711
ノルウェー王国	2019年5月15日	5年	ノルウェー・ クローネ	600,000	68,284
南アフリカ共和国	2007年3月13日	20年	米ドル	20,000	20,000
スペイン王国	2006年10月2日	20年	ユーロ	189,500	212,771
スウェーデン王国	2006年10月2日	15年	スウェーデン・ クローナ	276,150	29,684
英国	2006年10月2日	20年	英国ポンド	1,380,000	1,822,980
英国	2010年8月5日	19年	英国ポンド	250,000	330,250
設立以降の累積寄付金収入					5,180,692

¹ フランス開発庁を通じて行為している。

² 経済産業雇用省を通じて行為している。

³ 外務貿易省を通じて行為している。

⁴ 外務貿易省を通じて行為している。

⁵ 2019年12月31日現在の為替レートで計算された寄付者による誓約金の米ドル相当額である。

⁶ 2022年3月31日から2026年3月31日の支払期間に該当する。

⁷ かかる寄付金支払義務は完済され、2019年12月31日現在において残額は存在しない。

認識された寄付金収入は、以下で構成された。

単位：千米ドル	2019年	2018年
ブラジル連邦共和国から受領した誓約金に関する当初公正価値	-	10,738
ノルウェー王国から受領した誓約金に関する当初公正価値	59,150	-
寄付金収入合計	59,150	10,738

無償で提供されたサービス

IFFImは、2019年度および2018年度にGaviから無償で提供された管理サービスを受けた。Gaviが無償で提供したサービスは、単一の管理補助金額を測定するために包括的な原価配分モデルを使用して評価された。

以下の無償で提供されたサービスは、収入および費用の両方に計上され、Gaviが負担した費用と同等の金額で評価された。

単位：千米ドル	2019年	2018年
管理補助	888	924
無償で提供されたサービス合計	888	924

3. 投資収益および受取利息

単位：千米ドル	2019年	2018年
信託資金からの収入	23,399	20,664
銀行口座の利息	(28)	(16)
投資収益および受取利息合計	23,371	20,648

4. 支出合計

単位：千米ドル	2019年	2018年
資金調達に係る支出		
財務マネージャーへの報酬：		
財務業務管理	2,052	1,934
金融費用：		
債券支払利息	20,943	24,224
その他金融費用	438	848
金融費用合計	21,381	25,072
資金調達に係る支出合計	23,433	27,006
慈善活動に係る支出		
特定国向けプログラム：		
新規および十分に利用されていないワクチン	95,000	-
保健システム強化および予防接種サービス	55,000	-
投資事例		
ワクチンの研究開発	65,700	-
専門サービス：		
コンサルタント費用	369	304
Gavi管理補助費用	888	924
弁護士費用	285	252
税務コンプライアンス業務	15	14
監査人の報酬：		
法定監査	392	382
その他ガバナンス費用：		
トラスティーの補償保険料	9	6
トラスティーの会議費および旅費	149	109
慈善活動に係る支出合計	217,807	1,991

管理および財務管理補助

IFFIm、寄付者、世界銀行およびGaviとの間で締結された金融枠組み協定に基づき、IFFImには従業員がいない。IFFImは、すべての管理補助業務をGaviに、そして一定の経理事務および財務報告補助を伴う財務業務を世界銀行に委託している。

監査人の報酬

法定監査費用は、財務書類および世界銀行がIFFImの財務マネージャーとしての資格において作成した特別目的レポーティング・パッケージに含まれる財務情報の監査に関するものである。その他金融費用には、IFFImの債券の発行に関連したサービスにつきIFFImの監査人に対して2019年度および2018年度にそれぞれ支払われた67千米ドルおよび15千米ドルの費用が含まれている。

トラスティー費用

IFFImのトラスティーは、報酬を受けない。ただし、会議出席やトラスティーとしての義務を果たすことに直接関連するその他業務の遂行のために負担した費用については払い戻しを受ける。IFFImはまた、トラスティーの専門職業用補償保険料を負担している。2019年12月31日現在および2018年12月31日現在、IFFImのトラスティーは6名であった。

5. 公正価値の利得および損失

単位：千米ドル	2019年	2018年
債券および債券スワップに関する公正価値利得（損失）		
債券に関する公正価値（損失）利得	(10,924)	5,620
債券スワップに関する公正価値利得（損失）（純額）	8,730	(9,408)
債券および債券スワップに関する公正価値損失（純額）	(2,194)	(3,788)
誓約金および誓約金スワップに関する公正価値利得（損失）		
政府誓約金に関する公正価値利得（損失）	95,320	(9,078)
誓約金スワップに関する公正価値（損失）利得（純額）	(20,694)	164,669
誓約金および誓約金スワップに関する公正価値利得（純額）	74,626	155,591
その他為替差益（損）	1,104	(754)
誓約金、債券およびスワップに関する公正価値利得（純額）	73,536	151,049

6. 政府誓約金

IFFImの政府誓約金は、寄付者からの寄付金を表している。法的拘束力を有する支払義務は寄付者が取消すことはできず、あらかじめ決められ固定された支払スケジュールに従い分割払いで支払われる。

寄付者からIFFImに対して支払われる金額の合計は、GPCにより影響を受ける。詳細については、注15を参照されたい。

寄付金収入等の政府誓約金は、寄付者による寄付金がGaviからIFFImに譲渡された際に認識される。金利、GPC、割引率および為替レートの変動による公正価値の調整は年初から年度末までに認識される。

政府誓約金は、以下で構成された。

グループおよび親会社			
単位：千米ドル		2019年	2018年
期首残高		2,250,485	2,588,084
誓約金に関する当初公正価値		59,150	10,738
寄付国から受領した支払		(331,119)	(339,259)
公正価値利得（損失）		95,320	(9,078)
期末残高		2,073,836	2,250,485
1年以内に期限到来する政府誓約金		328,381	306,134
1年超後に期限到来する政府誓約金		1,745,455	1,944,351
政府誓約金合計		2,073,836	2,250,485

注8には、未受領政府誓約金に関して認識された金利および通貨スワップからの公正価値利得の詳細が記載されている。

7. 信託資金

世界銀行は、IFFImおよび世界銀行が管理しているその他信託資金のための単一の投資ポートフォリオ（以下「単一ポートフォリオ」という。）を維持する。世界銀行は、単一ポートフォリオの資産を世界銀行グループが所有する資金とは分離して別個に維持する。信託資金は、世界銀行が管理する現金、短期金融市場証券、国債および政府債、資産担保証券および企業発行の証券（以下「流動資産」と総称する。）を表している。

単一ポートフォリオはサブポートフォリオに分割され、資金の具体的な投資期間、リスク許容度および世界銀行が設定したその他適格基準に基づき、各サブポートフォリオに対して割当が行われた。IFFImのトラスティーが承認した投資戦略に基づき、IFFImの流動資産は、ポートフォリオに資金を供給する負債の金利感応度と同等のレベルを有する高水準の固定利付金融商品に投資された。

グループおよび親会社 単位：千米ドル	2019年	2018年
単一ポートフォリオの公正価値におけるIFFImの持分	427,925	816,964

単一ポートフォリオの公正価値は、市場相場に基づいている。利得、損失および投資収益は、それらが発生した期間に認識され、日次ベースでIFFImに割り当てられる。これらの純利益は、2019年12月31日に終了した年度は23百万米ドル、2018年12月31日に終了した年度は21百万米ドルとなり、連結財務活動報告書において投資収益として報告された。

8. デリバティブ金融商品

IFFImは、以下に述べる一定のリスクを経済的に回避する金利および通貨スワップを締結した。

財務報告上、IFFImはFRS第102号により承認されているIAS第39号に定義される適格ヘッジ関係を明確にしないことにした。すべてのデリバティブは、発生した損益を認識した公正価値で評価されたが、かかる損益はそれらが発生した期間の連結財務活動報告書の値をいう。デリバティブに関する純利益額は、拘束純資産の変動として認識された。IFFImは、主要通貨に対する金利および通貨スワップを評価するため、翌日物インデックス・スワップ割引率を適用する。IFFImは、相手方の信用リスクおよびIFFImの信用リスクをそれぞれ考慮するために、デリバティブ・ポートフォリオの評価に信用評価調整および負債評価調整を含めている。これらの調整は、相手方およびIFFImのクレジット・デフォルト・スワップ・スプレッドに基づいて、それぞれの債務不履行の確率をデリバティブ・ポートフォリオの市場価値に適用することにより決定される。負債評価調整は、極度額（当該金額を上回るとIFFImのすべての金利および通貨スワップ契約の相手方である世界銀行が担保を要求する権利を有する金額）に基づき計算する。

IFFImの財務マネージャーとしての世界銀行は、外国為替および金利の動向に対するIFFImのエクスポージャーを緩和するために包括的なスワップ・プログラムを実施した。包括的なスワップ・プログラムに基づくIFFImのスワップ契約は、(1)スワップ契約が作成された時点の市場為替および金利を使用し、(2)様々な交付通貨による様々な支払プロファイルを考慮し、(3)GPCに起因する減額幅はスワップ契約作成時の水準を今後も維持するものと想定し、かつ(4)寄付者の債務不履行がないものと想定することにより締結された。

IFFImの固定利付債は、発行時と同時にバック・ツー・バックに基づき、3ヶ月物米ドルLIBORの変動利付負債にスワップされている。

注13に記載されるとおり、IFFImは、翌12ヶ月間における約定債務返済累積額と等価の最低流動性を維持している。

金利および通貨スワップの名目元本および公正価値は、以下のとおりであった。

グループおよび親会社	2019年12月31日		2018年12月31日	
単位：千米ドル	名目元本	公正価値	名目元本	公正価値
政府誓約金に伴う通貨および 金利スワップの未収金	22,113	2,105	58,083	3,688
通貨および金利スワップの 未収金合計		2,105		3,688
政府誓約金に伴う通貨および 金利スワップの未払金	1,935,048	(440,802)	2,187,434	(448,084)
債券に伴う通貨および 金利スワップの未払金	174,679	(80,574)	163,586	(82,358)
通貨および金利スワップの 未払金合計		(521,376)		(530,442)
金利および通貨スワップの 公正価値合計		(519,271)		(526,754)

世界銀行は、IFFImのすべての通貨および金利スワップ契約の相手方である。したがって、上記のスワップに関する純債務519百万米ドルは、世界銀行に起因するものである。世界銀行は、IFFImと世界銀行との間で締結されたISDA契約のクレジット・サポート・アネックス（以下「CSA」という。）の条件に基づき、IFFImのデリバティブ・ポジションのエクスポージャーのリスクに備えて特定の極度額を上回るときは担保を要求する権利を有している。世界銀行は、この権利を行使しておらず、また、かかる財務書類の承認日から少なくとも12ヶ月の間は担保を要求しないことを確認した。注13には、世界銀行が担保を要求する可能性のあるリスクを緩和するための措置が記載されている。

9. 1年以内に期限到来する債務

グループおよび親会社	2019年	2018年
単位：千米ドル		
1年以内に期限到来する債券	331,467	505,051
1年以内に支払われる補助金	200,000	327,000
買掛金	1,486	724
Gaviへの支払債務	-	231
1年以内に期限到来する債務合計	532,953	833,006

10. 1年超後に期限到来する債務

1年超後に期限到来する債務は、債券および補助金で構成されている。IFFImは、Gaviの予防接種、ワクチン確保およびHSSプログラムに資金調達を行うIFFImの主要目的を達成するために、世界中の資本市場で債券を発行する。IFFImの債券および補助金の残高は、以下のとおりであった。

発行日	満期日	クーポン 金利	名目元本 単位：千		グループおよび親会社	
					2019年12月31日 現在の公正価値 単位：千米ドル	2018年12月31日 現在の公正価値 単位：千米ドル
2009年6月24日	2024年6月24日	0.50%	南アフリカ・ ランド	800,000	42,608	36,389
2010年6月28日	2020年6月29日	0.50%	南アフリカ・ ランド	430,000	29,733	27,041
2012年6月28日	2027年6月29日	0.50%	南アフリカ・ ランド	520,000	21,803	17,900
2016年10月26日	2019年11月1日	Libor + 26ベースス ポイント	米ドル	500,000	-	503,910
2017年11月16日	2020年11月16日	Libor + 13ベースス ポイント	米ドル	300,000	301,488	301,098
2019年4月9日	2022年4月9日	Libor + 4ベースス ポイント	米ドル	50,000	50,118	-
2019年7月18日	2025年3月15日	0.00%	ノルウェー・ クローネ	600,000	64,051	-
債券合計					509,801	886,338
1年以内に期限到来する債券					(331,467)	(505,051)
1年超後に期限到来する債券					178,334	381,287
1年超後に支払われる補助金					157,064	130,064
1年超後に期限到来する債務合計					335,398	511,351

2019年12月31日現在および2018年12月31日現在、5年超後に期限到来する債務の公正価値は、合計でそれぞれ86百万米ドルおよび54百万米ドルであった。

2019年12月31日現在および2018年12月31日現在、IFFImの債券の割引前の満期は、注13に記載のとおり、合計でそれぞれ553百万米ドルおよび956百万米ドルであった。これは、2019年12月31日現在および2018年12月31日現在のIFFImの債券の公正価値よりもそれぞれ43百万米ドルおよび70百万米ドル高かった。

親会社による債券合計には、2018年12月31日現在50百万米ドルのIFFImSC IIIに対する債務が含まれた。

11. 資金の移動

単位：千米ドル	2018年12月		2019年12月	
	31日現在	収入	支出	31日現在
Gaviから譲渡された政府誓約金	3,662,617	59,150	(1,219)	3,720,548
投資収益および受取利息	119,629	23,371	-	143,000
その他利得（損失）およびその他収入（費用）	498,932	73,666	(23,433)	549,165
無償で提供されたサービス				
管理補助	-	888	(888)	-
Gaviへのプログラム資金				
特定国向けプログラム	(2,341,058)	-	(150,000)	(2,491,058)
黄熱病ワクチン備蓄投資事例	(57,140)	-	-	(57,140)
ポリオ撲滅投資事例	(191,280)	-	-	(191,280)
麻疹死亡率削減投資事例	(139,000)	-	-	(139,000)
妊産婦と新生児破傷風投資事例	(61,620)	-	-	(61,620)
五価ワクチン支払保証	(181,050)	-	-	(181,050)
黄熱病ワクチン継続投資事例	(43,881)	-	-	(43,881)
髄膜炎撲滅投資事例	(67,719)	-	-	(67,719)
ワクチンの研究開発	-	-	(65,700)	(65,700)
使途限定資金合計	1,198,430	157,075	(241,240)	1,114,265

単位：千米ドル	2017年12月		2018年12月	
	31日現在	収入	支出	31日現在
Gaviから譲渡された政府誓約金	3,652,937	10,738	(1,058)	3,662,617
投資収益および受取利息	98,981	20,648	-	119,629
その他利得（損失）およびその他収入（費用）	374,898	151,049	(27,015)	498,932
無償で提供されたサービス				
管理補助	-	924	(924)	-
Gaviへのプログラム資金				
特定国向けプログラム	(2,341,058)	-	-	(2,341,058)
黄熱病ワクチン備蓄投資事例	(57,140)	-	-	(57,140)
ポリオ撲滅投資事例	(191,280)	-	-	(191,280)
麻疹死亡率削減投資事例	(139,000)	-	-	(139,000)
妊産婦と新生児破傷風投資事例	(61,620)	-	-	(61,620)
五価ワクチン支払保証	(181,050)	-	-	(181,050)
黄熱病ワクチン継続投資事例	(43,881)	-	-	(43,881)
髄膜炎撲滅投資事例	(67,719)	-	-	(67,719)
使途限定資金合計	1,044,068	183,359	(28,997)	1,198,430

2019年5月、IFFImは、感染症流行対策イノベーション連合（以下「CEPI」という。）による新ワクチンの研究開発のためのGaviへのプログラム資金を支援するため、ノルウェー王国から新規政府誓約金600百万ノルウェー・クローネ（当初公正価値59百万米ドル）を受領した。2019年7月、IFFImは、CEPIによるワクチンの研究開発活動に資金を提供するため、Gaviに対して66百万米ドルの予備的資金調達確認書を発行した。さらに、IFFImは、新規および十分に利用されていないワクチン支援や保健システム強化等の特定国向けプログラムに資金を提供するため、合計150百万米ドルの予備的資金調達確認書2通をGaviに発行した。

12. 信用リスク

信用リスクとは、寄付者、市場の相手方または実施国が契約上の義務を履行しない場合に、IFFImが財務上の損失を被るリスクをいう。金融資産の簿価は、IFFImの最大の信用エクスポージャーを示している。最大エクスポージャーは、以下のとおりであった。

単位：千米ドル	2019年	2018年

政府誓約金	2,073,836	2,250,485
現金および投資	427,940	818,942
信用エクスポージャー合計	2,501,776	3,069,427

IFFImのデリバティブ資産は、デリバティブ負債と相殺される予定であるため、信用エクスポージャーから除外されている。2019年12月31日現在および2018年12月31日現在、IFFImは、金利および通貨スワップ契約に関してそれぞれ519百万米ドルおよび527百万米ドルの純債務残高を有していた。AAAに格付された金融機関である世界銀行は、IFFImのすべてのスワップの相手方になっている。

政府誓約金に関する信用リスク

IFFImは、寄付者からの誓約金については寄付者の信用リスクにさらされていた。このエクスポージャーは、上記注2の寄付者により詳述されている。2019年12月31日現在、寄付者は、BB-からAAAの間に格付された。

S&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）が決定した2019年12月31日現在および2018年12月31日現在の寄付者の信用格付は、以下のとおりであった。

寄付者	2019年	2018年
オーストラリア連邦	AAA	AAA
ブラジル連邦共和国	BB-	BB-
フランス共和国	AA	AA
イタリア共和国	BBB	BBB
オランダ王国	AAA	AAA
ノルウェー王国	AAA	AAA
南アフリカ共和国	BB+	BB+
スペイン王国	A	A-
スウェーデン王国	AAA	AAA
英国	AA	AA

IFFImはまた、GPCが包含する実施国の信用リスクに間接的にさらされていた。IFFImは、政府誓約金の公正価値を決定する際に、かかるリスクを考慮した。詳細については、注15を参照されたい。

現金および投資に関する信用リスク

投資に伴う信用リスクを管理するため、世界銀行は、高格付の流動資産に投資している。世界銀行は、購入時に投資先を最低限、以下の信用格付を有するものに制限した。

- ・短期金融市場証券への投資は、シニア債が最低A-の格付を大手格付機関より取得している金融機関により発行または保証されたものに制限された。
- ・国債および政府債への投資は、発行体の自国通貨以外の通貨建ての場合、最低AA-の格付を大手格付機関より取得している政府機関が発行または無条件に保証するものに制限された。発行体の自国通貨建て債券については、格付は不要とされた。政府機関もしくは政府系機関、国際機関またはその他の公的機関が発行する債券については最低AA-の信用格付を要した。
- ・資産担保証券および企業発行の証券への投資は、最低格付がAAAのものに制限された。

ポートフォリオのリスクをより多様化し、価値を創出するために、世界銀行は、主に通貨ベースの裁定取引により、LIBORを上回る高い収益を生み出す可能性を提供している新しいソブリン市場の短期債券に投資している。このソブリン市場への投資は、世界銀行の財務監督委員会による特定の承認および厳しい与信限度を条件とする。

IFFImが投資する短期金融市場証券、国債および政府債、資産担保証券ならびに企業発行の証券は、以下の信用格付を有していた。

単位：千米ドル	2019年	2018年
格付がAAAの金融商品および証券	166,060	282,338
格付がAA+の金融商品および証券	3,975	6,888
格付がAAの金融商品および証券	73,685	104,736
格付がAA-の金融商品および証券	38,895	73,197
格付がA+の金融商品および証券	128,922	297,848
格付がAの金融商品および証券	8,666	41,262
格付がA-の金融商品および証券	7,722	10,695
信託資金合計	427,925	816,964

IFFImの信託資金に含まれていた現金、債権および未払金は、AAAに格付された金融機関である世界銀行により保有されているため、AAAの区分に計上されている。

2019年度中、フィッチ・レーティングス、ムーディーズ・インベスターズ・サービスおよびS&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）によるIFFImの信用格付に変更はなかった。IFFImの理事会は、世界銀行と連携し、信用リスクを管理するための対応策を整備している。

13. 流動性リスク

流動性リスクとは、キャッシュ・アウトフローの突然の増加または潜在的に長期間にわたる増加の結果、IFFImが期限到来の債務の支払を行うことができないリスクのことである。IFFImは、その流動性政策に基づいて、業務上の要件を満たすために必要となる適切な流動性水準を維持し、プログラムの資金調達に関する予測可能性を提供し、かつ信用格付を維持するように努める。これらの要因を考慮に入れて、IFFImは、翌12ヶ月間における約定債務返済累積額と等価の最低流動性を維持している。この最低流動性水準は、四半期毎に再測定および再設定される。2019年12月31日現在、測定された最低流動性は338百万米ドルであり、IFFImの流動資産の価値は428百万米ドルであった。2018年12月31日現在、測定された最低流動性は528百万米ドルであり、IFFImの流動資産の価値は817百万米ドルであった。

強固な財務基盤、保守的な財務方針および寄付者からの強力な支援等の要因に基づき、IFFImのグローバル債券発行プログラムは、S&PよりAAに、フィッチ・レーティングスよりAA-に、そしてムーディーズ・インベスターズ・サービスよりAa1に格付されている。2020年3月31日、フィッチ・レーティングスは、下記「後発事象」に詳述のとおり、IFFImの信用格付をAAからAA-に格下げした。

IFFImの信用格付を維持し、資金調達費用を可能な限り低価格に抑えるため、債券の発行は、GPCおよびその他の信用要因を考慮した上で、予測される寄付者による誓約金からの将来キャッシュ・フローの現在価値に見合うように管理される。IFFImは常に債券の支払を行うことができるという安心感を格付機関および債券所持人に与えるため、IFFImは、寄付者による誓約金の現在価値の一定割合の額の債券発行しか行わない。依然としてIFFImが長期的に利用可能な残額は、多数の国々がIMFに対して長期遅延に陥る等の悪影響を与える信用事由から債券所持人を保護するためのバッファとなる。このバッファは、寄付者による誓約金の現在価値の一定割合であり、ギアリング・レシオ・リミット（以下「GRL」という。）モデルを通じて設定される。GRLモデルで使用される寄付者による誓約金の現在価値は、GPC公正価値調整により減額されることはなく、これについては注15に記載されている。

世界銀行が担保を要求する可能性のあるリスクを緩和する目的で、世界銀行とIFFImは、IFFImと世界銀行との間で締結されたデリバティブ取引に基づく世界銀行のエクスポージャーを管理するために、GRLに追加バッファ（以下「リスク管理バッファ」という。）を適用することに合意している。世界銀行は、その単独の裁量により、リスク管理バッファを調整することができる。2019年12月31日現在、リスク管理バッファは、予測される寄付者による誓約金からの将来キャッシュ・フローの現在価値の12%であった。

見積支払利息を含むIFFImの金融負債に関する割引前の契約上の支払期限は、以下のとおりであった。

2019年12月31日現在 単位：千米ドル	キャッシュ・ アウトフロー 合計	支払期限 1年未満	支払期限 2021年	支払期限 2022年	支払期限 2023年から 2030年
債券	(553,066)	(337,517)	(14,850)	(64,456)	(136,243)
Gaviに支払われる補助金	(357,064)	(200,000)	(157,064)	-	-
デリバティブ金融負債	(483,517)	(64,026)	(50,520)	(49,421)	(319,550)
割引前の満期合計	(1,393,647)	(601,543)	(222,434)	(113,877)	(455,793)

2018年12月31日現在 単位：千米ドル	キャッシュ・ アウトフロー 合計	支払期限 1年未満	支払期限 2020年	支払期限 2021年	支払期限 2022年から 2030年
債券	(956,399)	(523,766)	(338,687)	(459)	(93,487)
Gaviに支払われる補助金	(457,064)	(327,000)	-	(130,064)	-
デリバティブ金融負債	(439,337)	(29,773)	(60,753)	(42,736)	(306,075)
割引前の満期合計	(1,852,800)	(880,539)	(399,440)	(173,259)	(399,562)

トラスティーは、デリバティブ金融資産が満期を迎えるまでIFFImがキャッシュ・インフローを受領すると予測している。以下は、予測されるデリバティブ金融資産からの割引前インフローおよび予測されるデリバティブ金融負債からの割引前キャッシュ・アウトフローである。

2019年12月31日現在 単位：千米ドル	キャッシュ・ インフロー （アウトフ ロー）合計	支払期限 1年未満	支払期限 2021年	支払期限 2022年	支払期限 2023年から 2030年
デリバティブ金融資産	30,549	6,721	5,636	5,943	12,249
デリバティブ金融負債	(483,517)	(64,026)	(50,520)	(49,421)	(319,550)
キャッシュ・アウトフロー （純額）	(452,968)	(57,305)	(44,884)	(43,478)	(307,301)

2018年12月31日現在 単位：千米ドル	キャッシュ・ インフロー （アウトフ ロー）合計	支払期限 1年未満	支払期限 2020年	支払期限 2021年	支払期限 2022年から 2030年
デリバティブ金融資産	31,343	9,116	5,530	4,075	12,622
デリバティブ金融負債	(439,337)	(29,773)	(60,753)	(42,736)	(306,075)
キャッシュ・アウトフロー （純額）	(407,994)	(20,657)	(55,223)	(38,661)	(293,453)

14. 市場リスク

市場リスクとは、当年度のIFFImの純資産もしくは純損失、またはIFFImの目的達成能力が、外国為替レートや金利の変動により悪影響を受けるリスクのことである。IFFImの市場リスクの目的は、(1) IFFImの市場リスクの要素を理解すること、(2)通貨および金利スワップを用いてIFFImの市場リスクを管理すること、ならびに(3)統制され、かつ明白なリスク管理の枠組みの範囲内でGaviのプログラムへの予測可能な資金調達を行うことである。

IFFImの市場リスクは、外国為替レートリスクおよび金利リスクで構成されている。各リスクの詳細については、以下に記載される。

外国為替レートリスク

IFFImは、通貨の不一致ならびに寄付者による支払の受領、債券の償還、Gaviへの資金交付およびIFFIm債券の発行における期間差異による外国為替リスクにさらされていた。かかるリスクを軽減するために、寄付者による誓約金は、米ドル変動利付資産にスワップされ、IFFImの債券は発行時に、米ドル変動利付負債にスワップされた。

IFFImの外貨建資産および負債の簿価（デリバティブを含む。）は、以下のとおりであった。

2019年12月31日現在			
単位：千米ドル	外貨建資産	外貨建負債	ネット・エクスポージャー
豪ドル	106,260	(101,446)	4,814
ユーロ	106,183	(11,304)	94,879
英国債券	934,360	(977,136)	(42,776)
日本円	2	-	2
ノルウェー・クローネ	75,574	(80,562)	(4,988)
ニュージーランド・ドル	1	-	1
スウェーデン・クローナ	3,667	(3,797)	(130)
南アフリカ・ランド	95,099	(94,143)	956

2018年12月31日現在			
単位：千米ドル	外貨建資産	外貨建負債	ネット・エクスポージャー
豪ドル	107,965	(104,464)	3,501
スイス・フラン	3	-	3
ユーロ	1,047,170	(975,454)	71,716
英国債券	1,013,848	(1,067,591)	(53,743)
日本円	2	-	2
ノルウェー・クローネ	31,111	(33,248)	(2,137)
ニュージーランド・ドル	1	-	1
スウェーデン・クローナ	5,591	(5,925)	(334)
南アフリカ・ランド	82,652	(81,330)	1,322

当年度中、以下の為替レートが適用された。

単位：米ドル	2019年12月31日 に終了した年度 の平均レート	2019年12月31日 現在の 直物レート	2018年12月31日 に終了した年度 の平均レート	2018年12月31日 現在の 直物レート
豪ドル	0.6953	0.7014	0.7059	0.7476
スイス・フラン	1.0061	1.0344	1.0166	1.0220
ユーロ	1.1196	1.1228	1.1452	1.1810
英国ポンド	1.2767	1.3210	1.2769	1.3352
日本円	0.0092	0.0092	0.0091	0.0091
ノルウェー・クローネ	0.1136	0.1138	0.1152	0.1228
ニュージーランド・ドル	0.6590	0.6740	0.6714	0.6924
スウェーデン・クローナ	0.1057	0.1075	0.1117	0.1149
南アフリカ・ランド	0.0692	0.0712	0.0695	0.0754

外国為替レート感応度

2019年12月31日現在および2018年12月31日現在の上記通貨に対する米ドル高および米ドル安によって、当該各年度のIFFImの純資産および剰余金は、以下に示す金額分だけ増（減）する。この分析は、IFFImが当年度終了時に合理的に可能であると判断した外国為替レートの差異に基づいている。当該分析は、その他すべての変数、とりわけ金利が変化しないものと想定している。

単位：千米ドル	2019年12月31日に終了した年度の 剰余金の増（減）および 2019年12月31日現在の純資産 ¹		2018年12月31日に終了した年度の 剰余金の増（減）および 2018年12月31日現在の純資産 ¹	
	米ドル10%高	米ドル10%安	米ドル10%高	米ドル10%安
豪ドル	42	(51)	(325)	397
ユーロ	(8,409)	10,278	(6,534)	7,986
英国ポンド	4,253	(5,198)	4,962	(6,064)
ノルウェー・クローネ	477	(583)	194	(237)
スウェーデン・クローナ	16	(20)	30	(37)
南アフリカ・ランド	(87)	106	(120)	147

¹ 信託資金残高の影響を除く。

金利リスク

IFFImは、債券と信託資金との金利水準の差に起因する金利リスクにさらされた。IFFImは、かかるエクスポージャーを軽減するために金利スワップを利用した。デリバティブを含むIFFImの利付金融商品の金利プロファイル（ただし、信託資金を除く。）は、以下のとおりであった。

単位：千米ドル	2019年の簿価	2018年の簿価
固定利付商品		
金融資産	95,099	82,652
金融負債	(2,102,161)	(2,274,893)
固定利付商品（純額）	(2,007,062)	(2,192,241)
変動利付商品		
金融資産	1,504,579	1,747,716
金融負債	(527,406)	(970,287)
変動利付商品（純額）	977,173	777,429

金利感応度

2019年12月31日現在および2018年12月31日現在の金利が25ベースポイント変動すると、当該各年度のIFFImの純資産および剰余金は、以下に示す金額分だけ増（減）する。この分析は、その他すべての変数、とりわけ外国為替レートが変化しないものと想定している。

単位：千米ドル	2019年12月31日に終了した年度の 剰余金の増（減）および 2019年12月31日現在の純資産	2018年12月31日に終了した年度の 剰余金の増（減）および 2018年12月31日現在の純資産
25ベースポイント増加	9,951	13,851
25ベースポイント減少	(9,836)	(14,096)

15. 金融商品の公正価値

IFFImの金融資産および負債の公正価値は、IFFImの貸借対照表に表示される簿価と同等である。

公正価値ヒエラルキー

以下の表は、公正価値で計上したIFFImの金融商品の評価方法により分析している。レベルの違いについては、以下のように定義される。

・ レベル1

同一の資産および負債に関して、活発な市場における調整前の公表価格を用いて評価された金融商品。

・ レベル2

レベル1に含まれる公表価格以外で、資産または負債に関して、直接的または間接的に観察可能なインプットを用いて評価された金融商品。

・ レベル3

資産または負債に関して、観察可能な市場データに基づかないインプットを用いて評価された金融商品。

2019年12月31日現在				
単位：千米ドル	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
政府誓約金	-	-	2,073,836	2,073,836
信託資金	-	427,925	-	427,925
デリバティブ金融商品	-	2,105	-	2,105
金融資産合計	-	430,030	2,073,836	2,503,866
金融負債				
債券	-	509,801	-	509,801
デリバティブ金融商品	-	521,376	-	521,376
金融負債合計	-	1,031,177	-	1,031,177

2018年12月31日現在				
単位：千米ドル	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
政府誓約金	-	-	2,250,485	2,250,485
信託資金	-	816,964	-	816,964
デリバティブ金融商品	-	3,688	-	3,688
金融資産合計	-	820,652	2,250,485	3,071,137
金融負債				
債券	-	886,338	-	886,338
デリバティブ金融商品	-	530,441	-	530,441
金融負債合計	-	1,416,779	-	1,416,779

IFFImのレベル3の金融資産および負債の公正価値総額における変動は、以下のとおりであった。

単位：千米ドル	2019年	2018年
期首残高	2,250,485	2,588,084
誓約金に関する当初公正価値	59,150	10,738
寄付国による支払	(331,119)	(339,259)
公正価値損失	95,320	(9,078)
期末残高	2,073,836	2,250,485

IFFImが金融資産および負債の公正価値を決定する際に適用した手法の根拠は、以下に要約される。

信託資金

財務マネージャーである世界銀行は、IFFImの投資をプール会計に基づいて管理し、プールした投資対象は公正価値で報告される。プールした現金および投資対象に対するIFFImの持分は、当年度終了時における単一ポートフォリオの公正価値に対するIFFImの割当分を示している。公正価値は入手可能な市場相場に基づいている。市場相場価格が入手できない場合、公正価値は同等の債券の市場相場価格に基づく。対応する持分に応じた受取利息および投資損益は、それらが発生した年度にIFFImのものとなる。

未受領政府誓約金

公正価値は割引キャッシュ・フロー法で見積もられる。各キャッシュ・フローはGPCによる推定減額幅により減額され、減額されたキャッシュ・フローは、観察可能な寄付者限定の金利を用いて現在価値に割引される。

IFFIm適格国が国際通貨基金（以下「IMF」という。）に対する債務に関して長期遅延に陥る場合、寄付者は、GPCにより支払を減額することができる。各実施国は、参照ポートフォリオにおいてウエートが割り当てられており、かかるウエートはIFFImの存続期間中は変更されない。寄付者は、IFFImに対する支払から、IMFに対し長期遅延に陥っている国のウエートの合計パーセンテージ分を減額する。IMFに対する遅延が解消された時には、寄付者からIFFImに対し将来支払われる金額は、遅延解消国のウエート分だけ増加する。参照ポートフォリオは、70のあらかじめ定められたIFFIm適格国により構成されている。各実施国はそれぞれ、0.5%、1%、3%または5%のウエートが与えられており、以下の表に表示されるとおり合計で100%になる。各寄付者の支払金額は、当該支払の支払期日の25営業日前に決定される。

2019年12月31日現在の参照ポートフォリオは、以下のとおりであった。

国	カントリー・ウエート	ウエート合計
南スーダン、スーダン	0.5%	1%
アフガニスタン、アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベナン、ブータン、ボリビア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コンゴ共和国、コートジボワール、ジブチ、エリトリア、ガンビア、ジョージア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ケニア、キリバス、キルギス、ラオス、レソト、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モルドバ、モンゴル、モザンビーク、ミャンマー、ネパール、ニカラグア、ニジェール、パプアニューギニア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ、ソロモン諸島、ソマリア、スリランカ、タジキスタン、タンザニア、東ティモール、トーゴ、ウガンダ、ウクライナ、ウズベキスタン、イエメン共和国、ザンビア、ジンバブエ	1%	61%
ベトナム	3%	3%
バングラデシュ、コンゴ民主共和国、エチオピア、インド、インドネシア、ナイジェリア、パキスタン	5%	35%

未収寄付金の公正価値は割引キャッシュ・フロー法で見積もられる。各キャッシュ・フローはGPCによる推定割合（以下「GPC公正価値調整」という。）により減額され、減額されたキャッシュ・フローは、寄付者限定の金利で現在価値に割引される。GPC公正価値調整は、確率モデルにより計算され、かかるモデルは、実施国のいずれかが寄付者による誓約金の期間中にIMFに対し遅延に陥る可能性および期間を推定する。この確率モデルは、実施国の1981年以降の業績は当該各国の将来の業績の合理的な指標であるという想定に基づいている。

2006年10月に使用された当初のGPC公正価値調整は、17.6%であり、2019年12月31日現在および2018年12月31日現在において、それぞれ8.6%および9.4%であった。2019年12月31日現在および2018年12月31日現在のGPC公正価値調整が1%減少すると、政府誓約金の公正価値は、それぞれ23百万米ドルおよび25百万米ドル増加する。GPC公正価値調整が1%増加すると、政府誓約金の公正価値に関して同等であるが逆の影響がもたらされる。

2019年12月31日に終了した年度中、参照ポートフォリオの2カ国が、IMFに対し長期遅延に陥った。当該各国は、ソマリアおよびスーダンであった。

2019年12月31日現在の上記政府誓約金につき、寄付金支払に関する寄付者、支払スケジュールおよび通貨に応じて、0.0%から6.2%の範囲の市場に基づいた割引率が必要に応じて適用された。

債券

IFFImの債券の公正価値は、イールド・カーブ、外国為替レート、ベースス・スプレッドおよび資金調達のスプレッド等の市場で観察可能なインプットに基づいた割引キャッシュ・フロー法を使用して決定される。

2019年12月31日および2018年12月31日現在、IFFImの自己の信用スプレッドに起因した債券の公正価値部分は、それぞれ1.9百万米ドルの増加および1百万米ドルの増加であった。

デリバティブ金融商品

デリバティブの公正価値は、当該契約の変更についてその日にかかる見積原価を示す割引キャッシュ・フロー法を使用して見積もられる。すべてのモデルのインプットは、イールド・カーブ、外国為替レートおよびベースス・スプレッド等の容易に観察可能な市場のパラメーターに基づいている。

16. キャッシュ・フロー報告書に対する注記

以下の表は、純債務の変動を分析している。

単位：千米ドル	キャッシュ・フロー		
	2018年12月31日 現在の公正価値	および 公正価値の変動	2019年12月31日 現在の公正価値
現金	1,978	(1,963)	15
債券	(882,897)	373,996	(508,901)
信託資金	816,964	(389,039)	427,925
合計	(63,955)	(17,006)	(80,961)

単位：千米ドル	キャッシュ・フロー		
	2017年12月31日 現在の公正価値	および 公正価値の変動	2018年12月31日 現在の公正価値
現金	14	1,964	1,978
債券	(1,177,891)	294,994	(882,897)
信託資金	911,776	(94,812)	816,964
合計	(266,101)	202,146	(63,955)

以下の表は、キャッシュ・フロー純額と純債務における変動を調整している。

単位：千米ドル	2019年	2018年
現金の（減）増	(1,963)	1,964
信託資金の減	(389,039)	(94,812)
債券発行による手取金	(115,080)	-
債券の償還	500,000	289,374
債券に関する公正価値（損失）利得	(10,924)	5,620
当期における純債務の変動	(17,006)	202,146
期首における純債務	(63,955)	(266,101)
期末における純債務	(80,961)	(63,955)

17. 利害関係者間取引

IFFImの利害関係者は、以下のとおりである。

・ Gavi

Gaviは、スイスにおいて国際機関の地位を与えられているスイス財団であり、国際政府間組織に与えられているような一定の特権や免除が与えられている。Gaviは、IFFImの唯一のメンバーである。

・ IFFImSC

IFFImSCは、ケイマン諸島の会社法（2013年改正）に基づき2014年11月3日に設立され、会社登録番号293422を有するケイマン諸島の有限責任会社であった。IFFImSCは、IFFImの業務を支援するためにイスラム債券（sukuk certificates）を発行することのみを目的として設立された。2014年11月27日、IFFImSCは、総額500百万米ドルのイスラム債券を発行した。2017年12月4日、IFFImSCはかかる債券に関する最終支払いを行い、2018年4月30日に解散した。これらの連結財務書類には、解散日までのIFFImSCの財務書類が含まれている。

・ IFFImSC II

IFFImSC IIは、ケイマン諸島の会社法（2013年改正）に基づき2015年8月25日に設立され、会社登録番号303397を有するケイマン諸島の有限責任会社である。IFFImSC IIは、IFFImの業務を支援するためにイスラム債券（sukuk certificates）を発行することのみを目的として設立された。2015年9月29日、IFFImSC IIは、総額200百万米ドルのイスラム債券を発行した。2018年9月29日、IFFImSC IIはかかる債券に関する最終支払いを行い、2019年7月4日に解散した。これらの連結財務書類には、解散日までのIFFImSC IIの財務書類が含まれている。

・ IFFImSC III

IFFImSC IIIは、ケイマン諸島の会社法（2013年改正）に基づき2019年3月5日に設立され、会社登録番号348825を有するケイマン諸島の有限責任会社である。IFFImSC IIIは、IFFImの業務を支援するためにイスラム債券（sukuk certificates）を発行することのみを目的として設立された。これらの連結財務書類には、IFFImSC IIIの財務書類が含まれている。

利害関係者に対する債務および債権の残高に利息は付されず、返済について特別な条件はない。

IFFImの利害関係者の残高は、以下のとおりであった。

単位：千米ドル	2019年	2018年
Gaviへの未払プログラム補助金	357,064	457,064
Gavi（に対する支払債権）への支払債務	(111)	231

IFFImは、2019年12月31日に終了した年度において、216百万米ドルのGaviへのプログラム補助金を計上した。2018年12月31日に終了した年度においては、IFFImはGaviへのプログラム補助金を計上しなかった。IFFImは、2019年12月31日に終了した年度中および2018年12月31日に終了した年度中において、それぞれ888千米ドルおよび924千米ドルのGaviからの現物出資を計上した。

18. コミットメントおよび偶発債務

トラステーは、2019年12月31日現在および2018年12月31日現在において、コミットメントまたは偶発債務を一切認識していない。

19. 会計の見積りおよび判断

IFFImは、その政府誓約金、信託資金、デリバティブ金融商品および債券を公正価値ベースで管理しているため、これらの資産および負債は、貸借対照表上、公正価値で測定される。IFFImは通常、入手可能な場合には、市場相場価格を使用して公正価値を決定する。市場相場価格が入手できない場合、公正価値は、内部で開発された評価モデルを使用して決定されるが、当該モデルは、割引キャッシュ・フロー法に基づくことが多く、また、金利や為替レート等の市場のパラメーターを使用する。

IFFImは、政府誓約金の評価において、以下の重要な会計の見積りを適用した。

注1に記載のとおり、寄付者から受領した寄付金額は、寄付金の支払条件（以下「GPC」という。）に左右され、IFFIm適格国がIMFに対する債務に関して長期遅延に陥る場合、寄付者は、GPCにより支払を減額することができる。したがって、IFFImの政府誓約金の公正価値は割引キャッシュ・フロー法で見積もられ、これにはGPCによる推定減額幅（以下「GPC公正価値調整」という。）の適用が含まれる。GPC公正価値調整は、確率モデルにより計算され、かかるモデルは、実施国のいずれかが寄付者による誓約金の期間中にIMFに対し遅延に陥る可能性および期間を推定する。IFFImの金融資産および負債の公正価値を決定するために適用されるGPC公正価値調整およびその他の見積りの詳細については、注15を参照されたい。

IFFImは、デリバティブ・ポートフォリオの評価について以下の重大な判断を行った。

注8に記載のとおり、IFFImは、相手方の信用リスクおよびIFFImの信用リスクをそれぞれ考慮するために、デリバティブ・ポートフォリオの評価に信用評価調整および負債評価調整を含めている。負債評価調整は、通常はデリバティブ・ポートフォリオの無担保部分に適用される。しかし、上記注1および注8に記載のとおり、世界銀行は担保を要求し、自身のIFFImに対するデリバティブ・エクスポージャーのリスクに備える権利を行使していないため、IFFImは、担保を差し入れていない。IFFImは、十分な検討を行った後、市場慣行に従って、デリバティブ・ポートフォリオの無担保部分のみに基づいて負債評価調整を行う。

20. 現行の租税

IFFImは英国の登録慈善団体であるため、慈善活動に関して、2010年法人税法s478-489および1992年キャピタル・ゲイン税法s256にあたる英国の課税所得からは除外される。2019年12月31日に終了した年度および2018年12月31日に終了した年度について税負担はなかった。IFFImSC IIは、ケイマン諸島の会社法（2013年改正）に基づいて設立されたケイマン諸島の有限責任会社である。ケイマン諸島において、所得や利益は非課税である。

21. 後発事象

2020年3月31日、フィッチ・レーティングスは、IFFImの信用格付をAAからAA-に格下げした。これは、新型コロナウイルス感染症の流行による英国の景気への影響や、欧州連合離脱後の英国と欧州連合との貿易関係の不確実性を反映して、2020年3月27日に英国のソブリン信用格付がAAからAA-に格下げされたことが原因であった。

新型コロナウイルス感染症のパンデミックと、経済活動や金融市場への世界的な影響を考慮し、トラスティーは、IFFImの資産、負債および事業活動への影響を検討し、評価した。IFFImは、パンデミックにより金融リスクが高まり、事業活動に支障をきたしている。上記注12、注13および注14に記載のとおり、信用リスク、流動性リスクおよび市場リスクのそれぞれについて、IFFImは、IFFImがさらされる主要な金融リスクを緩和するための適切な措置を講じており、また、パンデミックによる金融リスクの増加を効果的に緩和するための措置に依存している。世界銀行とGaviがそれぞれ提供する財務管理と管理補助業務のための事業継続手続が実施されており、支障が生じている間でも主要なIFFImの事業活動が確実に計画通りに進められるようになっている。トラスティーは、これらの評価に基づき、新型コロナウイルス感染症のパンデミックがIFFImの資産、支払期限が到来した債務を履行する能力、および引き続き継続的に事業活動を行う能力に重大な悪影響を及ぼさないと判断した。

「リスク管理」と題された以下の抜粋は、2019年12月31日に終了した年度についてのトラスティーの年次報告書からの抜粋である。

リスク管理

トラスティーが認識するIFFImがさらされている主要なリスクは検討されており、会計実務勧告書「慈善団体による会計および報告」（慈善団体の会計実務勧告書（FRS第102号））（第2版 - 2019年10月）の定めるところにより、かかるリスク管理を行うためのシステムまたは手続が確立されている。

IFFImには、プログラムリスクと金融リスクという2つの主要なリスク分野がある。

・プログラムリスクの管理

プログラムリスクには、(1)IFFImの資金が実施国によりGaviのプログラムの目的を達成するために効率的かつ有効に使用されない履行リスク、および(2)実施国がIFFImから受領する資金を誤用するリスクが含まれる。

プログラムの履行リスクは、当初のプロジェクト評価および承認ならびに年次の監視報告に基づく見直しを含む何段階かの監視・評価手続を実施するGaviのプログラム監視手続を通じて軽減される。

資金の誤用に伴うプログラムリスクは、Gaviが整備する管理統制および監査手順により対応される。Gaviは、33カ国において資金が誤用されているケースを特定した。2006年以降、当該各国において誤用されたGaviによる資金の推定総額は41.7百万米ドルであり、これは、Gaviが当該期間中に供与した資金総額の0.29%未満である。Gaviは、資金の誤用に対して断固とした方針をとっており、特定したこれらのケースをすべて解決し、誤用された資金を当該各国より回収すべく積極的に取り組んでいる。これまでに、合計33.4百万米ドルの誤用された資金がGaviに返済される予定となっており、実際に当該各国から31.6百万米ドルの返済がなされ、回収率は94.5%となっている。IFFImの資金は、16カ国の一部の資金についてのみ誤用された。上記で特定された誤用の約21.7百万米ドルが、IFFImが供与した資金に関連するものと推定されており、Gaviに返済される予定の金額の96.3%の回収率となっている。

トラスティーの年次報告書（原文）の9頁「Structure, Governance and Management」の項に記載されているとおり、IFFImの監査委員会は、IFFImのリスク管理および内部の寄付金監視システムの有効性を監視している。

・金融リスクの管理

IFFImは、その活動を通じて、(1)信用リスク、(2)流動性リスクおよび(3)市場リスクからなる3つの主要な金融リスクにさらされている。IFFImは、これらのリスクをその理事会により承認されたリスク管理戦略に基づき低減するよう努めている。IFFImによる各種の金融リスクの軽減措置については、以下に記載される。

(1) 信用リスク

IFFImの信用格付は、寄付者の信用格付と密接に関連している。主要な寄付者のうちの1カ国の信用格付に対する見通しの変更され、または信用格付が引き下げられた場合に、1社以上の信用格付機関が、IFFImの見通しまたは信用格付を見直し、状況に応じてかかる見通しまたは信用格付を変更する可能性がある。IFFImの信用格付の変更は、IFFImの債務の市場価値に影響を及ぼす可能性がある。2019年度中、フィッチ・レーティングス、ムーディーズ・インベスターズ・サービスおよびS&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）によるIFFImの信用格付に変更はなかった。2020年3月31日、フィッチ・レーティングスは、IFFImの信用格付をAAからAA-に格下げした。これは、新型コロナウイルス感染症の流行による英国の景気への影響や、欧州連合離脱後の英国と欧州連合との貿易関係の不確実性を反映して、2020年3月27日に英国のソブリン信用格付がAAからAA-に格下げされたことが原因であった。IFFImの理事会は、世界銀行と連携し、信用リスクを管理するための対応策を整備している。かかる対応策については、以下の信用格付および積立金政

策の項に記載されている。財務書類の注12には、IFFImの信用リスクおよびそれに伴うリスク管理の活動に関する詳細が記載されている。

投資家に対するIFFImの元金支払能力およびGaviへのプログラム支払は主に、寄付金協定に基づく寄付者からの支払をIFFImが受領することに依拠している。IFFImは、かかる義務を果たすために利用可能なその他の重要な資金源を持っていない。このリスクに関連して、各寄付者は、IFFImおよびIFFImの金融枠組み協定のその他の当事者に対し、各寄付者が当事者である寄付金協定が当該寄付者の有効かつ法的拘束力のある義務を構成している旨表明および保証を行っている。IFFImは寄付者の一部による支払遅延を時折経験することもあるが、これらは重大なものではなく、IFFImの信用格付やIFFImの財務状況に悪影響を及ぼしてはいない。

(2) 流動性リスク

IFFImは、その流動性政策に基づいて、業務上の要件を満たすために必要となる適切な流動性水準を維持し、プログラムの資金調達に関する予測可能性を提供し、かつ信用格付を維持するように努める。これらの要因を考慮に入れて、IFFImは、翌12ヶ月間における約定債務返済累積額と等価の最低流動性を維持している。

IFFImの債券の発行は、GPCおよびその他の信用要因を考慮した上で、予測される寄付者による誓約金からの将来キャッシュ・フローの現在価値に見合うように管理される。IFFImは、寄付者による誓約金の現在価値の一定割合の額の債券発行しか行わない。依然としてIFFImが長期的に利用可能な残額は、多数の国々がIMFに対して長期遅延に陥る等の悪影響を与える信用事由から債券所持人を保護するためのバッファとなる。このバッファは、寄付者による誓約金の現在価値の一定割合であり、ギアリング・レシオ・リミット（以下「GRL」という。）モデルを通じて設定される。2019年12月31日現在、GRLモデルは、トリプルA相当の信頼水準で、寄付者による誓約金の現在価値の70.3%がIFFImの債券発行の支援に使用可能であることを確認した。

世界銀行は、IFFImと世界銀行との間で締結されたISDA契約のクレジット・サポート・アネックス（以下「CSA」という。）の条件に基づき、IFFImのデリバティブ・ポジションのエクスポージャーのリスクに備えて特定の極度額を上回るときは担保を要求する権利を引き続き有している。世界銀行は、この権利を行使していない。世界銀行が担保を要求する可能性のあるリスクを緩和する目的で、世界銀行とIFFImは、IFFImと世界銀行との間で締結されたデリバティブ取引に基づく世界銀行のエクスポージャーを管理するために、ギアリング・レシオ・リミットに追加バッファ（以下「リスク管理バッファ」という。）を適用することに合意している。世界銀行は、その単独の裁量により、リスク管理バッファを調整することができる。2019年12月31日現在、リスク管理バッファは、予測される寄付者による誓約金からの将来キャッシュ・フローの現在価値の12%であった。

世界銀行は、IFFImの財務マネージャーとして、引き続きIFFImの資金調達のニーズを監視し、IFFImが金融債務（CSAおよびISDA契約に基づく債務返済および義務を含む。）を果たすことができるよう、常に利用可能な十分な資金源を維持するようにする。財務書類の注13には、IFFImの流動性リスクおよびそれに伴うリスク管理の活動に関する詳細が記載されている。

(3) 市場リスク

IFFImの市場リスクは、金利および外国為替レートで構成される。IFFImは、金利および通貨スワップを使用することによりこれらのリスクを低減した。政府誓約金は米ドル変動利付資産にスワップされ、IFFImの債券は発行時に、米ドル変動利付負債にスワップされた。IFFImによる市場リスクのヘッジ活動の詳細は、以下のIFFImの市場リスクのヘッジの項に記載される。財務書類の注14には、IFFImの市場リスクおよびそれに伴うリスク管理の活動に関する詳細が記載されている。

新型コロナウイルス感染症のパンデミックは新たに発生したリスクであり、IFFImの寄付者や実施国（その一部は病気の蔓延を遅らせるために封鎖された。）の経済を含む、経済活動や金融市場を世界的に著しく崩壊させた。パンデミックによるかかる崩壊の結果、IFFImは金融リスクが高ま

り、世界銀行とGaviのそれぞれに外部委託された財務管理と管理補助業務を含む事業運営に支障をきたしている。上記のとおり、IFFImは、IFFImがさらされる主要な金融リスクを緩和するための適切な措置を講じており、また、パンデミックによる金融リスクの増加を効果的に緩和するための措置に依存している。主要な決定を容易にするため、かつ、適時に運営事項に関する必要な指針を提供するため理事が引き続き世界銀行およびGaviから適時に確実に情報を受領し、支障が生じている間でも主要なIFFImの業務手順は計画通りに進められている。世界銀行およびGaviは、業務の機能性を確保するために在宅勤務を含む業務継続手続を実施し、従業員の安全衛生を確保するためその他の慎重な措置を講じている。IFFImのトラステーは、新型コロナウイルス感染症のパンデミックがIFFImの継続的な事業活動を行う能力に及ぼす影響を検討し、財務書類の注1で詳述されたとおり、継続企業を前提として財務書類を作成する。

信用格付および積立金政策

IFFImは、業務上の要件を満たすために必要となる適切な流動性水準を維持し、プログラムの資金調達に関する予測可能性を提供し、かつ信用格付を維持するように努める。これらの要因を考慮に入れて、IFFImは、翌12ヶ月間における約定債務返済累積額と等価の最低流動性を維持している。この最低流動性水準は、四半期毎に再測定および再設定される。2019年12月31日および2018年12月31日現在、測定された最低流動性はそれぞれ338百万米ドルおよび528.2百万米ドルであり、IFFImの流動資産の価値はそれぞれ428百万米ドルおよび817百万米ドルであった。強固な財務基盤、保守的な財務方針および寄付者からの強力な支援等の要因に基づき、IFFImのグローバル債券発行プログラムは、フィッチ・レーティングスよりAA-に、ムーディーズ・インベスターズ・サービスよりAa1に、そしてS&Pグローバル・レーティングよりAAに格付されている。

IFFImは、寄付者による寄付金および世界市場における借入れにより資金を受領し、各適格国からなる確定されたポートフォリオまたは特定の目的のためのプログラムを援助するために、Gaviだけに当該資金を供与する。したがって、IFFImの資金はすべて使途限定資金として取り扱われる。

IFFImの市場リスクのヘッジ

IFFImの政府誓約金の多くおよび債券のいくつかは、米ドル以外の通貨建てである。したがって、IFFImは外国為替レートの変動により生じる財政的損失や予測不能なキャッシュ・フローのリスクにさらされている。IFFImのプログラム費用はすべて米ドルで発生し、また、資金調達の予測はGaviにとって重要な使命であることから、IFFImは世界銀行と通貨スワップ契約を締結することにより上記のリスクの軽減を図っている。かかる契約に基づいて、IFFImは、寄付者からの外貨受領および債券所持人への外貨支払を世界銀行からの米ドル受領および世界銀行に対する米ドル支払と効果的にスワップしている。

上記の外国為替リスクに加えて、IFFImは、金利が変動することにより、政府誓約金および債券の価値が潜在的に悪影響を受けるリスクにもさらされている。このリスクを緩和するために、IFFImは、世界銀行と金利スワップ契約を締結している。かかる契約に基づいて、IFFImは、政府誓約金を世界銀行からのドル建変動金利受取債権に、そして債券を世界銀行に対する変動金利支払債務に効果的にスワップしている。

以下の表は、2019年12月31日に終了した年度および2018年12月31日に終了した年度における、IFFImの通貨および金利スワップの影響を受ける前および受けた後の、IFFImの公正価値による調整および支払利息を示している。

単位：百万米ドル	2019年		2018年	
	誓約金	債券	誓約金	債券
スワップの影響を受ける前の金利および公正価値による調整	95	(32)	(9)	(19)
通貨および金利スワップの影響	(21)	9	165	(9)
スワップの影響を受けた後の金利および公正価値による調整（純額）	74	(23)	156	(28)
スワップの影響を受ける前の債券支払利息		21		24

支払利息に関する債券スワップの影響		3		3
スワップの影響を受けた後の債券支払利息（純額）		24		27

上記に示したとおり、IFFImは、2019年度において、下記に述べる複数の要因により、誓約金に関する公正価値利得および誓約金スワップに関する公正価値損失を計上した。以下の表は、誓約金および誓約金スワップの公正価値による調整をさらに分析している。

単位：百万米ドル	2019年			2018年		
	誓約金	誓約金 スワップ	合計	誓約金	誓約金 スワップ	合計
GPC公正価値調整による公正価値利得	42	-	42	95	-	95
金利公正価値利得（損失）	19	(5)	14	(9)	42	33
外貨の公正価値利得（損失）	34	(15)	19	(95)	124	29
負債評価調整（純額）	-	(1)	(1)	-	(1)	(1)
公正価値利得（損失）（純額）	95	(21)	74	(9)	165	156

誓約金および誓約金スワップの公正価値による調整の各要素については、以下に記載される。

・ GPC公正価値調整による公正価値利得

財務書類の注1および注15に記載されているとおり、IFFIm適格国が国際通貨基金（以下「IMF」という。）に対する債務に関して長期遅延に陥る場合、寄付者は、寄付金の支払条件（以下「GPC」という。）によりIFFImに対する支払を減額することができる。したがって、寄付者による誓約金の公正価値を計算する際に、予測される寄付者からの将来キャッシュ・インフローは、GPCによる推定割合（以下「GPC公正価値調整」という。）により減額される。GPC公正価値調整は、世界銀行によって確率モデルを用いて計算され、かかるモデルは、実施国のいずれかが寄付者による誓約金の期間中にIMFに対し遅延に陥る可能性および期間を推定する。2019年度中、GPC公正価値調整は、9.4%から8.6%に減少した。寄付者による支払がなされた場合、当該支払は受領される日における実際のGPC水準によって減額される。財務書類の注15に記載されているとおり、参照ポートフォリオの2カ国（ソマリアおよびスーダン）は、それぞれ1%および0.5%のカントリー・ウエートであり、2019年度中にIMFに対して長期遅延に陥っていた。したがって、2019年度の寄付者による支払は、実際のGPC水準である1.5%減少した。GPC公正価値調整の減少と実際のGPC水準の低下が2019年度中の寄付者による支払に適用されたことで、GPC公正価値調整により42百万米ドルの誓約金に関する公正価値利得となった。

・ GPC公正価値調整による誓約金スワップの公正価値無調整

誓約金スワップ契約は、各寄付金がIFFImに譲渡された時点の実際のGPC水準で作成されるため、GPC公正価値調整は、誓約金スワップの評価に影響を与えない。2019年度の実際のGPC水準は1.5%を維持しており、したがって、2019年度の実際のGPC水準による誓約金スワップの公正価値調整は行われていない。

・ 金利公正価値利得（損失）

注15に記載されているとおり、誓約金および誓約金スワップは、割引キャッシュ・フロー法で評価される。2019年度の金利が低かったことから、誓約金および誓約金スワップに対してより低い割引係数が適用された結果、誓約金の公正価値は増加し、誓約金スワップの公正価値は減少した。しかし、誓約金の増加は、誓約金スワップの減少よりも14百万米ドル多かった。これは、(1)誓約金は、寄付者固有の金利で現在価値に割り引かれた一方で、誓約金スワップはスワップ・イールド・カーブで割り引かれたこと、および(2)前述のとおり、政府誓約金に伴う金利および外国為替レートリスクを緩和するために政府誓約金が米ドル変動利付資産にスワップされ

たことが原因であった。その結果、誓約金スワップの受領レグに米ドル変動利付の感応度がみられるが、これは誓約金自体の評価に存在しているものではない。

・外貨の公正価値利得（損失）

IFFImの誓約金の大半は、ユーロおよび英国ポンド建てである。さらに、IFFImが保有する豪ドル、ノルウェー・クローネおよびスウェーデン・クローナ建ての外貨の誓約金は少ない。2019年度に米ドルは、対英国ポンドで米ドル安、ユーロ、豪ドル、ノルウェー・クローネおよびスウェーデン・クローナに対して米ドル高となった。2019年度の対米ドルでの英国ポンド高による誓約金の公正価値への影響は、ユーロおよびその他の通貨に対する米ドル高の影響よりも大きかったため、誓約金に関して公正価値利得（純額）を計上した。上記のすべての影響額は、為替変動による34百万米ドルの誓約金の増加、および誓約金スワップの15百万米ドルの減少となった。

・負債評価調整（純額）

IFFImは、相手方の信用リスクおよびIFFImの信用リスクをそれぞれ考慮するために、デリバティブ・ポートフォリオの評価に信用評価調整および負債評価調整を含めている。0.8百万米ドルの負債評価調整（純額）が、2019年度の誓約金スワップの評価に含まれた。

上記に示したとおり、IFFImは、下記に述べる複数の要因により、債券および債券スワップに関する公正価値損失を計上した。以下の表は、債券および債券スワップの公正価値による調整をさらに分析している。

単位：百万米ドル	2019年			2018年		
	債券	債券 スワップ	合計	債券	債券 スワップ	合計
支払利息	(21)	(3)	(24)	(24)	(2)	(26)
金利公正価値（損失）利得	(10)	10	-	(8)	5	(3)
外貨の公正価値（損失）利得	(1)	2	1	13	(12)	1
金利および公正価値（損失）利得（純額）	(32)	9	(23)	(19)	(9)	(28)

債券および債券スワップの公正価値による調整の各重要な要素については、以下に記載される。

・支払利息

IFFImは、2019年度において、21百万米ドルの債券支払利息、および3百万米ドルの債券スワップの支払利息（純額）を計上した。

・金利公正価値（損失）利得

財務書類の注15に記載されているとおり、債券および債券スワップは、いずれも割引キャッシュ・フロー法で評価される。2019年度の金利が低かったことから、2019年度のIFFImの債券および債券スワップに対してより低い割引係数が適用された結果、債券の公正価値は減少し、債券スワップの公正価値が増加した。

・外貨の公正価値（損失）利得

IFFImの債券の一部は、南アフリカ・ランド建ておよびノルウェー・クローネ建てである。2019年度中、米ドルは、対南アフリカ・ランドで米ドル安、また、対ノルウェー・クローネで米ドル高であった。南アフリカ・ランド建ての債券に関する外貨の公正価値損失および南アフリカ・ランド建ての債券スワップに関する外貨の公正価値利得は、ノルウェー・クローネ建ての債

券に関する利得およびノルウェー・クローネ建ての債券スワップに関する損失よりも大きかったため、債券に関する為替差損（純額）は1百万米ドル、また、債券スワップに関する為替差益（純額）は2百万米ドルとなった。

(6) 【その他】

2019年度末から本書日付までに生じた重要な事実の概要については、「(4) 業務の概況」に含まれる「IFFImの主要な活動」を参照されたい。

本書に参照として組み込まれている、2019年12月31日および2018年12月31日に終了した年度のIFFImの財務書類は、本書に参照として組み込まれている報告書に記載されているとおり、独立監査人であるDeloitte LLPにより監査済みである。Deloitte LLPは、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会により監査業務を実施するために登録されている。

IFFImは公的機関の発行者として、英国の金融行為規制機構の情報開示と透明性に関する規則の第4条に規定されている一定の定期財務報告義務（半期財務報告書の提出義務を含む。）を免除されている。